

WTO 協定実施のための
キャパシティ・ビルディングに関する委員会
報告書

平成14年10月

国際協力事業団

鉦調工

JR

02-182

目次

はじめに - 委員会の位置付けとねらい -	IV
委員会名簿.....	VII
委員会での検討事項・議事内容一覧.....	IX
略語集.....	X
要約.....	XIII
第1章 WTO 協定実施支援に際しての基本的議論.....	1
1-1 本分野の世界的な動向と途上国協力の意義・必要性.....	1
1-2 途上国支援における我が国の立場.....	4
第2章 途上国における WTO 協定実施上の課題.....	7
2-1 WTO 協定実施上の課題の概観.....	7
2-2 各国に見られる共通の問題点.....	8
2-3 各国の発展段階や WTO 加盟段階等によって異なる問題点.....	14
第3章 国外関係機関の協力状況.....	19
3-1 WTO 事務局.....	19
3-2 世界銀行 (The World Bank)	24
3-3 国連貿易開発会議 (UNCTAD)	27
3-4 OECD.....	28
3-5 APEC.....	30
3-6 世界知的所有権機関 (WIPO)	31
3-7 欧州委員会.....	32
3-8 米国.....	35
3-9 カナダ.....	37
3-10 豪州.....	38
3-11 英国.....	39
第4章 途上国 WTO 協定実施に係るキャパシティ・ビルディング支援の在り方.....	41
4-1 協力プロジェクト・アウトラインの検討.....	43
4-2 協力プロジェクトのデザイン.....	48
4-3 協力プロジェクトの評価.....	59
第5章 各分野の支援方法.....	64
5-1 貿易・投資自由化の意義の啓蒙.....	64
5-2 アンチダンピング、補助金相殺関税、セーフガード等のルール面.....	65
5-3 TBT 協定.....	69
5-4 TRIPS 協定.....	73
5-5 GATS.....	78

5-6	紛争処理	82
5-7	農業/SPS	86
5-8	国内コーディネーション体制	89
5-9	新分野	92
5-10	新規加盟国、加盟準備国	97
第6章 我が国の支援の在り方、今後の方向性		99
6-1	基本的な考え方	99
6-2	支援の在り方	100
6-3	支援にあたっての留意事項等	101
6-4	国内外関係機関との連携協力	102
	【参考資料】	104
	図表一覧	104
	JICAによるWTOキャパシティ・ビルディング関連活動実績・予定	106
	関連ホームページアドレス一覧	110
	参考文献	112

はじめに - 委員会の位置付けとねらい -

国際協力事業団（JICA）では、APEC 地域に属する開発途上国に対する WTO 協定実施キャパシティ・ビルディング支援に関する有効な方策と効果的な協力手法を検討することを目的として、「APEC における WTO 協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会」（以下、「委員会」）を設置し、検討を行った。

委員会は松下満雄成蹊大学教授を委員長とし、学識経験者、関係府省、関係機関の参加と協力を得て平成 12 年 1 月から平成 14 年 7 月まで計 6 回にわたって会合を行った。本委員会の設置と前後して具体的な協力案件である JICA による開発調査「APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム」が開始され、本委員会はこのプログラムの日本国内での支援委員会としての役割も担い、効果的な支援手法に対するインプットを行った。

上記のテーマを委員会で取り上げるに到った背景と経緯、本報告書のねらいおよび構成は以下のとおりである。

背景・経緯

- ・ 経済のグローバル化が進捗し、国境を越えた財やサービスの取引が活発化しているなか、開発途上国が円滑に貿易自由化に対応した政策を立案・実施していくことはその経済発展にとって不可欠である。
- ・ 特に、WTO は世界的な貿易体制の基本的な枠組みであり、WTO 体制への参加を通じて開発途上国がメリットを享受するためには、WTO 協定の内容を十分に理解し、国内法によって履行していくこと、即ちその権利と義務を適切に行使していくことが必要である。
- ・ 他方、一般的に開発途上国の行政の体制は脆弱であり、WTO 協定に対応した国内法制度を整備し、運用していくことには様々な困難が存在する。そのため、WTO 体制への適正な参加を目指して開発途上国のキャパシティ・ビルディングを図ることが極めて重要な課題となっている。
- ・ このような観点から、我が国は 2000 年、APEC 貿易大臣会合の場で APEC 域内途上国の WTO 協定実施に向けたキャパシティ・ビルディング戦略プランの作成を提案し、続いて域内途上国エコノミーのニーズ調査実施においてイニシアティブを発揮し、調査結果に基づきキャパシティ・ビルディング協力の方向性、優先度等を示した「戦略的 APEC 計画」を策定した。
- ・ 同年 11 月の APEC 首脳会合においてメンバーエコノミーは同計画を今後の協調行動の基礎とすることを承認した。これを受けて、JICA は具体的な協力案件の形成に向けた活動を行うこととなった。
- ・ 本分野は比較的新しい協力分野であり、より効果的な技術協力を実施するためには

日本国内の支援体制を構築しておくことが必要である。また、JICA として有する技術協力ツールを総合的に活用していくことが効果をもたらす。さらに、国内に存在する種々のリソース、他ドナーや国際機関等の有するツールとのより有機的な連携を通じて対応することも必要である。こうした認識のもと、広く国内の政府・学界等の関係者が今後の WTO キャパシティ・ビルディングに関する協力の方策を検討するため、委員会を設置することとなった。

報告書のねらいと特徴

- ・本報告書は、委員会での検討結果を取りまとめたうえで有用な周辺情報を追記して作成したものである。わが国が WTO キャパシティ・ビルディング分野への協力を実施するにあたり関係する実務担当者、専門家が利用することを想定し、途上国が抱える問題への基本的認識、支援にあたっての方法論と留意点、今後の支援の方向性、他協力機関の動向について示唆と情報を与えることを目的としている。
- ・今回の委員会では委員会の開催と並行してその提言を随時反映させる形で具体的な APEC 域内諸国へのキャパシティ・ビルディング協力を進めてきた。したがって、協力の現場での教訓等を出来る限り報告書の内容に取り入れる努力をしている。これが本報告書の特徴の一つである。一方で、協力の評価は現在実施中の協力の進捗や成果を踏まえてさらに検討すべき課題である。成果の評価のような本報告書中で十分議論が尽くされていない課題については、今後報告書の改訂等の機会を捉え改善していくこととしたい。

報告書の構成

本報告書は以下の 6 章から構成されている。各章で取り上げた論点、ポイントは以下のとおりである。

第 1 章 WTO 協定実施支援に際しての基本的議論

本分野の支援実施に当たっての基本的な視座を提供することを目的に、世界的な動向、協力の必要性とその意義及び我が国の立場について解説する。

第 2 章 途上国における WTO 協定実施上の課題

途上国が WTO 協定を実施するために直面している課題を、途上国共通の課題、国別の事情により異なる課題に分けて整理を試みた。

第 3 章 国外関係機関の協力状況

本分野への支援は、WTO 事務局、国際機関、二国間ドナー等により昨今活発に行われている。これらの動向、各協力主体が重視している分野・地域、協力の特徴についてヒアリング、文献調査等により取りまとめた。

第 4 章 途上国 WTO 協定実施に係るキャパシティ・ビルディング支援の在り方

本章と第 5 章では具体的な支援の方法論を展開する。本章ではプロジェクト全体の

企画、設計方法、評価および運営にあたっての留意点等を解説する。

第5章 各分野の支援方法

WTO 協定実施に関する支援は幅広い分野を扱うことから、取り扱うイシューごとにそのアプローチと内容を調整することが必要である。本章では 10 種の支援項目（個別の WTO 協定またはイシュー）を取り上げ、それぞれについて着眼点を抽出するとともに、途上国が抱えている問題に即した支援の方法と実施時の留意事項、評価方法について記載した。

第6章 我が国の支援の在り方、今後の方向性

今後日本が本分野への支援を展開していくにあたり、そのアプローチと実施方法、今後の方向性および留意事項について提言を行った。

なお、本報告書に記載された内容は本委員会の委員の責任のもとで取りまとめられたものであり、各委員が属する組織としての意見を代表したものではない。

委員会名簿

(委員長)

松下 満雄 成蹊大学教授

(委員)

相澤 英孝 早稲田大学教授

石黒 一憲 東京大学法学部教授

木村 福成 慶應義塾大学 経済学部教授

小寺 彰 東京大学 大学院総合文化研究科教授

佐分 晴夫^{*2} 名古屋大学法学部教授

高瀬 保 青山学院大学客員研究員^{*1}

田村 次朗 慶應義塾大学 法学部教授

長岡 貞男^{*2} 一橋大学イノベーション研究センター

山根 裕子 政策研究大学院大学教授

渡辺 頼純 外務省経済局参事官^{*3}

*1 第5回委員会までは東海大学教授

*2 第3回委員会以降委員を委嘱

*3 第5回委員会までは大妻女子大学教授

(オブザーバー)

経済産業省 ^{*4}	貿易経済協力局技術協力課
経済産業省	通商政策局通商機構部
経済産業省	基準認証ユニット国際チーム
経済産業省	産業技術環境局標準課
経済産業省	通商政策局地域協力課
経済産業省	特許庁総務部国際課地域政策室
外務省	経済協力局開発協力課
外務省	経済局国際機関第一課
外務省	経済局開発途上地域課
総務省 ^{*5}	公正取引委員会官房 国際課
総務省	総合通信基盤局国際部国際経済課
総務省	総合通信基盤局国際部国際協力課
農林水産省	総合食料局国際部国際企画課対外政策調整室
財務省 ^{*6}	関税局調査課
金融庁	総務企画局国際課
公正貿易センター	
日本貿易振興会	経済情報部経済情報課
国際協力事業団	企画・評価部企画課
国際協力事業団	アジア第一部計画課
国際協力事業団	アジア第一部東南アジア課
国際協力事業団	アジア第一部インドシナ課
国際協力事業団	アジア第二部中央アジア・東アジア課
国際協力事業団	中南米部南米課
国際協力事業団	鉱工業開発協力部鉱工業開発協力第一課
国際協力事業団	国際協力総合研修所国際協力専門員室

(事務局)

国際協力事業団 鉱工業開発調査部

(事務局コンサルタント)

UFJ 総合研究所^{*7}

*4 経済産業省は2001年1月以前は通商産業省、以下同じ

*5 総務省は2001年1月以前は総務庁、郵政省及び自治省、以下同じ

*6 財務省は2001年1月以前は大蔵省

*7 UFJ 総合研究所は2002年4月以前は三和総合研究所

2002年8月現在

委員会での検討事項・議事内容一覧

回数/日時	議事内容
第1回 2000年12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本委員会の趣旨説明 ・ APECにおけるWTO関連キャパシティ・ビルディング提案について ・ 各国のニーズ概要
第2回 2001年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査中間報告 ・ TRIPS協定に関する我が国の国際協力の現状と今後の展望 ・ TBT協定に関する我が国の国際協力の現状と今後の課題
第3回 2001年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度「APEC域内途上国におけるWTOキャパシティ・ビルディング・ベースライン調査」報告 ・ 本委員会主催タイ現地セミナー報告 ・ タイにおける開発調査の進め方についての報告 ・ アンチダンピング協定に関する我が国国際協力の課題 ・ 競争政策に関する技術協力
第4回 2001年1月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ APECにおけるWTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム進捗状況報告 ・ ドーハ閣僚会議における途上国キャパシティ・ビルディングに関する議論と今後の途上国支援の在り方 ・ 委員会の取りまとめ、成果品について
第5回 2002年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア各国のハイレベルカウンターパートを招いてのミニワークショップ（開発調査プログラム調査団長、経団連、国際協力専門員からのプレゼンテーション、カウンターパートからのプレゼンテーション、委員との意見交換）
第6回 2002年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ APECにおけるWTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム進捗状況報告 ・ APEC貿易大臣会合参加報告およびWTO事務局での途上国キャパシティ・ビルディング支援に関する最近の議論について ・ 委員会報告書（案）の内容について

略語集

略語	正式名称	日本語対訳	属性 *	HP **
A				
ABAC	APEC Business Advisory Committee	APEC ビジネス諮問委員会	(a)	
ACP	Africa, the Caribbean, and the Pacific	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	(e)	
AD	anti-dumping	アンチダンピング	(c)	
AFTA	ASEAN Free Trade Area	ASEAN 自由貿易地域	(a)	
AGILE	Accelerating Growth, Investment, and Liberalization with Equity activity	(米国による)「公平な成長、投資及び自由化の促進」プロジェクト	(b)	
AIDCO	Europe Aid Co-operation Office	欧州援助協力局	(d)	
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力	(a)	
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合	(a)	
AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁	(d)	
B				
BIA	built-in-agenda	ビルト・イン・アジェンダ	(c)	
BSN	Badan Standardisasi Nasional (National Standardization Agency)	インドネシア国国家標準庁 国際協力局	(d)	
C				
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁	(d)	
CTE	Committee on Trade and Environment	貿易と環境に関する委員会	(c)	
CVD	countervailing duties	相殺関税	(c)	
D				
DAC	Development Assistance Committee	OECD 開発援助委員会	(a)	
DDAGTF	Doha Development Agenda Global Trust Fund	ドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンド	(e)	
DFID	Department for International Development	英国国際開発省	(d)	
DIP	Department of Intellectual Property	タイ国商務省知的財産局	(d)	
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解	(c)	
E				
EC	European Commission	欧州委員会	(d)	
EU	European Union	欧州連合	(a)	
F				
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	(a)	

*注) 各略語の「属性」は、以下の分類に従う。

- | | | |
|----------------|------------|--------------|
| (a) 国際機関・地域統合等 | (b) 開発支援関係 | (c) WTO 協定関係 |
| (d) 各国・政府関係機関等 | (e) その他 | |

**注) 印はホームページ・アドレスあり(参考資料 107 ページ参照)

G				
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービス貿易に関する一般協定	(c)	
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定	(c)	
GRP	Good Regulatory Practice	適正実施基準	(c)	
I				
IEC	International Electrotechnical Commission	国際電気標準会議	(a)	
IF	Integrated Framework (for Trade-Related Technical Assistance to Least-Development Countries)	(LDC のための貿易関連技術支援) 統合フレームワーク	(b)	
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金	(a)	
IPR	intellectual property right	知的財産権	(c)	
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構	(a)	
ITC	International Trade Center	国際貿易センター	(a)	
J				
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力事業団	(d)	
JIS	Japan Industrial Standard	日本工業規格	(e)	
L				
LDC	Least Developed Countries	後発開発途上国	(e)	
M				
MAI	Multilateral Agreement on Investment	(OECD における) 多国間投資協定	(e)	
MEAs	Multilateral Environmental Agreements	多国間環境協定	(e)	
MRA	mutual recognition agreement	相互承認協定	(e)	
N				
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織	(e)	
O				
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	(a)	
P				
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネジメント	(b)	
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス	(b)	
PNG	Papua New Guinea	パプアニューギニア	(e)	
S				
SG	safeguard measures	セーフガード措置	(c)	
SIRIM	Standards and Industrial Research Institute of Malaysia	マレーシア国標準工業研究所	(d)	
SOM	Senior Officials Meeting	APEC 高級事務レベル会議	(a)	
SPS	sanitary and phytosanitary measures	衛生植物検疫措置	(c)	
T				

TA	technical assistance	技術支援	(b)	
TBT	technical barriers to trade	貿易の技術的障害	(c)	
TC/SC	Technical Committee/Sub-Committee	(ISO) 技術委員会 / 分科委員会	(a)	
TILF	(APEC) Trade and Investment Liberalization and Facilitation (Fund)	(APEC) 貿易及び投資の自由化及び円滑化 (基金)	(b)	
TISI	Thai Industrial Standards Institute	タイ国工業省工業規格研究所	(d)	
TPR	trade policy review	貿易政策審査	(c)	
TRIM	trade-related investment measures	貿易関連投資措置	(c)	
TRIPS	trade-related aspects of intellectual property rights	知的所有権の貿易関連の側面	(c)	
TRTA	Trade Related Technical Assistance	貿易関連技術支援	(b)	
U				
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議	(a)	
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画	(a)	
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国連工業開発機関	(a)	
UNECA	United Nations Economic Commission for Africa	国連アフリカ経済委員会	(a)	
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁	(d)	
USBTA	US-Vietnam Bilateral Trade Agreement	米越通商協定	(e)	
W				
WHO	World Health Organization	世界保健機構	(a)	
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関	(a)	
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関	(a)	

要約

1. WTO 協定実施支援にあたっての基本的議論

- ・ WTO を中心とする多角的自由貿易体制の安定的な維持・発展には、世界の大半を占める途上国の健全な参画が不可欠である。しかしながら、途上国の多くは、自由貿易体制の利益を享受するために必要な人的、制度的、財政的な能力を十分に有していない。
- ・ これまで、開発援助の世界において貿易関連支援は、輸出促進や税関の自動化といった限られた内容で捉えられてきた。しかし、近年、援助コミュニティはより広い意味での貿易関連支援の重要性及び緊急性を認識するに至っている。WTO 協定を始めとする貿易ルールは、環境、労働、投資等の開発課題との関係を一層深化させている。その中で、「開発における貿易のメインストリーム化」が唱えられ、貧困削減戦略との関係でもその重要性が高まっている。
- ・ WTO 体制は、加盟国の経済停滞による内向き政策の採用、地域主義の台頭といった困難に常にさらされている。同時に、国際貿易ルールの策定プロセスにおける先進国と途上国の対立も近年深刻化している。WTO 体制の安定的な発展には、幅広い途上国の同意とフルコミットメントが益々不可欠となっている。
- ・ 途上国の WTO 協定実施キャパシティの向上は、途上国が国際的な自由貿易体制に適切な統合を果たし、そこから十分な果実を享受していくうえで不可欠な要素であり、この面での支援活動は、貿易・開発の両面においてグローバルな利益をもたらすと考えられる。WTO 体制の利益を享受してきた国の一つとして、我が国もこの分野への積極的な貢献が求められている。

2. 途上国における WTO 協定実施上の課題

- ・ 途上国の WTO 協定実施上の課題は、WTO 原則の国内政策への反映、政策に沿った交渉実施、WTO 統合的な国内法整備、および履行の確保、に整理される。支援を実施する際には、これら異なる次元の課題へ対処するための関係者の知識向上、人材育成および組織体制の整備・強化の側面からそれぞれ内容を検討することが必要である。
- ・ 途上国では WTO 協定の理念、ルールを自国の産業政策の中で適切に位置付ける政策立案能力や、自国の産業分析を踏まえたルールメイキングのための交渉能力が十分でない。これは、経済的なインプリケーションを含む協定の内容に対する理解不足や、国内関係機関の調整体制が脆弱であることに主として起因している。
- ・ 一括受諾した WTO 協定に対して統合的な国内法制度を整備することに関して自国内の問題を認識している途上国は多く、この分野への途上国支援ニーズは大きい。また、法制度整備が進んだ国においても、制度の運用、執行面で種々の困難を抱え

ている場合が多い。

- ・各国の経済発展段階や WTO 加盟段階によって優先的に解決すべき問題点の所在は異なる。未加盟国においては WTO が国内経済・産業に与えるインパクトの理解および自由貿易体制に関する知識の普及啓蒙、新規加盟国においては協定整合的な法整備および新規権利義務の理解、既存加盟国においては制度の運用、交渉能力強化がそれぞれ重要課題となる。

3. 国外関係機関の協力状況

- ・多くの国際機関・援助国により貿易関連キャパシティ・ビルディング支援が実施されている。ドーハ閣僚宣言において途上国のキャパシティ・ビルディングの重要性が再確認されたことにより、本分野での活動をさらに強化する機運が高まっている。
- ・各ドナーが自ら得意な分野を中心に様々な対象分野・方法で支援を実施している。これらドナーの特徴を踏まえ、重複を避けつつ協調して支援を行う必要がある。また、その際には現在我が国が実施している支援の中からのレッスンやノウハウを共有・活用していくことが必要である。

4. 途上国 WTO 協定実施に係るキャパシティ・ビルディング支援の在り方

- ・我が国が本分野への支援を行うにあたっての考え方の前提は「途上国の適切な参画を通じた中長期的な WTO 体制の堅持」である。また、協力プロジェクトを実施するにあたっての上位目標は「途上国が WTO 体制から享受する利益を最大化すること」であり、この目標をプロジェクト検討初期から相手側・日本側関係者で共有することが必要である。
- ・支援による具体的な到達成果であるプロジェクト目標（上位目標の下に位置付けられるプロジェクトの達成目標）を設定する際には、支援対象国の抱えている問題、ニーズを的確に把握することが重要である。WTO 協定実施に係る困難のうち、どのような課題に優先度を高く設定するかについて、相手側との間で目的を共有化し、適切なアウトプット形態を検討しつつプロジェクト目標を設定し、それに応じた支援メニューを決定していくことが必要である。また、WTO 協定の扱う分野は非常に幅広く、分野毎に求められる内容、対象者も異なることから、プロジェクト全体の規模が大きく、複数の協定を扱う場合は、プロジェクトをその内容により「コンポネント」に分け、コンポネント毎に目標、活動内容を検討していくこととなる。
- ・具体的なプロジェクトデザインを行うにあたっては、主として以下の項目に留意することが必要である。

カウンターパート、ステークホルダーの明確化による相手側体制の確立

- 支援コンポネント毎の有効な支援対象者の特定、設定
- 相手側オーナーシップの確保、カウンターパート機関との連携

- 支援分野・形態に合わせた人的支援リソースの確保
- 継続性・持続性の確保を目的とした活動項目の設定
- 中立性・公平性の確保
- ドナー調整による支援活動の重複の回避と効率的な支援アレンジメント
- ・協力プロジェクトの評価は今後の効率的・効果的な支援を実施するために不可欠なものである。本分野への支援は中長期的な効果が見込まれるものであり、プロジェクト終了時での一義的な評価は困難であるが、プロジェクト内で実施した技術移転活動の効果測定、事前評価時に設定した目標の達成度評価等を通じて評価を行うことが可能である。

5. 各分野の支援方法

- ・ WTO 協定実施支援は、各協定において取り扱う対象、内容が異なり、また範囲も広範にわたることから支援項目毎にその方法、留意事項等も異なってくる。本報告書では以下の 10 種の支援項目に分類した。支援にあたっては途上国のニーズに応じこれらの項目を組み合わせていくこととなる。
- ・ 1999 年のシアトル閣僚会議において象徴的に顕在化したとおり、WTO を中心とした世界自由貿易体制に対しては、現在もなお、途上国や市民社会から慎重な姿勢が示されている。「1. 貿易・投資自由化の意義の啓蒙」はこのような現状認識下で、政府のみならず産業界を含む途上国市民社会に対して広く啓蒙を行うことを目標としている。
- ・ 「2. アンチダンピング・補助金相殺関税・セーフガード等のルール面」_Ⓜ、「3. TBT 協定」_Ⓜ、「4. TRIPS 協定」_Ⓜ、「5. GATS」_Ⓜ、「6. 紛争処理」_Ⓜ、「7. 国内コーディネーション体制」_Ⓜ、「8. 農業/SPS」は各協定別の WTO 協定実施能力を向上させることを目的としたアプローチである。協定の理解、国内制度の適合性チェック・制度見直し、履行能力の向上を目指した活動を通じて協定毎の WTO 協定実施能力を向上させることを目的としたアプローチである。「9. 新分野」は、国際的動向の理解、国内へのインパクト分析等による政策検討能力の向上支援を行うことが主なアプローチである。
- ・ APEC 地域における支援対象予定国としては、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンなどの WTO 加盟国に加えて、中国などの新規加盟国やベトナムなどの加盟準備国も含まれる。そのため、これらの国々への支援についても「10. 新規加盟国・加盟準備国」として検討した。各分野における支援方法としては、まず事前の関連省庁へのヒアリングなどから各途上国国内のニーズを把握したうえで、テラーメード型の支援プログラムを作成し、日本国内外の WTO 有識者を講師としたセミナー、ワークショップ、トレーニング等を行う手法が中心となる。
- ・ プロジェクトの評価方法としては、アンケート調査などによるプロジェクト参加者からのフィードバックに加えて、途上国の関連諸官庁における WTO 専門家数の増

加などの定量的な評価方法も取り入れることが必要である。但し、いずれの分野においてもその成果は中長期的に実現されるものであることから、支援プロジェクトの期間内に結果を把握することには困難が伴うことにも留意が必要となる。

6. 我が国の支援の在り方

(1) 基本的な考え方、支援方針

本委員会では、主に「現行 WTO 協定の実施能力の向上支援」にフォーカスした協力を扱ってきたが、今後は、より広い見地から産業政策や貿易政策の立案・遂行能力向上や貿易関連の法制度整備等、協定履行のための基盤整備を含む「WTO 関連キャパシティ・ビルディング」への支援に取り組む必要が生じる可能性が高い。その際、以下のような視点を念頭に置きつつ、協力の成果を明確にした上で取り組む必要がある。

- 1) 途上国の中長期的な開発の視点
- 2) WTO 体制の維持発展の視点
- 3) 開発政策と通商政策のバランス

(2) 支援の在り方・方法

WTO キャパシティ・ビルディング支援実施に際しては、以下の点への配慮が求められる。

- ・相手側の実務的な知識の理解、実施面の重視による具体的な成果の追求
- ・各国固有の事情に配慮したオーダーメイド型のプログラムの展開、WTO 協定に関する交渉の進捗を踏まえた適切なテーマ選定
- ・日本側リソースの得意分野への支援の注力、日本の経験の共有の観点からのプログラム構築
- ・幅広い相手側関係者の参画およびオーナーシップの確保
- ・既存の協力プログラムとの連携、協調

(3) 支援にあたっての留意事項等

上述の課題を効率的に遂行していくためには、現地リソースの活用及びカウンターパートとのコミュニケーションを通じた現地の実情の適切な把握、現地語への翻訳による的確な知識移転が必要となろう。また、事前・中間・事後評価の活用による確かつ効率的なプロジェクトの運営・管理が求められる。

第1章 WTO 協定実施支援に際しての基本的議論

途上国が貿易自由化という世界の潮流と調和した経済発展を実現し、WTO を中心とする世界の自由貿易体制の利益を十分享受し得るよう参加を促進していくことが、本分野の開発援助活動を行っていくうえでの最も重要な視点である。

1-1 本分野の世界的な動向と途上国協力の意義・必要性

(1) WTO を中心とする自由貿易体制の潮流と途上国開発との関係

WTO は、第2次世界大戦後の自由貿易体制の構築において中心的役割を担ってきた「関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)」を拡大・発展させる形で1995年に設立された、国家間の国際貿易ルールを規定する唯一の国際機関である。WTO は、最恵国待遇¹と内国民待遇²から成る無差別原則を基本とし、漸進的自由化によって多角的貿易体制の促進を担う。

2002年1月現在、加盟国数は144カ国に上り、そのうち途上国が4分の3を占める。WTO は、関税の引き下げや貿易制限の削減等のGATT時代からの物品に関する貿易ルールに加えて、サービス貿易や知的財産権等を新たに規定の対象に加えている。また、非関税障壁や貿易救済措置に関わる協定を整備し、紛争解決機能を強化する等、GATT時代に比べて、その対象範囲と拘束力は大幅に拡充されている。世界の貿易体制全体に目を向けると、WTO による多国間の貿易制度に加えて、二国間及び地域間の複数国間貿易協定が網の目のように張り巡らされており、貿易体制そのものが年々、多様化、複雑化の様相を見せている。

多角的貿易体制の安定的な維持・発展には、世界の大半を占める途上国の健全な参画が不可欠である。しかし、WTO を中心とした国際貿易ルールの複雑化は、先進及び途上加盟国に対して、国内ルールの国際ルールへの整合化に向けて多大な努力と作業を要し、特に途上国においては、人的、制度的、財政的制約から課題が山積している。

近年、グローバル化のマイナス側面が強調されることが多い。しかし、貿易自由化による貿易の促進は、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発と流入等をもたらすとされており、グローバル化の途上国開発へのプラスのインパクトもまた確認されている。従って、途上国がその発展段階に応じた自由化を行った上で国際的な自由貿易体制に適切な統合を果たし、そこから十分な果実を享受することは、持続可能な開発に不可欠である。

¹ いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国の同種の産品に対して即時かつ無条件に与えなければならないこと。

² 輸入品に対して同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならないこと。

長い間、開発援助の世界において貿易は輸出促進や税関の自動化といった限られた内容で捉えられるにとどまってきた。しかし、近年、援助コミュニティーはより広い意味での貿易関連支援の重要性及び緊急性を認識するに至っている。WTO 協定をはじめとする貿易ルールは、近年、開発に係る多様な課題との関係を一層深化させており、国際貿易を途上国の持続的開発への有効なツールとして位置付けようとする流れが生れている。その中で、「開発における貿易のメインストリーム化」が唱えられ、貧困削減戦略との関係においても重要であるとの意識が共有されつつある。WTO に加えて、世界銀行、UNCTAD 等の国際機関、米国、欧州、カナダ、豪州等の二国間援助機関が本分野での支援を本格的に展開しつつあり、また OECD も“Strengthening Trade Capacity for Development (開発に向けた貿易能力強化)”と題する報告書を 2002 年 4 月に発表し、先進国に本分野での支援の必要性を訴える等、貿易関連支援は、援助の世界での一つの大きな潮流になるに至っている。

なお、現在の国際経済に関する大きな枠組みとして、本報告書で中心的に扱う WTO を中心とする貿易問題に係るフレームワークとともに、世界銀行、IMF 等を中心とする金融・開発金融のフレームワークが存在している。WTO を中心とする貿易フレームワークにおいて途上国への配慮や支援の重要性への認識が高まる中で、世界銀行や IMF を中心とする既存の援助フレームワークとの関係やバランスにも留意しつつ、貿易問題に係るフレームワークにおける開発援助活動を途上国・先進国双方に支持されるよう拡充・発展させていくことが今後の課題である。

(2) WTO を中心とする自由貿易体制に対する途上国が抱える困難

途上国が自由貿易体制に自国の国益に合致した形で参加し、継続的に利益を享受するためには、長期的視野に立った貿易政策の立案・施行が不可欠である。このためには、途上国が自国産業に関し、輸出競争力や貿易の現状と将来性を把握し、そのうえで輸出入産業政策を立案・実行し、さらに許容可能な範囲・ペースで WTO 協定を実施していくことが重要である。

しかし、多くの途上国は、程度の差はあるものの、政治・社会情勢の安定性の欠如及び経済・産業基盤の脆弱性を抱えているのが現状である。経済の発展段階や国情により具体的な問題点は異なるが、一般的に、政治・社会情勢の面では、汚職、政策決定プロセスへの参加機会の欠如、透明性及び競争の欠如、法の支配の不徹底、公的部門への信頼性の欠如、既得権益の保持を目的に改革に反対する守旧派の存在、等が見られる。また、経済・産業基盤の面では、貧困、財政状況の悪化、国際競争力のある国内産品育成努力の不足、少数の産品に頼った貿易構造、等が挙げられる。また、これらの要因は相互に関係し合い、一層複雑化の様相を見せている。

以上のような理由により、多くの途上国においては中長期的視点に立った政策立案が困難となっており、これが途上国の抱える困難の背景となっている。

(3) 自由貿易体制に対する途上国の困難の発露

近年、途上国側から自由貿易体制の在り方について明確な意志表示がなされるようになってきている。代表的なケースとして、1999年12月に開催されたWTO第3回シアトル閣僚会議の頓挫が挙げられる。本閣僚会議はWTO発足後初の包括的自由化交渉を立ち上げることを目途とした閣僚会議であったが、各国間で大きな立場の違いがあり、ラウンドの立ち上げに至らなかった。途上国に関連する主な論点として、貿易と労働、投資ルールが挙げられる。貿易と労働については、米国が国内におけるWTO支持の取り付けを理由として貿易と労働に関する作業部会の発足を主張したことに對し、安価な労働力を国際競争力獲得の基盤とする途上国側が強く反発し、合意に至ることができなかった。また、投資ルールについては、インド、パキスタン等の途上国が交渉を示唆する一切の表現を受け入れられないとし、意見の収斂を見ることができなかった。さらに、開発途上国は、会議の運営の不透明性に対して集団的に反発の声を上げた。

本閣僚会議は、国際貿易ルールの策定において途上国の意志が明確に表示され、結果に多大な影響を与えた初めての場とも言える。また、同時に、今後のWTOを初めとした国際貿易ルール策定が途上国の参画なしに不可能であること、そして国際社会として途上国が持つ貿易自由化への懸念や不安に対応することが不可欠であることが明確化し、貿易問題が新たな時代に入ったことを示す場ともなった。

途上国の意志表示に対する全加盟国の認識がWTOの場において明らかになった機会として、2001年11月の第4回閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言における途上国配慮、「実施」問題に関する決定、知的所有権（TRIPS）協定と公衆衛生に関する宣言が挙げられよう。「実施」問題に関する決定においては、農業補助金ルールの途上国への適用緩和、ローカルコンテンツ撤廃期限の延長、先進国における繊維の輸入枠拡大等の自由化措置の検討、ダンピング防止措置の繰り返し調査の抑制、補助金ルールの一層の緩和、途上国配慮条項の活性化等を規定している。また、キャパシティ・ビルディングの必要性にも繰り返し言及している。TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言においては、HIV/AIDS、結核、マラリア等の感染症といった途上国等を苦しめる公衆衛生の問題の重大性に基つき、TRIPS協定が国家的緊急事態において、加盟国が公衆衛生を保護するための措置を取ることを妨げず、また妨げるべきではないことに合意している。また、公衆衛生の保護、特に医薬品へのアクセスを促進するという加盟国の権利を支持するような方法で、協定が解釈され実施され得るし、されるべきであることを確認している。以上のような点から、新ラウンド交渉は従来の「ラウンド」という言葉を用いず、途上国への配慮から「アジェンダ」という言葉を用いて「ドーハ開発アジェンダ」と呼ばれるに至っている。なお、キャパシティ・ビルディングの短期的な目標のひとつは、キャパシティ・ビルディングによって途上国による他の交渉

参加国や WTO 体制それ自体への信頼が高まり、同ラウンド交渉によって先進国・途上国双方が合意し得る結果に至ること、すなわち新ラウンドの成功裏の妥結と考えることができる。

1-2 途上国支援における我が国の立場

(1) 途上国と我が国が共有する WTO を中心とする自由貿易体制の維持の重要性

GATT/WTO 体制は、貿易自由化を通じて先進国のみならず途上国の経済発展と福祉の向上を目指すためのルールを提供する枠組みである。

我が国の戦後の経済発展は海外との貿易に負うところが大きく、我が国は自らを GATT/WTO 体制の恩恵を最も多く受けてきた国の一つとして認識している。我が国は GATT 加入により、無差別で透明な国際貿易枠組みによる恩恵を享受し、貿易自由化に対応させた産業政策の採用が今日の成長を生み出してきたと言えよう。貿易量の増加に伴い、我が国の GATT/WTO におけるプレゼンスは拡大し、アメリカ、カナダ、欧州とともに「四極」の一つとなるに至っている。それに伴って、一層の影響力の増大が進むと共に、自由貿易体制の維持・発展にさらなる責任が求められるようになっていく。

WTO を中心とした自由貿易体制の堅持と発展は我が国の利益でもあり、今次ラウンドを通じて継続的に追求していくべきものである。GATT は 1930 年代のブロック主義の反省に基づき、無差別主義を原則として作られた自由貿易体制であり、第二次大戦後の国際経済復興の基盤として重要な役割を果たした。しかし、GATT/WTO 体制は必ずしも堅固ではなく、加盟国の経済的停滞による内向きの政策の採用、シアトル閣僚会議の失敗等により顕著となったアンチ・グローバルゼーションおよび地域主義の台頭、加盟国の政治的理由による一方的措置の濫用等の脅威に常にさらされているのが現実である。従って、WTO 体制を維持・発展させていくには加盟国のたゆまない努力が必要であり、WTO 体制堅持への貢献は我が国の重要課題でもある。

途上国の WTO 協定履行に関わるキャパシティの向上は、自由貿易体制の維持・強化に資するものである。また、貿易自由化に対応した産業政策を実施し、自由貿易体制下での利益を享受してきた経験やノウハウを共有することにより先進国・途上国相互の利益となり得る。今日、日本経済のさらなる発展のためにも、我が国として様々な方法による WTO 体制の維持・強化への更なる貢献が求められている。

(2) WTO 関連キャパシティ・ビルディングの支援の枠組み

日本政府は、WTO 関連キャパシティ・ビルディング支援に向けて、多国間、地域内、二国間の枠組みで既に様々な支援を展開している。多国間の枠組みでは、WTO、UNCTAD、WIPO 等における技術協力活動への資金拠出、地域的枠組みでは、「戦略的 APEC 計画」(下記(3)に詳述)の策定及び実施、APEC TILF 基金への拠出等が挙げられる。二国間の枠組みでは、「戦略的 APEC 計画」に基づくタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンに対する JICA による支援、財務省による関税評価協力(関税関連)、特許庁による「1,000 人研修」(TRIPS 関連)、経済産業省による基準・認証分野での協力(TBT 関連)等が挙げられる。(他の枠組み及びドナーによる支援に関しては、第5章にて詳述する。)

(3) APEC における我が国のイニシアティブ

我が国は、APEC の場において「WTO グループ(現在は「WTO キャパシティ・ビルディング・グループ」と改称)」の Leading Economy として、キャパシティ・ビルディングに係る情報交換等を牽引し、また APEC 諸国に対する支援枠組みの構築を主導してきた。我が国は 2000 年 6 月の APEC 貿易担当大臣会合において、APEC 域内エコノミーのキャパシティ・ビルディングに向けた戦略を作成することを提案し、同年 9 月から 10 月にかけて、域内 9 エコノミー(インドネシア、PNG、タイ、マレーシア、中国、ペルー、フィリピン、ヴィエトナム、台湾)を対象にニーズ調査を実施した。本調査結果は、同年 11 月の APEC 閣僚会議において「戦略的 APEC 計画」として提出され、今後の WTO 関連支援活動の基礎として各閣僚から承認された。本計画は二国間支援の枠組みに移行され、具体的な支援が展開されることとなった。

2000 年 12 月より、JICA は開発調査の枠組みで本計画に基づく支援を行うべく、タイより順次 ASEAN4 カ国と支援内容に係る協議を実施し、2001 年 8 月より、開発調査の枠組みで 1 カ国目となるタイに対する支援を開始した。その後、2002 年 1 月よりインドネシア、同年 3 月よりマレーシア、同年 11 月よりフィリピンに対する支援を開始している。

(4) 二国間経済連携協定におけるキャパシティ・ビルディングの広がり

2001 年 8 月に本格的に開始された ASEAN4 カ国に対する支援は、前節に述べたとおり、APEC の場で合意された WTO 協定履行能力の向上の枠組みである「戦略的 APEC 計画」に基づく二国間協力である。WTO は、その対象範囲を広げつつあることから、引き続き WTO 協定の履行能力向上は重要課題である。他方、本章 1-1 でも指摘したとおり、今日、WTO による多角的貿易体制に加え多数の二国間又は地域経済協定が発効

している。我が国も先般、シンガポールとの間に経済連携協定を締結し、また、ASEAN 各国との間で同様の協定締結に向けて議論が本格化する可能性が高い。

今後の我が国を含む二国間経済協定の議論においては、日本・シンガポール経済連携協定がモデルとなっていく可能性が高い。そこで同協定に着目すると、協定の要素として WTO 協定に既に存在する協定に加え、WTO ではまだ協定締結に至っていない投資、競争等も含まれている。また、同協定の条文自体に二国間の協力がビルトインされている³ことも注目すべきである。こうしたことから、二国間連携協定に基づく協力を行っていく場合、WTO 分野の支援活動の実績や教訓を活かすとともに、さらに発展させていくことが重要となる。また、将来、戦略的 APEC 計画に基づく協力など既に行われている協力と二国間連携協定に基づく協力が相互に補完し、効果を最大化するよう配慮することが望ましい。

³ 日シンガポール経済連携協定第 128 条「貿易及び投資の促進に関する合同委員会」。但し、経済発展段階の進んだシンガポールとの間には、いわゆる開発支援の発想の規定が盛り込まれているわけではない。他方、経済発展段階の異なる二国間の自由貿易協定においては、開発支援を条項に組み込んでいる場合も多い。

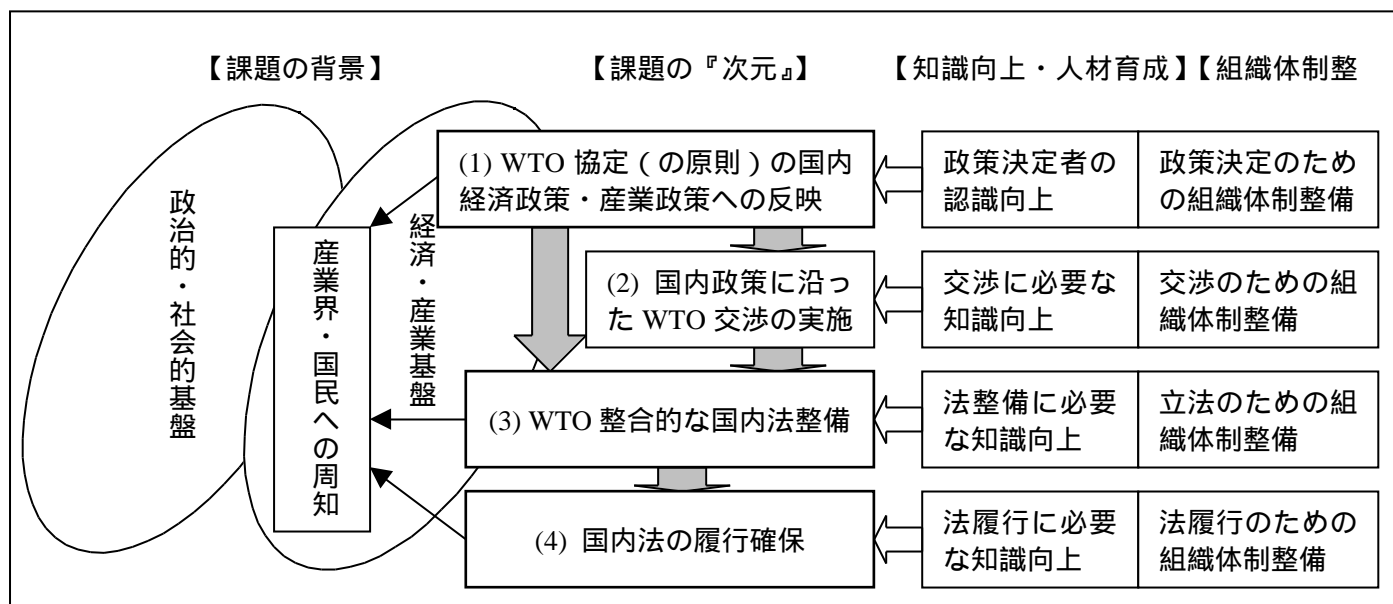
第2章 途上国における WTO 協定実施上の課題

第1章で述べたとおり、対象範囲が拡大しつつある WTO 協定の実施や漸進的自由化を支える交渉に対応するために、途上国に限らず加盟国は多くの課題に対応する必要がある。キャパシティ・ビルディング支援活動を行うにあたり、こうした課題は途上国全体に共通の要素と発展段階や WTO の加盟・非加盟等によって異なる要素とが存在する。

2-1 WTO 協定実施上の課題の概観

WTO 協定実施にあたっての課題は、図表 2-1 のとおり整理される。すなわち、WTO の義務履行に必要となる課題として、(1)WTO 協定もしくは WTO の掲げる原則を国内経済政策・産業政策に適切に反映させること、(2)交渉中の諸問題に関しては、国内政策に沿った成果を目指し交渉を行うこと、(3)上記(1)および(2)の結果を受け、既存の WTO 義務を国内法において実現すること、(4)上記(3)の国内法の適正な履行を確保すること、といった次元に大別することができよう。また、各次元の課題を解決するために、関係者の理解向上・人材育成を行う必要があり、組織体制を整備・強化することが不可欠となる。

図表 2-1 WTO 協定実施にあたっての課題（概観）



UFJ 総合研究所作成

途上国の場合、先進国に比べこうした課題への対応に困難を来す場合が多い。これには、全ての次元の課題に係る人的リソースの不足や組織体制の不完全性といった点

とともに、第 1 章で述べたとおり、経済や産業の基盤が先進国に比べて未成熟、あるいは、政治的・社会的な安定性が必ずしも確保できていないといった背景がある。しかし、産業界・国民への啓蒙活動によってこれらの中長期的な改善を側面的に支援することは可能であると考えられる。

本章では、以上の概観を詳述しつつ、途上国に見られる WTO 協定実施上の問題点を論じる。

2-2 各国に見られる共通の問題点

(1) WTO 協定およびその原則の国内経済政策・産業政策への反映

多くの途上国に共通に見られる WTO 協定実施上の問題点のひとつとして、無差別で透明なルールに基づく自由貿易の漸進的發展という WTO の原則や理念、あるいは個別の WTO 協定内容の規定が、一国の経済政策・産業政策の中において適切に位置付けられていないことが挙げられる。この問題に関する、政治レベル、政策立案担当者レベルおよび産業界等民間セクターのそれぞれのレベルにおける困難と課題は以下のとおりである。

政治レベルにあっては、WTO 協定の規定における漸進的自由化といった特性や途上国条項などを十分に理解し、一国の経済構造や競争力にふさわしい貿易政策を構築するとともに、ハイレベルの調整組織の新設・活用を通じて整合性のとれた政策の実現を模索することが求められる。しかしながら、第 1 章でも述べたとおり、途上国は、政治的な安定性の欠如、政策決定プロセスの透明性や参加機会の不足等の問題点を有するとともに、経済政策・産業政策の中に対 WTO 戦略を含む貿易政策が適切に位置付けられていないといった問題点を抱えている。

また、各産業の政策立案担当者においては関連する協定の規定内容を理解のうえ活用し（例えば、サービス貿易一般協定の活用を通じた競争導入等）、当該産業の活性化に向けた政策立案を行っていくことが望まれる。途上国では、国内産業保護が重要課題として掲げられている場合が多いが、経済活動がグローバル化している中で、自国の産業を如何にこの状況に適合させて育成していくべきかという戦略づくりとそれを的確に交渉の中で主張し、実現していくかという政策の策定能力とルールメイキングにおける交渉能力が十分でないことが多い。これは、途上国が WTO における多角的自由貿易体制の理念の理解と、それを自国の産業開発の中に取り込み、政策を立案し、発言していく能力に欠けているということでもある。この問題は、WTO 協定の理解と自国貿易政策への転換という知識面の欠如とそれを実現するための国内行政体制の脆弱さの二つに課題を抱えていることを意味する。すなわち、WTO 協定に関わる行政官の基本的な知識を向上すること、それを理解した上で自国の状況に鑑みて適切な政策

を立案するという知識面の欠如と、国内省庁間の調整機能が不十分なことから、組織体制から国内産業の育成・競争力強化と矛盾しない貿易政策が立案され難いという体制面の問題点が存在するといえる。また、政策立案担当者の異動により経験と知識が蓄積されにくい点、政策立案者を継続的に育成していく研修・教育体制の未整備、WTO 関連情報へのアクセスの困難等が指摘されている。

さらに、こうした政策立案のためには、産業界を中心とする民間セクターの意見を適切にとりまとめるための人材と組織体制（対話のチャネル）の確保が不可欠となるが、途上国では産業界側・政府側の人的リソースの不足、建議する産業団体等の組織体制が不十分な場合が多い。加えて、学界等において貿易政策の立案に資する経済や政策の研究・分析を行う人材の不足、あるいは研究成果を政策に反映するチャネルの欠如といった点も指摘されている。

以上の問題点を整理すると図表 2-2 のとおりである。

図表 2-2 WTO 協定およびその原則の国内経済・産業政策への反映に関する問題点

課題(1) WTO 協定（の原則）を国内経済政策・産業政策に適切に反映すること		
背景 （政治・社会 情勢、経済・ 産業基盤等）	人的リソースに 係る問題	組織体制に係る問題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な政策実施の困難（政権の不安定性等） ・ 長期的視野に立った政策立案の困難 ・ 政府の財政困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップレベルの認識の不足 ・ 政策立案担当者の認識の不足 ・ 産業界等民間の認識・理解の不足 ・ 政策立案の基礎となる研究者の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トップに WTO/貿易自由化の重要性が伝わりにくい組織体制 ・ 省庁間の調整機能の未整備から、産業政策と貿易政策がリンクされにくい組織体制 ・ いわゆる「インスティテューショナル・メモリー」が蓄積されにくい業務体制 ・ 産業界の意見を取りまとめる機能、政府にインプットされるチャネル機能の未整備 ・ 学界からのインプットが得られにくい体制

(2) 国内政策に沿った WTO 交渉の実施

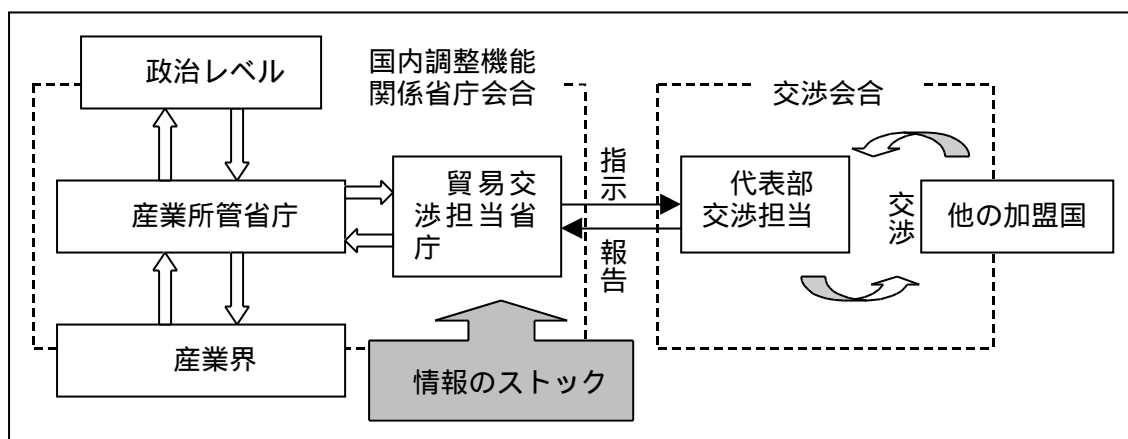
WTO においては、漸進的貿易自由化を実現すべく、既存分野の自由化の推進、貿易と関連する新たな分野の規律策定等を目指した交渉が行われている。こうした貿易自由化交渉に対応するためには、上記(1)において述べた自国の経済・産業政策に沿った交渉成果の実現を目指す必要があり、それを支えるための人的リソースと組織体制の確立が必要となる。第 1 章でも述べたとおり、ドーハにおける WTO 第 4 回閣僚会議によって開始された現在の新ラウンド交渉が「ドーハ開発アジェンダ」と名付けられた背景には、途上国の多くが更なる自由化交渉への対応の困難を表明してきたことがある。

途上国は新たな交渉への対応を困難とする理由として、経済・産業政策や社会的な現状等に鑑み、更なる自由化義務を受け入れる準備が整っていないことを挙げる。すなわち、上記(1)に述べた国内経済政策・産業政策における WTO による貿易自由化政策の位置付けの問題と関連し、自国の政策を越えた速さ乃至範囲の自由化が求められていること、もしくは貿易自由化が経済・産業政策の中に明確に位置付けられていない状況で更なる自由化を求められているとの認識である。

また、交渉に際しては、政策レベルでの交渉方針の決定と調整、関係省庁間での連絡体制、交渉会合の結果とそれを受けての対処方針の発出といった本国とジュネーブ（あるいは交渉現場）との間の情報伝達が必要となる（図表 2-3 参照）。そのための組織体制、人材、情報インフラ等の不足を感じている途上国も少なくない。

いずれも途上国が適切な交渉を行うためには(1)で述べた WTO 体制、協定の適切な理解と政策立案能力の向上が不可欠であり、的確な交渉を行うためには自国の産業政策と WTO が目指す自由貿易体制の潮流をバランスよく調和させながら、他の加盟国から理解を得つつ、交渉できる能力を獲得していくことが重要な課題となる。

図表 2-3 交渉時に必要な情報伝達と組織体制



UFJ 総合研究所作成

図表 2-3 に対応して、交渉時にとりわけ重要性を増す情報伝達と組織体制に関し、途上国における主要な問題点は次のとおりである。但し、上記 (1) で指摘した問題点は割愛する。

図表 2-4 国内政策に沿った WTO 交渉の実施にあたっての主要な問題点

課題(2) 国内政策に沿って WTO 交渉を実施し交渉成果を得ること			
	組織体制上の問題	人材リソースの問題	インフラの問題
政治レベル	貿易交渉に係る政治レベルの協議の場の欠如	交渉の政策的位置付け・認識の不足	
産業所管省庁	省庁内での貿易交渉に係る情報共有化機能の欠如	交渉の所轄産業への影響等の認識・理解の不足	
貿易交渉担当省庁	他省庁に比して総じて限定されている権限 省内での情報交流機能の不備（マルチ、地域、バイ等の間での）	多岐にわたる交渉分野をカバーするための人員の不足	WTO の情報にアクセスするための通信インフラの未整備
情報のストック	ストックされた情報の活用・共有化のための組織体制の不備	過去の交渉経緯等に精通する人材の不足	情報管理・蓄積機能の不足・欠如
国内調整機能（関係省庁会合等）	調整機能の欠如	交渉の認識・理解の度合いの差異	通信手段を活用した協議の未成熟
産業界	交渉に対する産業界の意見集約・具申機能の不足	交渉の産業界への影響や目的に係る認識・理解の不足	
代表部/交渉担当	出身省庁その他の相違による代表部内協議の不足 代表部の不在	交渉能力の実務能力の不足 多岐にわたる交渉分野をカバーするための人員の不足	
本国とジュネーブとの間の指示・報告	タイムリーな指示・報告体制の未整備	連絡を担当する人員の不足	通信インフラの未整備

UFJ 総合研究所作成

なお、途上国の多くが従来より先進国を中心とする他の加盟国から問題点として指

摘され、今次交渉のうえで要求される可能性の高い貿易措置は次のとおりである。途上国にとっては、交渉中でこうした要求に対応する方針を策定することが急務となっている。

- 関税（高関税品目の残存、譲許率が相対的に低い）
- 非関税措置（輸入数量制限、輸出規制、補助金、等）
- サービス貿易（外資参入に関する規制、等）
- 農業（国内支持、等）

(3) 国内法制度の整備・整合性の確保

WTO 協定実施にあたり、途上国が直面する最大の課題のひとつは、WTO 統合的な国内法制度の整備である。第1章でも述べたとおり、1995年のWTO協定発効に伴い、新規に導入されたTRIPS協定、大幅に改正されたアンチダンピング協定やセーフガード協定等は、一括受諾の対象として加盟国に国内法・規制の大幅な見直しや新規導入を義務付けるものとなった。途上国の多くはWTO統合的な法制度整備または既存の国内法・規制とWTO協定の整合性の精査に関して問題点を自覚している。WTO統合的な上位法の立法は行ったものの、施行法の導入が立ち遅れる場合も多い。

また、WTO協定発効に際して紛争処理機能が強化された。国内法・規制がWTO協定に整合的ではない場合（または、そのおそれのある場合）、(4)にて後述する「国内法履行の確保」がなされていない場合と同様、他国から紛争処理案件として提起される可能性が高まることもあり、法制度整備の分野における途上国の支援ニーズは高まっている。

途上国が国内法整備において問題点を自覚している分野、また、先進国を中心とする他の加盟国が法の未整備やWTO不整合を指摘する分野は以下のとおりである。

- ・ TRIPS 協定
- ・ アンチダンピング/セーフガード/補助金相殺関税協定
- ・ 貿易関連投資措置に関する協定
- ・ サービス貿易協定

なお、これらの協定に係る国内法・規制の新規導入や改正を行った場合、それぞれの協定に対応するWTOの委員会に通報する義務が課せられている。

また、法制度整備に係る問題点を整理すると図表2-5の通りである。

図表 2-5 WTO 協定に統合的な国内法制度の整備にあたっての主要な問題点

課題(3) WTO 協定に統合的な国内法制度の整備（新規導入、既存の法・規制の改正、整合性の確認）をすること		
背景 （政治・社会情勢、 経済・産業基盤等）	人的リソースに 係る問題	組織体制に係る問題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政権の不安定性等 ・ 移行経済国における政治的・社会的課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 協定の解釈に精通する人材の不足 ・ 経済法全般に対する理解の不足 ・ 政策の実現に適切な法の規定内容に関する知識の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立法機能の未成熟 ・ 法令審査機能の未成熟 ・ 学界からのインプットが得られにくい体制

(4) 国内法履行上の課題

極めて多くの途上国は、WTO 協定実施のための国内法履行のうえで様々な問題点に直面している。比較的発展段階の進んだ途上国の中にも、WTO 協定統合的な法制度の整備は進んではいるものの、制度の運用・執行面で課題を抱える国が多い。問題点が挙げられる主要な分野は以下のとおりである。

- 関税・関税評価（実務上、法定関税率が遵守されない。不透明な運用が残存）
- 非関税措置（輸入数量制限、輸出規制・補助金等に係る協定違反措置）
- 貿易関連投資措置（ローカルコンテンツ要求・輸出入均衡要求・為替規制・輸出制限の実質的な残存）
- サービス貿易（GATS 原則または約束表に違反する措置）
- 知的財産権（審査官の人数・能力不足による審査の遅延、海賊版・模倣品等の不正商品の製造・流通、知的財産権の侵害に対する権利行使の実効性の欠如、水際取締りの不徹底、TRIPS 協定に抵触する実施許諾契約上の規制の存在）

図表 2-6 WTO 協定に整合的な国内法・規制の履行・遵守にあたっての主要な問題点

課題(4) WTO 協定に整合的な国内法・規制を履行・遵守する		
政府および関連機関の人的リソースに係る問題	組織体制に係る問題	産業界等民間セクターの問題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内法・規制に関する理解の不足 ・ 人員の不足 ・ モラルの欠如 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有化のための機能（IT を含む）の未整備 ・ 法律の実効性を監視する組織の不備 ・ 研修・教育機能の不備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内法・規制に関する理解の不足 ・ モラルの欠如 ・ 啓蒙活動の不足

2-3 各国の発展段階や WTO 加盟段階等によって異なる問題点

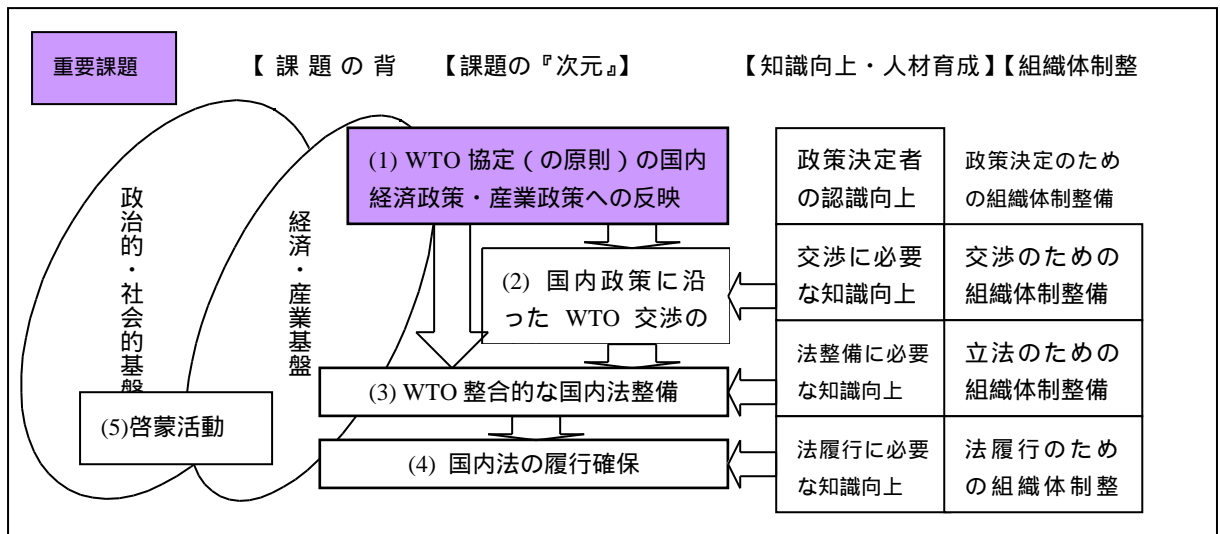
前節では、途上国の多くに共通して見られる WTO 協定履行上の課題を整理したが、各国毎に問題点の所在やその背景はそれぞれ異なる。そこで、以下のとおり (1)未加盟国、(2)新規加盟国、(3)比較的発展段階が進んだ既存加盟国、(4)後発開発途上の加盟国に大別して、課題の傾向を分析することとする。

(1) 未加盟国（ヴェトナム等）:

ヴェトナム、ラオス、カンボジアといった加盟申請国にとっては、政策レベルが WTO により国内経済・産業が受けるインパクトを理解し、政策の中で WTO 加盟をどのように位置付けるかが緊急の課題である。また、自国の経済・産業政策を維持発展させつつ、将来の加盟に備えて、透明性の確保、法治体制及び市場原理の導入を計ることも重要であり、こうしたことから関連する人材の育成・組織体制の強化を促進することが必要となる。

英語、スペイン語、フランス語といった WTO 公用語を母国語としない加盟申請国は、WTO に関する資料の翻訳等も行いながら、将来の政策を担う人材の育成に努めるとともに、関連国内法を国民に普及啓蒙することも必要となる。

図表 2-7 未加盟国の課題



UFJ 総合研究所作成

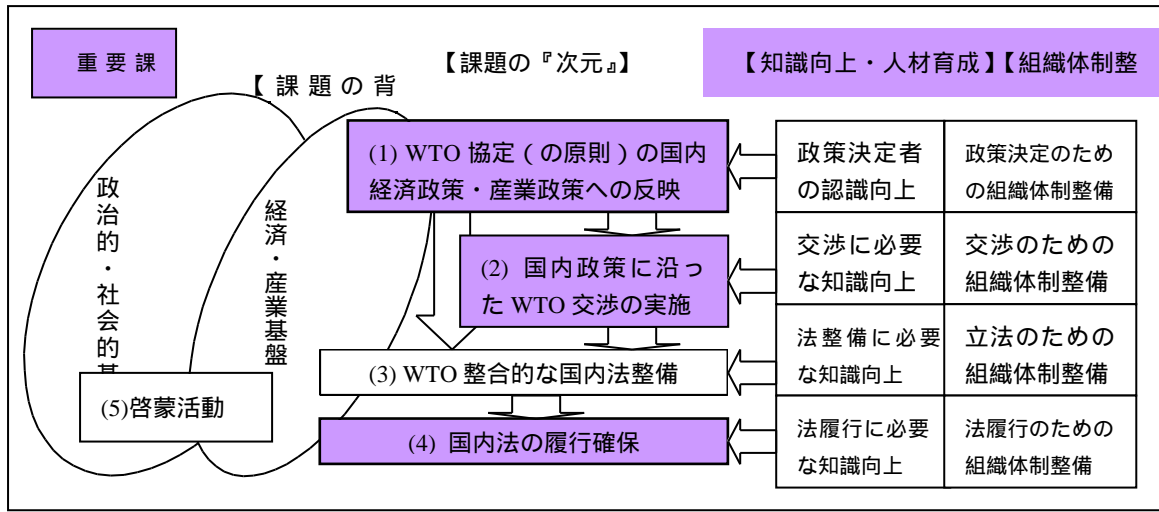
(2) 新規加盟国（中国等）:

中国にみられるように、WTO 加盟を果たした国は、加盟議定書の批准を通じ、多くの法改正を伴う義務を負うことになる。WTO 加盟は政治的な決定に基づき達成されることから、加盟時にはハイレベルの理解や組織体制の整備は概ね了している場合が多いと思われる。そこで、新規に発生する WTO 協定履行上の義務を、政府および関係機関の担当官が理解することが重要である。

また、加盟申請中と同様、WTO 協定統合的な法制度の整備は引き続き重要課題であるが、徐々に整備された制度の履行に課題の重点が移行していくことが予想される。国内法履行のための組織体制整備と人材育成が急がれる。

さらに、国内経済・産業政策における自由貿易の位置付けは、加盟国にとってはもとより、加盟国の経済規模が大きい場合には、とりわけ WTO を中心とする多角的貿易体制それ自体に対して影響を持つ。新たな交渉事項としての関税引き下げやサービス等の自由化、ニューイシューへの対応といった加盟国が積極的に検討していくべき課題に対する認識、政策づくりに関して、WTO 体制の維持と当該新規加盟国の経済発展を踏まえた議論の方向性を策定する能力を獲得することが課題となる。関税引下げに伴う国際競争力の弱い産業分野への対応、サービス等の自由化に伴う国内経済・産業へのインパクトの把握、WTO ルールに基づく経済政策策定への対応、あるいは今後の交渉への準備等が課題として挙げられる。

図表 2-8 新規加盟国の課題

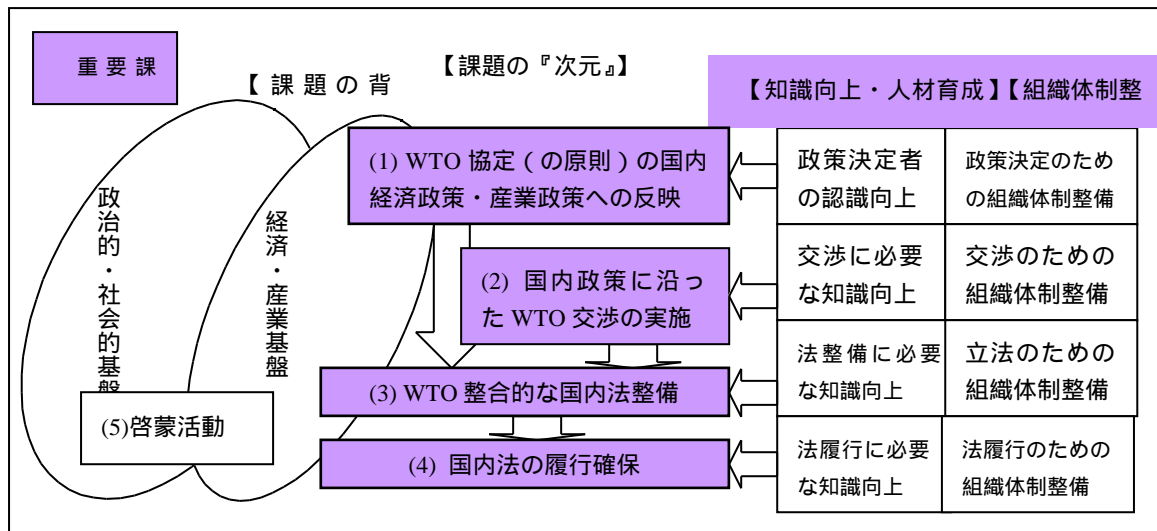


UFJ 総合研究所作成

(3) 既存加盟国（APEC 諸国等）:

APEC 諸国では、国内法制度の整備はほぼ完了しているが、制度の運用、権利の執行の面で課題が多い。他方で、移行経済国においては、市場経済の意義の周知が引き続き課題である。既存の加盟国のなかでも、比較的市場規模が大きい諸国は、自由化交渉の対象となりやすい。そのため、交渉への対応強化が必要である。しかし、国内で WTO 問題に精通している人材が限られているため、関係者の層を厚くしていくことが課題となっている。

図表 2-9 既存加盟国の課題

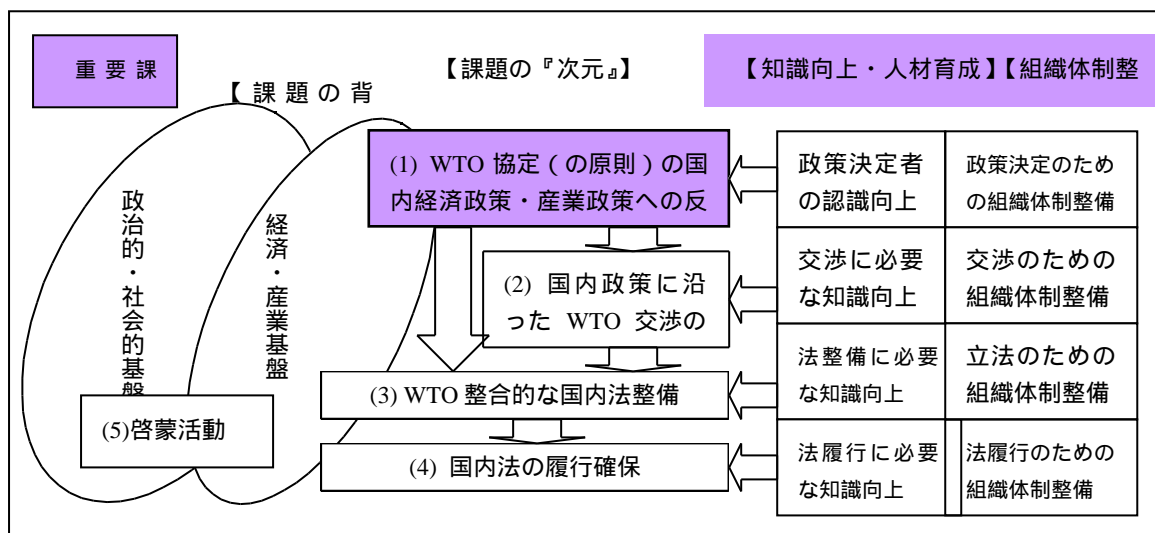


UFJ 総合研究所作成

(4) 後発開発途上加盟国：

後発開発途上国に対するより一層の配慮と支援の必要性は、ドーハ閣僚宣言においても繰り返し指摘されている。後発開発途上国においては、とりわけ政治レベル・政府ハイレベルの理解と意識改革を促進することが必要である。また、これら諸国の中には、旧 GATT 時代の国際的コミットメント（関税譲許表、サービスの約束表等）や国内関連法を、現行 WTO 諸協定により一層適合的なものへとアップデートする能力が不十分な例も多い。義務履行の側面のみならず、もとより加盟国として得べき利益を享受できるよう、特に政府の実務担当者の能力構築に寄与する支援を行うことが必要である。

図表 2-10 後発開発途上加盟国の課題



UFJ 総合研究所作成

第3章 国外関係機関の協力状況

多くの国際機関や援助国は貿易関連キャパシティ・ビルディング支援を実施しているが、そのアプローチや内容にはそれぞれ特徴がある。ドーハ開発アジェンダの開始により、WTOのみならず他のドナーにとっても貿易関連キャパシティ・ビルディング、とりわけ WTO キャパシティ・ビルディング支援活動を強化する機運が高まっている。ドナーおよび支援対象国による情報共有化、ドナー間調整が今後益々促進されていくことが期待される。

3-1 WTO 事務局

(1) 途上国へのキャパシティ・ビルディングの重視とそれに対する支援

第1章で詳述したとおり、WTO においては、シアトル閣僚会合の失敗等によりキャパシティ・ビルディングを通じた途上国の WTO への信頼向上の必要性が強く認識された。これを受けて、2001年6月に事務局長主導で事務局内の技術支援関係部局の改編が行われた。これまでは、ジュネーブにおいて行われる支援活動と、支援対象国において行われる活動とを別々の部署が担当していたが、キャパシティ・ビルディングに対して強いコミットメントを表明するムーア事務局長のイニシアティブの一貫として、技術協力部がこれを一括して行うよう統合された。

WTO 事務局が提供する具体的な活動は、次のとおりである。

図表 3-1 WTO 事務局が提供する支援活動

セミナー	国別、地域別開催。テーマは「多角的貿易体制について」といった一般的なもの、関税評価、アンチダンピングといった焦点が絞られたものがある。
ワークショップ	貿易政策の特定分野に絞ったものが多く、理論的説明、ケーススタディ、シミュレーションなどを含む。
技術支援ミッション	事務局員や登録された専門家が法制度整備、WTO の通報義務への対応、特定分野の理解などの技術・知識移転をするために各国を訪問。
ブリーフィング・セッション	在ジュネーブ代表部とジュネーブに訪問中の本国担当官に対し、WTO の活動の最新の動向を説明。
電子媒体による技術支援	WTO のホームページからのダウンロードまたは CD-ROM により、多角的貿易体制に関する情報を提供。
WTO 研修所による研修	2001年6月に WTO 研修所 (WTO Training Institute) を設立。
WTO レファレンス・	WTO 事務局が LDC およびその他の途上国に対して支援を

センター	展開中であり、既に世界 87 ヶ国の貿易関係省庁に対して実施。WTO ホームページを通じた文書へのアクセスを可能にするコンピュータの設置。
ジュネーブ週間	ジュネーブに拠点を持たない WTO 加盟国および加盟申請国に対する技術支援強化週間。
その他	紛争処理に係る支援 通報義務の履行に係る支援

出所：WTO ホームページ等より UFJ 総合研究所作成

(2) ドーハ閣僚会議における認識 「ドーハ開発アジェンダ」の立ち上げ

第 1 章で述べたとおり、ドーハ閣僚宣言⁴は、途上国のキャパシティ・ビルディングの重要性に数多く言及し、資金供給源の拡充、二国間支援の強化、関係国際機関との連携、統合フレームワークの強化等が盛り込まれた。また、別途、TRIPS 協定と医薬品アクセスの問題に係る閣僚宣言⁵、実施問題に関する決定⁶が採択される等、途上国への配慮が強く見られる。

閣僚宣言における資金供給源の拡充に関する指示を受け、ムーア WTO 事務局長は「ドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンド⁷ (DDAGTF)」の設置を提案し、同ファンドは 2001 年 12 月に設置された。2002 年 3 月に開かれたプレッジング会合では、各国の拠出額が目標(1,500 万 SF)を大幅に上回り、今年度分だけでも 2,372 万 SF に達した(2003 年以降の拠出表明額を加えると 3,000 万 SF 以上)。

2002 年に入り、WTO のキャパシティ・ビルディングに関連する活動は益々活発になっている⁸。2 月には、キャパシティ・ビルディングに関する新たな戦略がまとめられ、WTO が行う支援活動の方針・手法・組織体制等が、地域別の政策方針等とともに示された⁹。4 月末には“The Doha Development Agenda and Beyond”と題するシンポジウムを開催し、今次交渉における開発の観点の必要性や途上国が利益を享受する可能性、キャパシティ・ビルディングの重要性などについての議論を行った。さらに、ム

⁴ ドーハ閣僚宣言 “Ministerial Declaration adopted on 14 November 2001”, WT/MIN(01)/DEC/1, 20 November 2001

⁵ TRIPS と公衆衛生に関する閣僚宣言 “Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health adopted on 14 November 2001”, WT/MIN(01)/DEC/2, 20 November 2001

⁶ 実施問題に関する決定 “Implementation-related Issues and Concerns: Decision of 14 November 2001” WT/ MIN(01)/DEC/17, 20 November 2001

⁷ Doha Development Agenda Global Trust Fund

⁸ 「2002 年度技術援助計画」は総計 500 件以上の計画から成り、現在 DDAGTF を利用して順次プロジェクトが実施されている。(“Coordinated WTO Secretariat Annual Technical Assistance Plan 2002” (WT/COMTD/W/95/Rev.3, 8 March 2002.))

⁹ Note by the WTO Secretariat, “Technical Cooperation for Capacity Building, Growth and Integration, The New WTO Strategy”.

ーア事務局長のイニシアティブにより「ムーア大学」と称するプロジェクトが新たに計画された。これは、WTO 事務局がモロッコとケニアの大学に委託して3ヶ月間の貿易政策研修コースを開催するもので、7月にそれぞれ研修が開始された。この研修が成功裡に実施されれば、2003年にはカリブ地域等他地域についても同様の研修コースを拡大する予定である。

なお事務局長は2002年12月のWTO一般理事会および2003年の第5回閣僚会議(メキシコ・カンクン)に対し、キャパシティ・ビルディング活動の進捗と妥当性につき報告を行うことになっている。この報告義務を視野に入れ、ドーハ開発アジェンダ支援のためOECD/DACと協力してデータベース構築に取り組むこととなり、2002年5月、援助国・国際機関・開発銀行等の援助提供主体に対し、貿易関連の技術支援およびキャパシティ・ビルディングに関する情報提供を依頼した。データベースの目的は、2002年～02年7月の貿易関連キャパシティ・ビルディング活動に関する情報を速報的に提供することによって、透明性の確保、情報の交換・共有、活動重複の最小化・回避、活動相互間の調整と一貫性の確保、活動の進捗評価を図ることにある。

(3) 他の国際機関との連携

・ドーハ閣僚会議後の動き

技術支援の分野においては、WTOは従来より他の国際機関と連携・協力に向けた活動を行っている(例えば、TBT協定に関してはISOと、TRIPS協定に関してはWIPOと連携)。とりわけ、ドーハ閣僚会議を受けて、2002年5月にムーア事務局長がIMF、世銀および世界の地域開発銀行との非公式会合を開催し、さらなる連携強化が模索されている。

2002年5月8日には、WTOとアジア開発銀行が技術支援の重要性を確認し、連携を強化するための覚書を第35回アジア開発銀行総会において正式に調印した。同覚書では、アジアの地域プログラム(ワークショップ、会合、研修コース、遠隔研修コース及び貿易政策と多角的交渉に関する分析)を共同で立案・支援するとしている。また、アジア太平洋地域におけるキャパシティ・ビルディングの重要テーマとして、環境、競争、政府調達、投資および貿易円滑化といった、いわゆるニュー・イシューを中心に掲げている。

・統合フレームワーク(Integrated Framework/IF)

IFは6つの国際機関(WTO、UNCTAD、ITC、世界銀行、IMF、UNDP)のドナー・コーディネーションによりLDCへの技術支援を効果的に展開することを目指したプログラムである。1996年のWTO閣僚会議における協議の結果設立され、1997年10月には「キャパシティ・ビルディングのための統合フレームワーク」を開始した。

IF による支援では、WTO 協定履行支援に加えて、貿易振興や貿易促進も対象としている。また、LDC を対象とした政策分析支援も実施している。当初、IF では必ずしも新規の資金提供に頼らず、マルチ、バイにおける既存の援助プログラムのコーディネーションによる効果増大を狙っていた。しかし、IF の目的に関してドナー国と支援対象国の間で認識の共有化が進まなかったこと、活動の実施にあたってオーナーシップが欠如していたこと、関係者間の調整に予想以上の労力を要したこと、資金的な裏付けのない多様な責務がドナー側、支援対象国側に発生したことなどから、当初の目的を十分に達成できなかった¹⁰。

そこで、関係機関が2000年7月に活動の仕切り直しを宣言するとともに、2001年11月のドーハ閣僚会議において、閣僚宣言の中でIFの活動に関するエンドースが行われたことから、改めてその役割が期待されているところである。

・共同統合技術支援プログラム (Joint Integrated Technical Assistance Program/ JITAP)

WTO、UNCTAD、ITC の三者がコートジボアール、ガーナ、ケニア等の8つのアフリカ諸国を対象とした支援を実施する。

(4) WTO 事務局による技術支援活動に関するデータ

WTO では2002年に総計514の技術支援活動を計画しており、この数は1998年の値に比べ66%の増加を示す¹¹。これらの支援にはWTO事務局のほとんどが関わっており、その支援内容も、農業、紛争解決、サービス、環境などの現行協定を網羅的にカバーしているほか、競争政策、環境、投資など新分野に関する技術支援も行っている。

活動実績に関して入手可能な最新データである2000年の活動報告書によると¹²、同年に技術支援を受けた国は121ヶ国におよぶが、そのうち99カ国がWTO加盟国であり、16カ国が加盟申請中、6カ国がWTOへの加盟希望を表明している国々であった。技術支援を受けた99のWTO加盟国のうち、81ヶ国が途上国、18カ国が最貧国(LDC)となっており、WTO加盟国以外のLDCも9ヶ国が支援を受けている¹³。なおLDCに対する技術支援は、2000年7月以降、WTO事務局内のLDC作業部会によって担当されている。WTO事務局のスタッフ数が限られていることもあり、下記の表で見るとお

¹⁰ WTO Sub-Committee on Least-Developed Countries, *Report of the Review of the Integrated Framework*, 29 June 2000 (WT/LDC/SWG/IF/1).

¹¹ WTO NEWS, 28 March 2002, "Fact sheet on technical cooperation"
(http://www.wto.org/english/news_e/news02_e/fact_sheettech_coop_e.htm)

¹² WTO Committee on Trade and Development, *Report on Technical Assistance 2000* (WT/COMTD/W83).

¹³ WTO 加盟国のうち30ヶ国がLDCとされており、国連の定義によれば、全世界には49の国がLDCとされている。

り、総計 398 の技術支援のうち、WTO 事務局単独によるものは 132、他の機関との共催が 125、残る 141 の支援については、WTO 事務局スタッフが招聘されたケースであった。

図表 3-2 WTO 事務局による技術支援活動

主催国際機関	1999 年		2000 年	
	数	割合	数	割合
WTO 事務局単独の支援	158	41.4%	132	33.2%
他の機関との共催による支援	86	22.5%	125	31.4%
WTO 職員が招聘された支援	138	36.1%	141	35.4%
合計	382	100.0%	398	100.0%

出所：Committee on Trade and Development, *Report on Technical Assistance* 2000, WTO 文書 WT/COMTD/W83

なお、WTO 事務局による技術支援対象国を地域別に見ると、アジア太平洋諸国が 25% 以上を占めている。それ以外の地域の割合の詳細は下表のとおりである。

図表 3-3 地域別 WTO 技術支援

地域	1999 年		2000 年	
	事務局参加職員数 (人日)	割合	事務局参加職員数 (人日)	割合
合計	1,447	100.0%	1,435	100.0%
アフリカ諸国	304	21.0%	293	20.4%
アジア太平洋諸国	396	27.4%	366	25.5%
中東欧・中央アジア諸国	218	15.1%	282	19.7%
ラテンアメリカ・カリブ諸国	427	29.5%	336	23.4%
中東諸国	102	7.0%	158	11.0%

出所：Committee on Trade and Development, *Report on Technical Assistance* 2000, WTO 文書 WT/COMTD/W83

(5) WTO 事務局の技術協力活動に関する課題

ドーハ閣僚会議後、キャパシティ・ビルディング活動をさらに活性化させる機運が高まり、飛躍的に拡大させる資金措置もなされた。しかしながら、こうした機会を効果に結びつけるためには課題もある。

・ WTO 事務局スタッフによる活動の限界

WTO 事務局における技術協力専属のスタッフは人数や扱い得るテーマが限られている。従来、WTO 事務局は途上国政府の要請に応じてラインの事務局スタッフを各国に

派遣していた。しかしながら、現在は各分野で交渉が動いているため、これまでどおり事務局スタッフを派遣することは比較的困難な時期になっている。

・WTO事務局の受け入れ能力・調整能力

今後、先進国からWTO事務局に対し、セミナーやワークショップ等の提案や協力依頼が増えることが見込まれるものの、人的リソースの限界等から必ずしも内容面・運営面での期待ができないものと思われる。また、複数の先進国からの申し入れを事務局が調整するとともに、情報提供を強化しWTO分野に係る支援活動のフォーカル・ポイントとして機能することが期待される。

3-2 世界銀行 (The World Bank)

世界銀行は、貿易問題を経済成長及び貧困削減へのインパクトの側面から注目している。貿易や投資を通じて世界経済と密接に関わってきた国々はそうでない国々に比べて高い成長率と貧困の大幅な削減を経験したとの事実に基づき、伝統的に「貿易は貧困削減に寄与する成長の原動力である」との立場をとっている。

貿易と貧困の関係については、近年、貿易の自由化が民間の投資環境を改善し、貧困層の経済成長への参加機会提供に資するとの点で幅広い合意が見られる。しかし、実際には多くの低所得国は政策面や制度面での問題から、グローバル経済からの恩恵に十分に浴すことができてない場合も多い。今後、途上国を含む各国の貿易政策が改善・発展していくことは、貧困削減に大きなインパクトを持つと考えられている。こうした背景から、貿易関連キャパシティ・ビルディング支援活動の推進は貧困削減に対する取り組みを行ってきた世界銀行にとって重要課題の一つと位置付けられている。

(1) 世界銀行の活動

世界銀行の貿易関連活動は三つの地理的レベルに大別できる。グローバルなレベルにおいては、主として世界貿易システムや貿易関連政策の途上国に与えるインパクトに関する分析が行われている。地域レベルでは、地域統合や貿易を促進する地域的取り組みに焦点が当てられている。個別国レベルでは、一国の開発政策における貿易政策の位置付けに係る対象国政府・投資家に対するコンサルティング、税関や輸送インフラ等貿易関連制度の能力強化のための資金援助・技術援助の提供等を行っている。

また、経済成長や貧困削減といった国家目標に対する貿易自由化のプラスの影響を、各途上国が理解することが重要であるとの発想に基づき、世界銀行の貿易関連活動は人材育成・研修プログラムを含むものとなっている。個別の活動は、世界銀行研究所 (World Bank Institute) が支援対象国のシンクタンク等と提携して提供している。

また、世界銀行は途上国政府の組織能力不足がもたらす貿易自由化の貧困層へのマイナスのインパクトへの対応策としても、研修プログラムを活用しようとしている。近年の貿易問題の多角化に伴い、途上国政府に求められる知識やノウハウが複雑化している。しかし、政府のキャパシティ不足のために、貧困層への影響分析が十分になされないまま政策立案と意思決定が進み、結果的に貧困層にしわ寄せが起こるケースも発生している。このような現状を勘案し、世界銀行の主要な研修コースは政府職員、大学教員等を対象に、政策立案・分析のベースとなる知識の提供も行っている。こうした活動を通じ、途上国の WTO 加盟や地域貿易協定締結を促進し、そこから適正な利益を確保することを目指している。

(2) WTO2000 年交渉に向けたキャパシティ・ビルディング・プロジェクト

世界銀行は、2000 年からの WTO 自由化交渉に先駆け、同交渉に向け途上国が交渉目的・交渉戦略を立案するための能力を強化すべく、1999 年より 3 ヶ年にわたるプロジェクトを提供した。同プロジェクトは共同研究、知識移転、政策アドバイスの提供等を含んでいる。

同プロジェクトは四つの段階を経て進められた。第一段階は、途上国において活動する研究者による計 40 の地域・国毎のペーパーのとりまとめである。ペーパーには、交渉における政府の政策オプションの整理と各政策のコスト・ベネフィット分析が盛り込まれ、その作成にあたっては、国際機関の専門家が各国研究者を支援した。第二段階は、各地域での会合における議論の成果等を踏まえた一連のペーパーへの権限付与である。ペーパーは各種会議やメディア、書籍の出版等を通じて公表され、途上国に対する WTO 交渉への対応に関する提言として活用された。第三段階として、交渉開始後に書籍やその他の研究成果に基づき、協議会合やワークショップを通じた途上国の政策決定者への支援を中心に実施し、周辺関係者である経済団体や関連 NGO をも対象とした。この段階には、本章 1(1)において述べた統合フレームワークによる活動も含まれた。第四段階として、2001 年度にアフリカ・南アジアの低所得国を対象とし、現地研究機関と協力して同分野の研究能力向上の支援を行った。

(3) 『開発、貿易及び WTO : ハンドブック』¹⁴

世界銀行は 2002 年 6 月、「WTO ドーハ開発ラウンド」の開始決定を受け、『開発、貿易及び WTO : ハンドブック』と題する書籍を出版した。同ハンドブックは、途上国

¹⁴ Hoekman, Mattoo, and English, ed. “*Development, Trade, and the WTO: A Handbook*”, the World Bank, Washington, 2001

が直面している貿易政策や国内規制の課題に関し、包括的なリソースとなることを目指し、世界各国の 60 人以上の貿易・経済の専門家が執筆している。

途上国にとっては人的・財政的制約により、貿易交渉で先進国と対等に渡り合うことは困難なため、ハンドブックは国際的な貿易交渉で提示されるオプションに関する情報を提供している。同時に、先進国が途上国の輸出品に対して設けている障壁を取り除くことが決定的に重要であるという視点も強調されている。同ハンドブックは世界銀行及び関係機関が行う貿易関連キャパシティ・ビルディングの重要な情報を提供するとともに、より広い読者を想定している。

同ハンドブックが提示する主な結論は以下の五点である。

- 1) 効果的な市場アクセスの実現に係る問題は、関税などの国境措置以外にも多様な側面を持つ

先進国における市場アクセスに関連する問題は、原産地規則や環境・健康基準のような貿易に影響を与え得る規制にまで拡大されている。途上国が貿易自由化の利益を十分に享受するためには、市場アクセスの非関税的側面に対処することが重要である。

- 2) 途上国にとっては WTO での自由化プロセスの活用が重要課題である

そのため、自国にあっては政治的・経済的な問題を乗り越え自由化により広範な分野での更なる自由化の努力を払う必要があり、外国市場に対しては市場アクセス改善等の要望を明確化することが必要である。

- 3) 貿易自由化は望ましい成長を達成するために必要な国内の包括的な改革の一部に過ぎない

包括的な改革とはマクロ経済のマネジメント、金融・電気通信サービスの効果的な規制、効率的な関税・租税手続き、さらには貧困層の保護を含む政治機構の強化をも含むものである。

- 4) 貧困削減のために貿易ルールを活用するためには、貿易ルールを開発の視点から再定義する必要がある

例えば、知的財産権に関する現行の合意が途上国にもたらすコストとベネフィットを詳細に検討することが重要であり、同ハンドブックでは TRIPS 協定によって途上国の利益を擁護するための多様な方法の検討がなされている。

- 5) 途上国による国際経済や WTO へのより効果的な参加を促進するためには、外部からの援助が不可欠

貿易関連支援は、多角的自由貿易体制を補完するために適切にデザインされる必要がある。インフラや制度の発展に加え、途上国自身による貿易関連政策や貿易ルールの促進・実施を目指し、利害関係者の能力を支えるためのキャパシティ・ビルディングを行うことが重要である。適切な情報に基づく意思決定のためには、政策研究や優先課題の決定のための検討、国内制度改革に向けたコスト・ベネフィット分

析を行い得る能力が必要である。

3-3 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTAD（United Nations Conference on Trade and Development）は国連機関のひとつであり、特に途上国の開発と貿易の関係についての情報交換及び技術支援を行う組織である。これまで、WTO の議論が先進国主導で行われてきたとの指摘があるが、UNCTAD では専ら途上国が中心となって議論が進められてきた。UNCTAD では、貿易に関する技術支援は Division on International Trade in Goods and Services, and Commodities（DITC）が受け持っている。

（１） UNCTAD による支援活動

途上国の中でも特に LDC からの支援ニーズが多いため、UNCTAD は LDC 向けの加盟支援及び協定理解促進・交渉能力向上・法的枠組み整備に関する支援に注力している。特に、アフリカ向け支援が多い。アジアでは、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムが主たる支援対象となっている。UNCTAD には貿易関連の技術的支援を行うためのスタッフが多数存在しているが、金銭的には、他ドナーからのファンドに頼ることも多い。

支援方針として、“country-specific approach”を採用し、各国の事情、経済・開発政策に合った現実的なアドバイスを提供することが UNCTAD の付加価値であるとの認識が持たれている。WTO 事務局スタッフと共同で技術支援を行うことも多いが、そうした場合には、WTO 事務局スタッフは協定の解説の部分を担当し、UNCTAD スタッフが貿易と開発の関係の部分を担当することが一般的である。支援にあたっては、支援対象国の現状を把握するため、現地の大学教授等の現地リソースを活用して調査し、その後政府との議論を重ねる。長期的な視点に立った人材育成のためには、政府職員に加えて、学識経験者、民間セクターの関与が不可欠との認識に立ったアプローチである。

UNCTAD では、近年、農業、サービス貿易、投資、競争、AD/CVD、繊維等の協定を支援対象にしている。短期的には、今次包括交渉をターゲットにした Commercial Diplomacy Course という交渉能力向上のコースを実施している。

各国における支援対象は専ら WTO 各協定を所管する官庁職員であり、産業界に対する協力については、アジア太平洋諸国の場合、ABAC（APEC 経済諮問委員会）が中心となって支援計画を策定している。

（２） UNCTAD との協力の可能性

我が国が実施しようとしている WTO 協定に関するキャパシティ・ビルディングと、UNCTAD がこれまで実施してきた技術支援活動は大部分において問題意識を共有するものであるため、今後日本政府と UNCTAD が協力していく可能性は十分に存在する。

しかし、UNCTAD のこれまでの支援実績は、特に LDC 向け支援に重点が置かれている。従って、JICA が現在進行中の APEC 諸国支援に加え、LDC 向けの支援を開始するようなことになれば、UNCTAD との協力がより重要となるものと考えられる。特に、JICA が既に支援を開始している WTO 協定に関する窓口官庁の情報シェアリングシステムの構築支援は、これまで UNCTAD において取り上げてきた実績がないが、UNCTAD としても今後の優先事項のひとつであると考えており、日本のノウハウを UNCTAD を通じて広く LDC 諸国に広めていくことが可能な分野である。

3-4 OECD

(1) OECD / DAC における貿易関連支援活動の概要

OECD の途上国協力関連活動は、1961 年に発足した DAC (Development Assistance Committee: 開発援助委員会) を中心に行われており、貿易関連キャパシティ・ビルディング活動も DAC 主体で進められている。

DAC による貿易関連途上国支援の立脚点は、途上国みずからグローバル経済への統合を希求している一方で、限られた制度的・人的リソースゆえに LDC をはじめとして国内貿易体制の改革が進まずにいるという現状、さらに、自由貿易体制の維持・発展という側面に照らし、途上国の貿易関連キャパシティ強化が OECD 加盟国にとって互恵的効果を持つという認識とにある。複雑化する自由貿易体制の中に途上国経済の公平な統合を実現するためには、包括的視野に立って途上国の人的・制度的基盤能力を構築する新しい形の協力・援助が求められている。

(2) DAC ガイドライン

以上のような考え方にに基づき、DAC はキャパシティ・ビルディングの統合的枠組みを実施するため多方面の利害関係者と協議を重ね、2001 年に「開発に向けたキャパシティ開発に関するガイドライン¹⁵」を策定した。ガイドラインは、包括的・統合的なキ

¹⁵ DAC Guidelines on Capacity Development for Trade. 2001 年 4 月の DAC ハイレベル会合で承認。現下の貿易阻害要因の分析は、エルサルバドル、ガーナ、セネガル、ベトナムの 4 カ国のケース分析に基づく。このガイドライン策定に際しては、英国国際開発省 (DFID) が 2001 年 3 月に作成した A Practical Guide to Planning Technical Co-operation Programmes が参照された。

ャパシティ・ビルディングを実施するために、貿易／援助／金融団体に対する共通の指標を示すものであり、キャパシティ・ビルディングの意義と途上国における貿易阻害要因の分析に続き、貿易政策枠組のあり方、原則、援助活動のモニタリングおよび評価基準等を掲げている。

従来の援助（特定の組織や個人に特化した組織構築や技術援助が中心で、散発的かつ孤立的なものに留まっていた）と異なり、現在のキャパシティ・ビルディングでは、持続可能な開発および貧困削減という目標を達成するための包括的な制度構築が目指されている。支援の役割は、現地のリソース（政府・産業界・市民社会）による参加型の貿易政策プロセス（貿易政策の分析、立案、交渉、実施等）を促進し、途上国が実効的な貿易政策を自立的に運営していく能力を醸成することにある。援助国とパートナー途上国は、貿易政策を総合的な国家開発／貧困削減戦略の中に位置付けた上で、貿易政策プロセスを促進するために、政府・産業界・市民社会の三者間の協議メカニズム、貿易関連情報ネットワーク、現地の研究機関や貿易支援機関のネットワーク、外向的地域戦略等を構築すべきこととされている。途上国のイニシアティブと要請とに根ざした開発協力が目指されていると言って良い。

(3) OECD の最近の貿易関連活動

・データベース

2002 年 12 月の WTO 一般理事会および 2003 年 9 月の次期閣僚会議において、ドーハ開発アジェンダ以降の貿易関連キャパシティ・ビルディング活動の実施状況および妥当性について進捗状況が報告されることになっている。これら報告を視野に入れ、OECD はドーハ開発アジェンダ支援のため WTO と協力してデータベース構築に取り組むこととなり、本年 5 月、援助国・国際機関・開発銀行等の援助提供主体に対し、貿易関連の技術支援およびキャパシティ・ビルディングに関する情報提供を依頼した。（本データベースの目的については、21 頁を参照のこと。）

・地域ワークショップ等

< 貿易に関するグローバル・フォーラム：2002.6.19-20. 香港 >

APEC の TILF 基金の支援を受け、DAC をはじめとする OECD の各関連部局、APEC、中国・香港政府との協力により OECD 貿易委員会（Trade Committee）が主催し、加盟国・非加盟国双方からの参加者が集い、投資、競争政策、政府調達、貿易促進策という、いわゆるシンガポール・イシューに関するワークショップが開催された。シンガポール・イシュー全体の展開状況に関して活発な意見交換が行われる中で、非加盟途上国代表の発言を含め、これら 4 分野に関しても貿易政策の一貫性確保と途上国ニーズに対応したキャパシティ・ビルディングの重要性が提起・確認された。

<東アフリカ地域ワークショップ：2002.8.26-27. モンバサ>

開発協力局(Development Co-operation Directorate: DCD)と開発センター(Development Centre)は UNECA ・ UNDP と共同で、8月末にケニアのモンバサにおいて、東アフリカ地域における貿易関連キャパシティ・ビルディングに関するワークショップを開催した。ワークショップの目的は、東アフリカ地域の公・私セクターおよび市民社会からの代表、援助国代表、国際機関代表が一同に会し、貿易関連キャパシティ・ビルディングに関する実践例を共有し、今後の方向性を検討することにある。具体的には、以下のような項目である。

- ・ アフリカ諸国における現行アプローチの検討
- ・ 参加型貿易政策プロセスの育成ならびに国家開発 / 貧困削減戦略の中での主流化を実現する手法についての検討
- ・ 貿易政策プロセスの促進・支援における援助国の役割の検討
- ・ 貿易政策プロセスおよび貿易キャパシティを強化するためのツールおよび方法の検討

3-5 APEC

(1) APEC における貿易・投資に関連する途上エコノミー支援

APEC は 1989 年、アジア太平洋地域の貿易・投資自由化と経済協力の促進を目的に設立された政府間機関である。以来、設立趣旨に鑑み、貿易・投資自由化、経済技術協力、貿易円滑化に関わる APEC 途上エコノミー（途上国・地域メンバー）に対する支援を行ってきた。APEC の貿易投資委員会の下には、サービス、基準認証、税関手続、関税及び非関税措置、政府調達といった WTO の個別協定等とも対応する小委員会、専門家会合がある。また、APEC の分野別閣僚会合の下部機関として、人材育成開発、貿易促進、農業など、テーマ別の 11 の作業部会がある。これらの下部機関や APEC/SOM 会合もしくは加盟国の主導などにより、APEC の枠内ではこれまでも WTO と関連の深い分野での支援活動（セミナーやワークショップ等）が行われてきた。

APEC 枠内の支援は、二国間支援および TILF 基金による APEC としての支援に大別される。このうち、TILF 基金は、貿易投資自由化・円滑化を目的とする基金であり、財務管理委員会の承認により年次計画に基づき利用される。

(2) WTO キャパシティ・ビルディング・グループ

第 1 章 1-2 において述べたとおり、APEC において、2000 年 6 月の貿易担当大臣会

合での提案に基づき、我が国は同年 11 月の閣僚会議において WTO 分野の支援活動に係る「戦略的 APEC 計画」を提案、これが承認された。戦略的 APEC 計画の実施に向けて、貿易投資委員会の下に、インフォーマルの「WTO グループ」(後に「WTO キャパシティ・ビルディング・グループ」と改称)が設置され、WTO 関連のキャパシティ・ビルディング活動の協力と円滑化を促進している。なお、同グループの議長は我が国とカナダが共同で務めている。

同グループは、年に 2~3 回程度、SOM 会合と共に開催され、APEC 加盟国間のみならず、WTO、世界銀行、アジア開発銀行といった国際機関との情報交換を行うとともに、戦略的 APEC 計画の実現を推進するための協議を行っている。

2002 年 3 月時点で 8 件の WTO 関連プロジェクトが TILF 基金により既に実施され、2002 年には 4 件のプロジェクトが進行中である。また、我が国の主導により、関連する支援活動の対象国と分野を示した「マトリックス」が作成され、2002 年 5 月の貿易大臣会合に報告された。

3-6 世界知的所有権機関 (WIPO)

(1) 知的財産権に関する支援

WIPO においては、近代的かつ機能的な知的財産権制度の構築は、途上国が国際貿易体制で恩恵を享受するために不可欠なツールであると認識されている。近年、生物多様性、フォークロア等の伝統知識、電子商取引における知的財産権等、知的財産権に関する概念は拡大の一途にあり、WIPO としては WTO/TRIPS 協定実施のレベルを超えた知的財産権制度について支援を展開したいとしている。また WIPO は、途上国協力を主要な活動の 1 つに据え、アフリカ、中近東諸国、アジア、ラテン・アメリカ及びカリブ海諸国を担当する 4 つの地域局が、知的財産権制度の発展及び国際協調に向けた支援を展開する。現状では、法制度に対するアドバイスと法律の草案策定、知的財産権法に関するデータベース整備、知的財産権法の出版等が主要な支援内容である。また、低開発国のニーズに合致した政策策定に向けた支援も展開している。

WIPO は 1996~2000 年までの 5 年間に渡って、途上国の TRIPS 協定履行に向けた移行期間の終了に合わせて、法整備、履行、人材育成に焦点を当てた支援を実施してきた。WIPO による技術協力の際には、日本特許庁拠出の WIPO 日本基金も大幅に活用されている。セミナーや研修プログラムによる人材育成業務も重視しており、WIPO 事務局や WIPO Worldwide Academy をベースに、ジュネーブ及び世界各国で年間を通して実施している。例えば、2002 年 4~6 月の 3 ヶ月間に特許協力条約をテーマとした研修がジュネーブの他、米、仏、英、独等の各都市で 16 回実施された。

WIPO は WTO、UNCTAD、UNIDO、UNDP 等の他の国際機関との協力を重視して

おり、他機関による研修に講師を派遣している。また、過去の協力実績をベースとして、過去の協力との補完性が確保される限りにおいて、二国間援助への支援を惜しまないとの姿勢を有している。

(2) WIPO Worldwide Academy による協力

WIPO Worldwide Academy は、WIPO 加盟国の知的財産権に関する専門知識獲得を支援するために 1998 年 3 月に設立された。WIPO 事務局による支援とは別に、独立した人材育成プログラムを提供している。WIPO Worldwide Academy では主に (i) 実務担当者向け専門研修、(ii) 政策策定者向け政策研修、(iii) 遠隔教育を実施している。(i) では実施側面に焦点を当てた知識・ノウハウの移転を目指す。年間約 3,500 件の支援要請を受けるが、予算上の制約により約 10% 程度しか実現できていない。(ii) ではハイレベルの政府職員を対象にジュネーブで 1 週間のラウンドテーブル・ミーティングを行っている。(iii) はインターネットを利用した (i)(ii) を補完するためのプログラムである。6 週間のコースが年 3 回実施され、各回約 1,200 名が登録している。英語の他、中国語、アラビア語、ロシア語等のコースが設置されており、WTO/TRIPS 協定の他、WIPO 関連条約を包括的にカバーする。

3-7 欧州委員会

(1) AIDCO (The Europaid Cooperation Office) による一元的支援

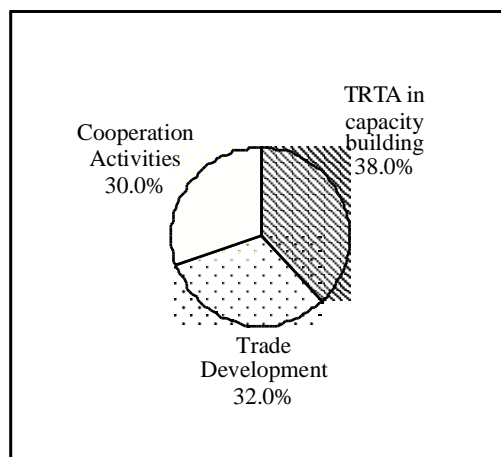
欧州委員会は 2001 年 1 月に対外協力分野の運営に関する大規模な組織改編を行った。支援の実施を担当する部局が一本化され、総局級の新設機関である欧州援助協力局 (通称 AIDCO) が設立された。AIDCO はプロジェクトの (i) 策定と事前評価、(ii) 財務決定の準備、(iii) 実施とモニタリング、(iv) 事後評価から成る、複数年次に渡るプロジェクト・サイクルの管理全般を責務とする。AIDCO はプログラムの実施機関であり、プログラムの達成目標の設定等、政策に関わる部分は、対外総局及び開発総局が策定し、欧州委員会で承認される。貿易総局は、貿易関係支援の政策を立案し、主管総局に働きかけを行う立場にある。

貿易関連技術支援 (Trade Related Technical Assistance: TRTA) については、EU は 709,530,421 ユーロの予算のもと、79 のプロジェクト (2000 年度) を実施している。しかし、これらの事例はほとんど、他のより広範な協力プログラムの一部として計画されており、TRTA のみを目的としたプログラムは全体の 20% に過ぎない。

また、TRTA プロジェクトを支援内容別に見ると、大きく三つに分けることができ

る。すなわち、貿易政策および貿易関連規制の分野における技術支援とキャパシティ・ビルディング、貿易振興と経済協力、そしてプロジェクト全体の一部としての貿易振興に係る協力である。

図表 3-4 TRTA 協力の分野

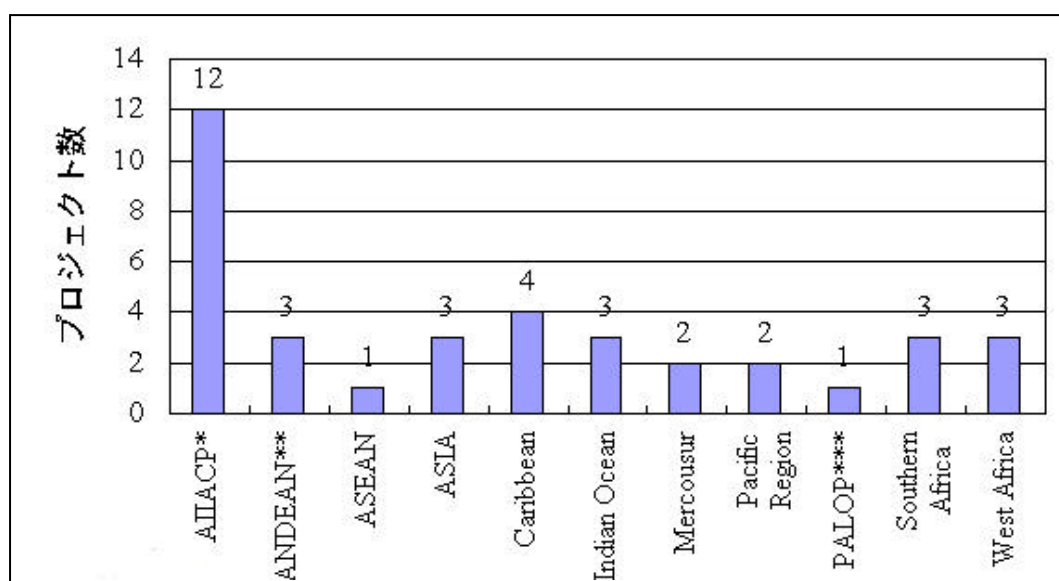


出所：欧州委員会開発総局におけるインタビュー（2001年6月）より UFJ 総合研究所作成

(2) アフリカ、カリブ海及び太平洋（ACP）諸国を中心とした支援

欧州委員会では、WTO 関連支援に関して、バイ・マルチ 2 つのチャンネルを活かす二層アプローチを採用している。両者の支援対象国には重複があるが、マルチでは IF を中心とする LDC 諸国への支援、バイではコトヌー協定（2000 年 6 月調印）を根拠とする ACP 諸国への支援が中心となる。WTO 関連課題としては、TRIPS 協定の遵守及び貿易円滑化（税関電子化等）を中心に据えている。なお、地域別実施状況は、下表のとおりである。

図表 3-5 TRTA プログラムの地域別実施状況



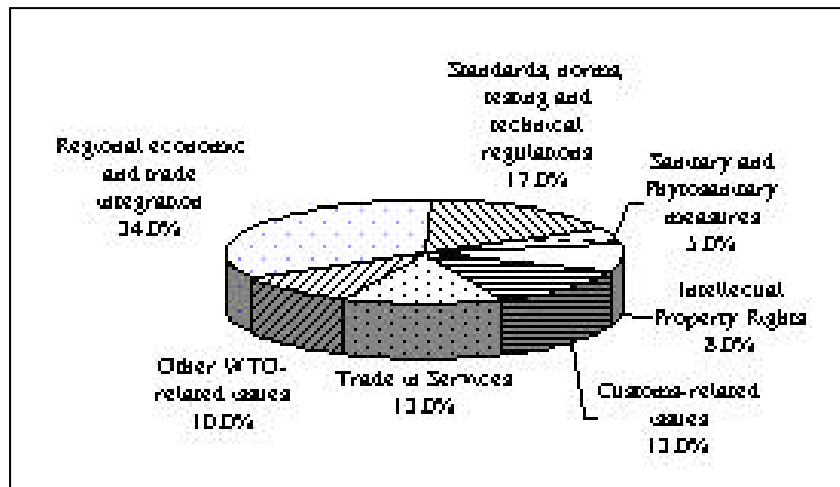
出所：欧州委員会開発総局におけるインタビュー（2001年6月）よりUFJ総合研究所作成

注釈：AIIACP* The Adriatic - Ionic Initiative and African, Caribbean and Pacific
 ANDEAN** Bolivia, Colombia, Ecuador, Peru and Venezuela
 PALOP*** African Portuguese Speaking Countries

アジア諸国への協力は中国・ 베트남が中心であり、JICA 支援対象重点 4 ヶ国については、知的財産権等の分野で若干の協力を行うにとどまっている。アジア地域への支援は、ASEAN に対する知的財産プログラム、アジア諸国に対する標準化、欧州ビジネス情報センターの設置、投資関連の計 4 プロジェクトを実施している。注力してきた分野としては、知的財産権、関税評価、税関システムを中心とする貿易円滑化等が挙げられる。ニューイシューに関するセミナーも実施済みである。

欧州委員会における貿易分野の支援は WTO よりも広義に「貿易」を捉えた貿易振興が中心であり、GATT/WTO 協定実施に係る支援は新しい分野である。WTO 関連支援のモダリティは (i) インフラ整備と研修 (税関システム等) (ii) マニュアルやガイドライン作成、に大別される。

図表 3-6 TRTA 協力プロジェクトの内容（詳細）



出所：欧州委員会開発総局におけるインタビュー（2001年6月）よりUFJ総合研究所作成

途上国、特にアフリカ諸国においては、関税収入が国の歳入の大きな割合を占めるため、関税制度改革の際には関税収入削減を補う適切な予算措置を導入することが不可欠であり、また改革の前提条件となる。従って、WTO協定の実施支援に伴い移行期間をサポートするセーフティーネットの確保が重要課題であるため、実際の支援では協定の義務履行の確保だけではなく、より大きな組織改革を伴うプログラムが必要となることが多い。

3-8 米国

(1) 貿易関連キャパシティ・ビルディングの重視

米国による貿易分野における支援額は年々増加しており、1999～2001年度の3年間に13億USドルを支出している¹⁶。年度別に見ると1999年度の支援額は326.5百万ドル、2000年度456.7百万ドル、2001年度555.6百万ドルとなっている。米国政府による協力内容は多岐に渡っており、主な支援としてWTO加盟支援、WTO協定実施支援、貿易円滑化、人材育成と労働基準、金融セクター改革、環境、競争政策、農業開発、サービス貿易、ガバナンス、政府内コーディネーション強化が挙げられる。特に、貿

¹⁶ USAID, United States Government Initiatives to Build Trade Related Capacity in Developing and Transition Countries, October 2001.

易円滑化、人材育成と労働基準、金融セクター改革及びインフラ整備に係る支援の割合が高い。米国による協力が多岐に渡るのは、協力を展開する政府機関が多いためでもある。現状では、約 20 に及ぶ省庁及び関係機関が協力活動に携わっている。

全支援の 9% に当たる 117 百万 US ドルを WTO 協定に関する理解向上・加盟・交渉への参加に関する支援に当てており、ほぼ全ての協定をカバーしている。地域的にもほぼ全世界をカバーしており、中東・北アフリカ（2001 年度において全支援に占める割合：19%）、アジア（17%）、旧ソ連諸国（同）への支援が相対的に多く、サブサハラ・アフリカ（14%）、ラテンアメリカ・カリブ海地域（11%）、中・東ヨーロッパ（9%）が続く。また、その支援先は低開発国、移行経済国、その他の途上国と全ての発展段階の国を対象としている。

（2）対ベトナム米越通商協定（USBTA）の実施支援プロジェクト

ベトナムは WTO 未加盟であるが、2000 年 7 月に米国との間で USBTA を締結し、大幅な貿易自由化を約束した。米国国際開発庁（USAID）は現在、ベトナム政府が USBTA 履行に際して必要となる改革及び法制度の整備を支援するための協力プログラムを実施している。今後 3 年間の予定でベトナム経済の計画経済から市場経済への移行に向けて、関税及び税関改革、非関税障壁の撤廃、投資ライセンス及び登録、知的財産権、市場アクセス、政府調達改革、非競争的措置の撤廃、アカウントビリティ及び透明性の向上等に係る分野での支援を展開する。現在は、USBTA 実施のための法制度整備に重点を置いて支援を行っている。

（3）対フィリピン支援プログラム

USAID は 1998 年 6 月から 3 年に渡り、金融市場改革、貿易投資政策（一部 WTO へのコンプライアンス支援）、ガバナンスに関する協力プロジェクト（AGILE プロジェクト、予算 20 百万 US ドル）を展開している。WTO に関連した活動としては、WTO 協定整合化に向けた法制度整備があり、例えば、アンチダンピング法に係る改正法の起草及び議会審議のバックアップを行った。また、既存のセーフガード法に、関税以外の手段としての数量制限の禁止に関する規定を盛り込むべく法改正作業を支援したが、農産物に関する数量制限擁護派である農業省等から合意が得られず、制定に至らなかった。その他、関税評価法の改正、集積回路配置法及び植物新種保護法の制定に係るサポートも行っている。

3-9 カナダ

(1) 貿易関連技術支援の積極展開

カナダ政府は、途上国における貧困削減に貿易問題は切り離せないと考えており、支援に際しては両者のバランスが取れた案件形成を目指すようシフトしている。貿易分野でのカナダ国際開発庁（CIDA）の案件形成方法としては、(i) 従来型（CIDA と先方政府の話し合いに基づくニーズの発掘、案件形成、公募によって決定された国内リソース（官・民）を用いたプロジェクト運営）、(ii) Responsive Mechanism（特定の課題、例えば「国際経済統合と貧困削減」のために約 3～4 百万カナダドルの基金を設け、支援国の政府、民間企業、NGO からスキームに沿った案件の申請を受け付け、CIDA の承認を得てプロジェクトを開始するもの）の 2 通りがある。

WTO 協定実施支援でカナダが実力を発揮しやすく、またより関心のある分野として、SPS、TBT、AD、関税、船積み前検査に関わる各協定及び GATS 金融サービスが挙げられる。一方、支援に積極的ではない分野として、農業、繊維及び繊維製品協定がある。CIDA では、通商英語の能力向上の重要性を認識しており、これまでに非英語圏の途上国において通商英語に関するコースを数多く提供してきている。

(2) APEC 諸国を対象とした WTO 協定実施支援

CIDA は、フィリピン、インドネシア、ヴェトナム、タイ、カンボディア、ラオスの 6 ヶ国を対象とした APEC 経済統合プログラム（APEC Economic Integration Program）を 2002 年秋から 5 年間に渡って実施する。本支援は、「戦略的 APEC 計画」のフォローアップとして案件形成が成されてきたものである。予算規模は 7-9 百万カナダドルが想定されており、対象国における政府職員の WTO を中心とする貿易政策遂行能力の強化を主目的とし、地域研修、国別実施される技術協力、今次交渉に向けた地域的能力向上を行う。また、対象国間でセクター毎にネットワークを構築し、将来的に域内ダイアログを生むための基盤を確立することもプログラムの目的の一つとする。

なお、本プログラムでは他ドナーによる既存の支援プログラムとの重複を避けるために、農業、貿易円滑化、GATS（金融）に焦点を絞った支援が展開される予定である。また、政府内のコーディネーション・メカニズムに関するアドバイスも提供することを予定している。

(3) カールトン大学による貿易関連支援

カールトン大学の貿易政策及び法センター（Center for Trade Policy and Law）は、約 15 名のスタッフを有し、その大半が元貿易担当政府職員である。WTO を含む通商問題に関する支援を大規模に展開しており、移行経済国（グルジア、ウクライナ等の旧ソ連諸国）、中米、アジア（ヴェトナム、タイ、中国、バングラデシュ、南アジア）、アフリカ（ケニア、ナイジェリア）等で豊富な経験を持つ。CIDA が主なクライアントであるが、その他、世界銀行、米州開発銀行等の調査も実施している。協力の実施に際しては、長期的視野に立った能力構築、技術移転を目指し、持続可能性の確保を指針としている。プロジェクト・ベースの協力の他に、貿易担当行政官を対象とした 6 週間のサマー・コース（Certificate Program in Commercial Diplomacy）や、インターネットや電子メールによるアドバイス業務も開始する等、業務を拡充させる方向にある。

3-10 豪州

(1) APEC メンバー国としての自由貿易体制構築支援の積極展開

経済成長と貧困削減は効率的でオープンな市場経済において最も効果的に達成されるという考え方にに基づき、オーストラリア国際開発庁（AusAID）はアジア・太平洋地域において、政策策定、組織構築、民間セクター強化に向けた支援を積極的に実施している。途上国におけるさらなる投資の誘致、国際貿易体制への円滑な参加を目的とした貿易関連支援にも焦点を置いて支援プログラムを策定している。例えば、インドネシアにおいては Indonesia-Australia Specialized Training Project（インドネシア・オーストラリア特別研修プロジェクト）を実施しており、インドネシア国内及びオーストラリアで、コミュニティー開発、良い統治に係る分野でミッド・キャリア人材を対象とした研修を行っている。貿易関連分野では、知的財産権、国際貿易及び輸出振興に焦点を置いており、特に知的財産権については既に約 10 年に渡って知的財産権全範をカバーする包括的な研修活動を行っている。また、ヴェトナムでは通商英語に関する支援を行い、オーストラリアへの招聘も行っている。

(2) 対中支援

対中国の貿易関連支援としては、1998 年から 4 年間に渡って Economics and Foreign Trade Training Project（経済学及び外国貿易研修プログラム、EFTT）を実施している。EFTT は (i) 一般的な GATT/WTO 教育プログラム、(ii) 海外貿易実施能力開発、(iii) 特定の協定実施支援、(iv) 共同調査プロジェクト、(v) 研修能力の構築の 5 つから成る。(iii) では税関、農業、SPS、GATS（会計、金融、建設等）の理解促進を目指すワークショップ及び翻訳を実施している。(iv) では保険、証券、環境、地域協力、通信

分野で各 1 年間の調査を実施しており、調査結果を中国語・英語の報告書として出版する予定である。

3-11 英国

英国の開発援助政策は、国際開発省 (Department for International Development: DFID) を中心に行われている。ブレア政権は、1997 年の発足以来、DFID の機能強化と開発予算増大とによって国際開発への関与を拡大強化してきた¹⁷。開発政策の基幹目標は、全世界における貧困削減に置かれている。その具体的方針や政策内容は、2000 年の「国際開発白書¹⁸」において、世界の貧困層および途上国の発展に寄与するグローバリゼーションの促進という観点に立って策定されている。DFID の援助の大半はアジアおよびサブサハラ・アフリカ地域の LDC 諸国に向けられているが、ラテンアメリカおよびカリブ海の中所得地域、中東欧の経済移行国に対しても支援が行われている。

DFID は、貿易関連の途上国支援を国際貿易局 (The International Trade Department: ITD) を通して実施している。上記 2000 年版白書は、貿易関連キャパシティ・ビルディングを援助の基幹活動の一つに掲げ、2001～04 年の同活動予算をその前 3 年間の 2 倍にあたる 3,000 万ポンドとした。

図表 3-7 貿易関連技術支援¹⁹ (TRTC) 及び関連調査研究の援助支出に占める割合

	1998/99	99/00	00/01	01/02	02/03	03/04
支出額 (単位 £000)	785	2,034	2,547	4,521	4,242	4,418
国・地域別以外の二国間援助に対する割合 (%)	0.29	0.44	0.71	1.01	1.10	1.25
二国間援助総額に対する割合 (%)	0.06	0.15	0.16	0.27	0.23	0.26
援助総額 (多国間含む) に対する割合 (%)	0.03	0.07	0.08	0.14	0.12	0.12

出所：DFID Department Report 2002, Annex 1, Table 4: DFID Allocation by Programme より UFJ 総合研究所作成。なお 98/99, 99/00, 00/01 は実績、01/02 は概算、02/03, 03/04 は計画。

DFID の貿易関連キャパシティ・ビルディングの理念として、単に途上国による貿易

¹⁷ 2002 年 6 月 17 日に International Development Act 2002 が発効し、Overseas Development Act 1980 に代わる DFID 支出の新たな法的根拠が整えられた。

¹⁸ White Paper on International Development, *Eliminating World Poverty: Making Globalization Stat for International Development*, December 2000. (www.globalisation.gov.uk)

¹⁹ 開発関連技術支援は、キャパシティ・ビルディングの一要素として位置付けられる。

協定上の義務履行を支援するだけでなく、途上国が自立的に総合的国家開発計画を実現することができるよう、各国の実情に応じた、かつ包括的視野に立った支援の必要性が説かれている。この点に関し、英国は、OECD/DAC 作成による「開発に向けたキャパシティ開発に関するガイドライン」への支持を表明し、DFID はまた独自に、その附属テキストとして「技術協力プログラム策定ガイド」を作成した（2001 年 3 月）。

具体的支援活動としては、以下に類別できる。

- ・ 二国間貿易開発プログラム支援：各パートナー途上国との協議に基づいて具体的活動内容を策定しつつ、全体としては、利害関係者（政府、産業界、市民社会）による参加型の政策決定プロセスおよび途上国自身の交渉・実施能力の構築を目指す。アフリカ諸国に関しては、2001 年、特に貧困削減戦略と貿易政策改革との統合に焦点を当てた新たなプログラム（Africa Trade and Poverty Programme）が用意された。
- ・ 他の二国間援助との連携・整合性確保：OECD を介して、あるいは直接に、他の二国間援助提供国との情報共有を行い、援助の質の向上に努めている。
- ・ 他の援助枠組への協力：統合フレームワーク（IF）を通して、LDC 諸国向けの貿易関連キャパシティ・ビルディングに協力している。英国は IF 信託基金に 35 万ポンドを拠出しており²⁰、カンボディア・マダガスカル・モーリタニアにおけるパイロット・プログラムを支援している。

²⁰ 2001 年 9 月現在。

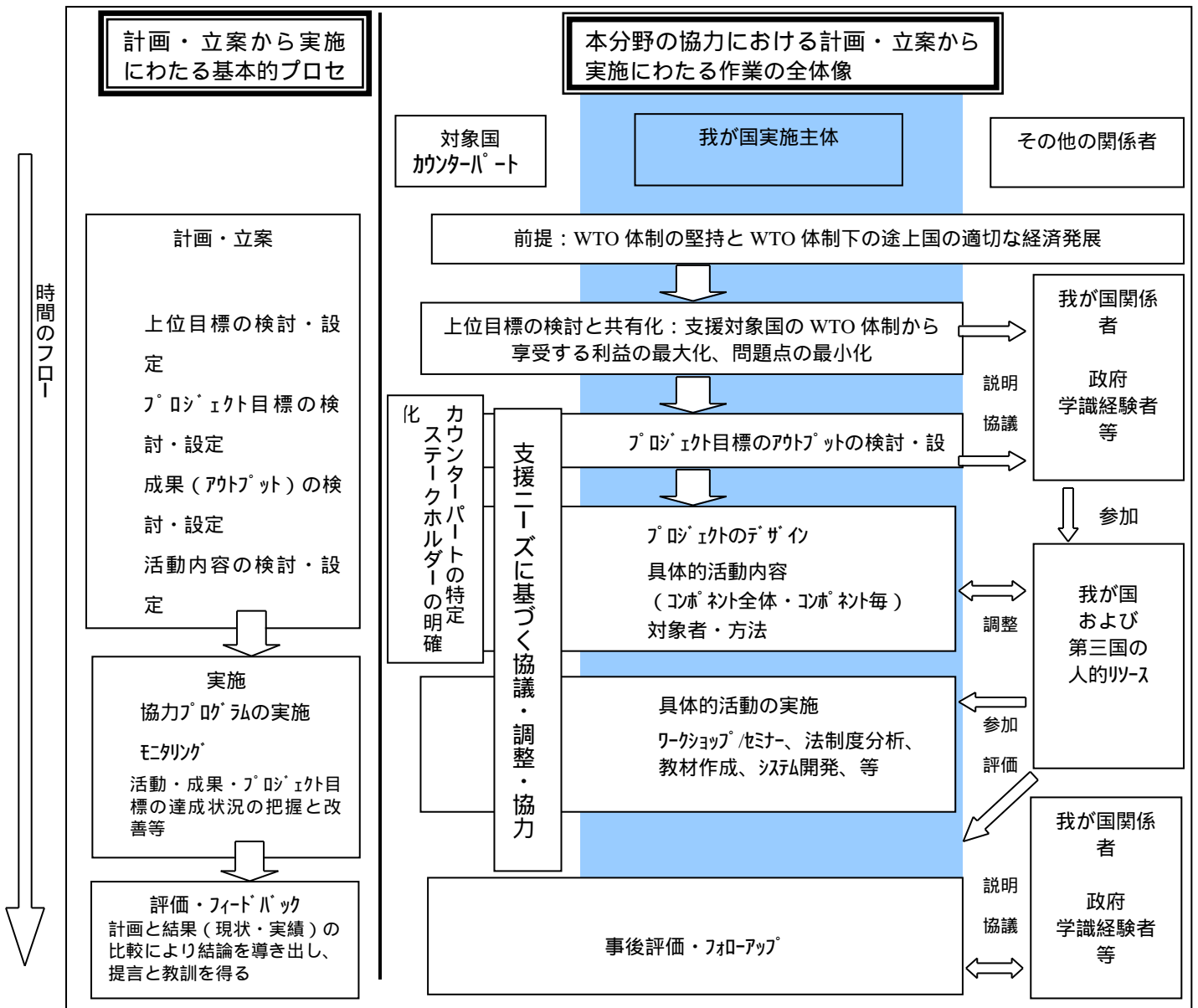
第4章 途上国 WTO 協定実施に係るキャパシティ・ビルディング支援の在り方

我が国が本分野への支援を行うにあたり、「途上国の適切な参画を通じた中長期的な WTO 体制の堅持」を前提とすべきである。また、協力プロジェクトの実施にあたっては、上位目標として「WTO 体制の堅持と WTO 体制下の途上国の適切な経済発展」を据えられる。この目標を支援対象国および我が国関係者が共有しつつ、対象国との十分な協議を行いつつ、支援ニーズを的確に把握し、プロジェクトをデザインしていくことが不可欠である。

本章では、支援プロジェクトの計画策定と実施にあたって検討すべき諸点について一般事項について解説する。WTO 協定の分野別支援方法の解説は第5章において行う。

本章で解説するプロジェクトの検討から実施にあたっての検討・作業の全体像は以下表 4-1 のとおりである。

図表 4-1 プロジェクトの検討から実施にあたっての検討・作業の全体像



注： 表 4-1 の用語解説

- プロジェクト目標： プロジェクトの終了時まで、達成することが期待される目標
- 上位目標： 「プロジェクト目標」を達成した結果、期待される上位の開発効果
- 成果(アウトプット)： 「プロジェクト目標」達成のために、達成すべき事項
- プログラム： 政策目標の実現に向けた複数のプロジェクトの有機的な組み合わせ
- コンポーネント： プログラムを構成する活動要素

4-1 協力プロジェクト・アウトラインの検討

(1) 目的の明確化と共有化

第1章において述べたとおり、WTO を中心とする多角的貿易体制の維持・発展は途上国にとって今後の経済開発を進めていく上で避けられない課題であり、かかる体制下において途上国の利益を最大化し、利益最大化を実現していくうえでの問題点や障害を最小化することが重要である。同時に、自由貿易体制から利益を享受してきた我が国にとっても、WTO 体制の維持・発展は重要課題である。我が国として途上国における WTO 協定実施支援を行うにあたって、「途上国の適切な参画を通じた中長期的な WTO 体制の堅持」を前提と考えることが適当である。

WTO は、「メンバー・ドリブン (member-driven)」の国際機関といわれる。すなわち、加盟国が WTO 協定の理念に従い、コンセンサスを原則として活動を牽引する。その他の理由もあって、WTO 事務局は活動やその世界経済へのインパクトに比して小規模である。こうした国際機関によって維持・発展される多角的貿易体制を運営するためには、加盟国の大半を占める途上国の積極的な関与が不可欠である。

ひとたび加盟した途上国が WTO から離脱することは、当該国にとっても多角的貿易体制にとっても計り知れない不利益をもたらすことが懸念される。さらに、新規加盟申請中の各国が適切な WTO への加盟を実現し得ないこともまた、当該国および WTO 体制の発展を脅かすものである。

以上から、我が国が本分野の協力を実施するに際し、中長期的な WTO 体制の堅持を念頭に、支援対象国である途上国が WTO 体制から享受する利益を最大化し、そのための障害を最小化するために必要な能力を構築することを上位目標として掲げるべきである。

こうした目標をプロジェクトのアウトライン検討初期から明確化し、支援プロジェクトのカウンターパート機関をはじめとする関係者間で共有することが不可欠である。

(2) ニーズの抽出

支援対象国が如何なる支援ニーズを有しているかを把握することは、下記(3)で述べる「プロジェクト目標・アウトプットの設定」のために(また、次節で検討する「協力プロジェクトのデザイン」においても)必要不可欠である。

支援対象国が抱えているニーズは、プロジェクトの上位目標達成においてどのように位置付けられるかを確認しつつ、WTO 協定実施上の課題のどの『次元』に中心的に存在するかを明らかにするとともに、ニーズに対応する適切なアウトプットの形態(必

要とされるのが提言策定か、技術移転活動か、両者の組み合わせか)を検討していく。

ニーズの抽出に際しては、協定実施のどの側面に困難をきたしているか、その主たる原因は何かについて、以下の着眼点を持って行うことが望ましい。プロジェクトのデザインのためにも、WTO 協定中、どの協定のどの側面の強化についてニーズが存在しているかを明確化・共有化することが必要条件となる。

【ニーズ特定の際の着眼点】

WTO 協定のどの部分に関してニーズが存在しているか
- 協定全体または自由貿易体制それ自体 - 複数協定の接点（例えば、AD と DS の関係、投資（TRIM と GATS）等） - 個別協定
ニーズが存在しているのはどの側面か
- WTO 協定または WTO における議論の理解不足 - WTO 協定に整合的な国内法の未整備 - 関連する国内法制度の把握の不足（国内法が多岐にわたる TBT、GATS 等） - 国内法実施にあたる困難（例えば、TRIPS 等）

ニーズの抽出作業は、支援対象国の主要カウンターパートとの協議を通じて行うことを基本とすべきであるが、カウンターパート機関がニーズの存在や全体像を完全に把握していない場合もある。このため、以下の点を参照・考慮することが望ましい。

- 当該国の主要カウンターパート機関以外の WTO に対する理解と困難
- 当該国の産業界等民間セクターの WTO / 自由貿易体制に関する理解
- 当該国における WTO / 自由貿易体制に関するメディアの論調、市民社会等の活動
- WTO の場で当該対象国が指摘を受けてきた点（TPR 報告書、個別協定に係る各委員会での審査、加盟申請国であれば、加盟交渉に係る文書等）
- 我が国を含む諸外国からの指摘（不公正貿易報告書、米国 National Trade Estimate Report、欧州委員会報告等）
- 我が国を含む産業界の指摘（日本経団連、二国間経済委員会、日本機械輸出組合等業界団体の報告書等）
- 他のドナーによる支援の実績・予定の詳細な内容

なお、次節「協力プロジェクトのデザイン」においても、ニーズ特定の際の着眼点に関し論じる。

(3) プロジェクト目標・アウトプットの設定

プロジェクトの上位目標の明確化・共有化に続き、プロジェクトを通じて達成する目標およびアウトプットを検討する。

上位目標である「WTO 体制からの利益の最大化」を実現するためには、WTO 協定の規定における権利と義務を理解し、自国の経済・産業の政策において意味ある位置付けを行い、活用することが重要である。第 2 章で論じた「課題の『次元』」に照らすと、(1)WTO 協定（およびその原則）を国内経済政策・産業政策に反映させ、(2)国内政策に沿った WTO 交渉を行い、(3)WTO 統合的な国内法を整備し、(4)その履行を確保する、さらに、こうした一連の政策に関する周知を図る、といった相互に不可分な施策を通じて WTO 体制からの利益を享受することが可能となる。

上記を実現するための支援プロジェクトの目標として、WTO 体制への適切な参加のための計画策定・提言の提示、WTO 協定実施能力の向上支援、に大別できる。また、いずれにおいても、効果的な支援を行うためには対象とする WTO 協定（個別協定、複数の協定または WTO 協定全体）を特定し、協定毎の個別の協力を行うことが必要となる。プロジェクト目標として選択し得る支援活動の「メニュー」は、以下図表 4-2 のとおり整理することができる。

図表 4-2 プロジェクト目標の「メニュー」

	WTO 体制への適切な参加のための計画策定	WTO 協定実施能力の向上支援	
課題の『次元』	WTO 協定の規定内容（義務・権利）活用のための問題点の分析と対応方策の立案・提言	技術移転活動	
		知識移転活動（行政官および産業界等）	組織体制強化
(1) WTO 協定（原則）の国内経済政策・産業政策への反映	政策立案に係る提言	政策立案に関する技術移転活動	政策立案のための組織体制強化支援
(2)国内政策に沿った WTO 交渉の実施	交渉実施に係る提言	交渉実施のために必要な知識移転	WTO 実施のための組織体制強化支援
(3)WTO 統合的な国内法整備	国内法制度上の問題点の分析と対応策の立案	法制度整備支援のための知識移転	国内法整備に必要な組織体制強化支援
(4)国内法履行確保	国内法履行上の問題点の分析と対応策の立案	国内法履行のための知識移転	国内法履行確保のための組織体制強化支援
(5)啓蒙・周知活動	啓蒙・周知活動実施に係る提言	啓蒙・周知活動の実施	啓蒙・周知活動実施のための組織体制強化支援

取り上げるべき協定・分野
<ul style="list-style-type: none"> ・協定全体または自由貿易体制それ自体 ・複数協定の接点（例えば、AD と DS の関係、投資（TRIM と GATS）等） ・個別協定（AD/SG/CVD、TBT、SPS、農業、GATS、TRIPS、DS 等） ・協定が存在しない 이슈ー（貿易と環境、貿易と投資、貿易と競争政策、貿易円滑化等）

以上のうち、どの『次元』の如何なるプロジェクト目標の組み合わせを目指すこととするかを検討・決定することが、プロジェクト目標の検討・設定である。また、プロジェクト目標を達成するために実現すべき成果（取り上げるべき協力分野等）を検討することがアウトプットの検討・設定となる。但し、アウトプットの一部となる技術移転活動の一要素（例えば、WTO 体制の重要性に関するセミナーの実施）は、結果的に複数の課題の『次元』にまたがった効果をもたらすことが多い（一連の課題は相互に不可分であるため）。プロジェクトのアウトプット立案に対しては、支援対象国が持つニーズや課題を的確に把握したうえで、どのような課題にプライオリティを置きつつアウトプットを目指すこととするか、事前にカウンターパートとの間で目的を共有化しておくことが必要である。

例： APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム調査のうち、既に支援活動が本格化しているタイ、インドネシアに対するプロジェクト

- ・プロジェクト目標を次の両者として設定。但し、プロジェクト期間中の活動の重点はにおくことでカウンターパート側とも一致。

WTO 体制への適切な参加のための計画策定

WTO 協定実施能力の向上支援のための技術移転

- ・上記 の具体的な方策として、行政官等を対象とするワークショップ、情報システムの提供、教材作成等を実施。
- ・上記 の対象とする個別協定は、GATS、AD/SG/CVD 協定、TRIPS 協定及び TBT 協定。
- ・プロジェクトを通じて改善・強化を目指す課題の『次元』は、WTO 協定の中の各イシューによって力点が異なるものの以下を中心としており、そのために必要となる知識と技術を行政官に対して移転することがプロジェクトの主眼。

- (1)国内政策に沿った WTO 交渉の実施
- (2)WTO 統合的な国内法を整備、および
- (3)国内法履行確保

プロジェクトの達成目標・アウトプットを設定した後に行う、アウトプットの具体化（WTO 協定のどの個別協定をとりあげるか、技術支援の手段はどのようなものとするべきか等の検討・設定）が、「協力活動のデザイン」である。ただし、プロジェクトのアウトプットの設定と協力活動のデザインは、互いに密接に関係しており、明確な境界線はない。むしろ、協力活動を具体的にデザインしていく段階において、カウンターパートとの対話が深まり、アウトプットを調整・再設定する必要が生じる場合も多いことを念頭におくべきである。

(4) バイでの協力とマルチでの協力の在り方

プロジェクトのアウトラインを検討・設定する際に、プロジェクトが如何なる支援枠組みの下に行われるかとの視点が重要となる。第 3 章において整理したとおり、現在 WTO/貿易関連支援を多くの国際機関や先進各国のバイのドナーが支援を行っている。この中であって、我が国として支援を行う場合には、プロジェクトのアウトラインを検討する段階からカウンターパート機関等支援対象国側に対し協力プロジェクトの位置付けに係る理解を求めるとともに、我が国の政策と統合的で我が国が強みを発揮し得るプロジェクトとしていくことが必要である。

また、他のドナーによる支援状況や計画に係る情報も収集し、不必要な重複は避け、

対象国側が十分受け入れ可能なものとしなければならない（この点については、協力プロジェクトのデザインの段階でも留意が必要である）。

さらに、我が国がバイの支援を行う場合には、とりわけ「WTO 協定実施支援」の一部として国内実施体制に係る強化にどこまで踏み込んでいくべき検討が必要である。例えば、WTO 協定実施に間接的に影響があることを理由に、国政の根幹に関わる事項を二国間支援の対象とすべきではないだろう。また、WTO 協定実施支援として所得税や労働問題といった、WTO の場での位置付けにコンセンサスが見られない分野を取り上げるとは、支援対象国のみならず第三国に対しても誤ったメッセージを発することになるため、留意が必要である。

なお、WTO 協定実施支援の一部として扱うことが適当ではない課題に関して、場合によっては、国内法制度支援など他の支援の枠組みで対応することも考えられる。支援プログラムの組み合わせ全体として途上国の能力向上に資する方策を考慮することが重要である。

例：APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム調査の場合

APEC の枠組みでの合意に基づき、日本が「二国間」の枠組みで行うものであることについて周知を図ることを重視。同じ APEC の合意に基づき、他のドナーによる二国間支援活動の促進に資することが期待できる。

4-2 協力プロジェクトのデザイン

(1) 協力プロジェクトのデザインの概要

プロジェクト目標・アウトプットを設定した後に、協力プロジェクトを実施可能な状況まで具体的にデザインする。

プロジェクト全体の規模が大きい場合、複数の協定を扱う場合など、アウトプットの検討・設定、プロジェクトのデザイン、活動の実施等を通じ、プロジェクト運営上、活動のまとめり毎に複数の「コンポネント」を設け、コンポネント毎の協議、検討、実施を行っていくことが望ましい。コンポネントは活動の性質や対象協定、カウンターパート等によって設定する。また、プロジェクトの活動のなかには、コンポネント横断的な活動も含まれることとなる。

例：APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム調査

インドネシアのコンポネントとプロジェクト内容

コンポネント 1：WTO 協定実施にかかる組織体制の強化

商工省を中心とする関係機関の機能強化計画（ITを活用したインフラ整備支援）
情報シェアリングシステムのパイロット的な構築・運営

提言策定

コンポーネント 2： AD/CVD/SG 協定及び DSU 履行にかかる現状分析

AD/CVD 協定に関連する国内法・規則見直し

協定に対する理解促進のためのワークショップ

提言策定

コンポーネント 3： サービス貿易に関する一般協定（GATS）

GATS 履行に係る現状分析、協定に対する理解促進

交渉能力強化のための技術支援活動

提言策定

コンポーネント 4： 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）

公共意識、エンフォースメント面の状況分析

研修教材の開発

トレーナーズ・トレーニング

提言策定

コンポーネント 5： 貿易の技術的障害に関する協定（TBT）

TBT 協定に関連する国内法・規則の見直し

協定の理解促進（TBT 通報、Good Regulatory Principle 等）のための技術支援活動

提言策定

プロジェクトのデザインにあたっては、抽出したニーズやリソースに基づき、以下の点を検討・設定することが必要である。

・プロジェクト全体のフォーメーション

期間内にコンポーネント共通 / 各コンポーネントに係る技術支援活動を如何に組み合わせるかといった時間軸に沿った整理、プロジェクトの全体像の確認。活動（ワークショップ等）のタイミング。

（タイミングの検討に関しては、受入国の予定、不可欠なリソースの都合等に加え、WTO およびその他の国際会議等の日程をも勘案することが必要である。）

・プロジェクトのアウトラインに沿った個別コンポーネントの活動の内容・形態

コンポーネント毎の活動の具体化。

ワークショップ実施の場合の内容、講師、参加者等の決定。

法制度整備支援の場合、取扱うべき国内法の分野、作業に当る人的リソース等の決定。

教材作成の場合、読者、内容、形体（ハードコピーの配布か、ホームページ上の提供）等の決定。

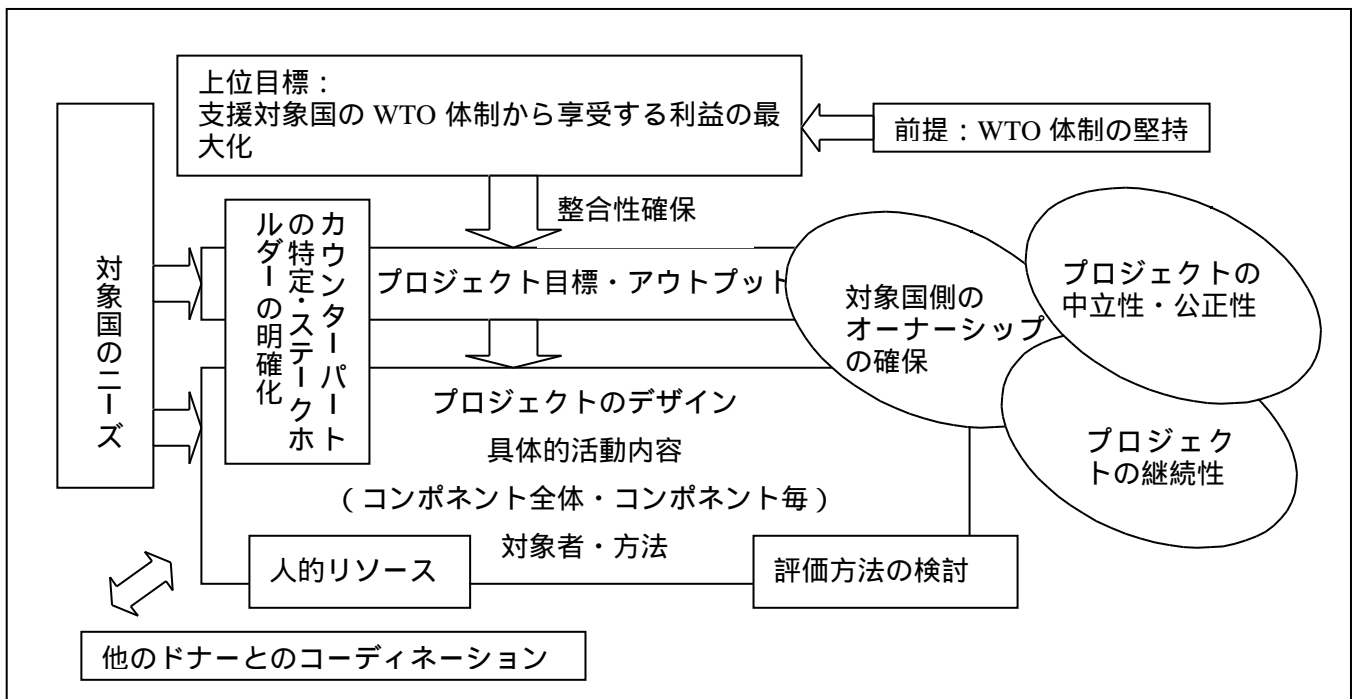
情報システム構築の場合、システム設計、システム開発の方法等。

例：APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム調査の場合

- ・プロジェクト目標は、WTO 体制への適切な参加のための計画策定、WTO 協定実施能力の向上支援のための技術移転である。プロジェクト期間内、を先行して進め、その結果をも参考にしつつ、最終的に をとりまとめる。
- ・活動期間は 1 年 3 ヶ月から 4 ヶ月程度であり、については 5 つ程度の「コンポーネント」(協定毎または情報共有化支援) が並行して活動を行う。
- ・の技術移転は、具体的には、行政官等を対象とするセミナー、ワークショップを通じた知識移転活動、教材作成、情報シェアリングシステムの開発、および法制度整備支援のための調査・研究から成る。

なお、プロジェクトをデザインするにあたって、勘案する事項をとりまとめると次の図表 4-3 のとおりである。

図表 4-3 プロジェクトをデザインするにあたって勘案すべき事項



本節では、上記例における「技術移転」のうち、協定に関連する活動を主として念頭におき、協力プロジェクトのデザインに必要な検討事項を説明する。以下は活動の一例である。

- WTO 協定全般および WTO 協定を中心とする貿易自由化の意義に関する行政官・その他の利害関係者の知識と理解の向上 (図表 4-2 における課題の『次元』(1)に対

応)

- 特定の協定（例えば、AD 協定、GATS、TBT 協定、TRIPS 協定等）の WTO 協定の義務内容に関する行政官 / その他の関係者の理解向上（同(2)～(4)に対応）
- WTO 統合的な国内法制度整備（同(3)に対応）
- WTO 整合性を確認するための国内法に係る情報の収集・整理（同(3)、(4)に対応）
- 国内法実施のための行政官の能力向上（同(4)に対応）
- 国内法実施のための産業界・市民の啓蒙、等（同(4)、(5)に対応）

また、以下は上記APEC地域WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラムのうち、インドネシアにおいて協力プログラムを実施するに至った背景であるWTO関連キャパシティの現状と支援ニーズの例である。インドネシアにおいては、「戦略的APEC計画」（本報告書1-2参照）において把握されたニーズのうち、とりわけインドネシア政府が重視し、他のドナーによる支援が行われておらず、さらに日本に人的リソース等の強みがある分野を取り上げることとした。

図表 4.4 インドネシアにおける WTO 関連キャパシティの現状と支援ニーズ

項目	現状	支援ニーズ
WTO 協定実施にかかる組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易体制の意義に関する国内政府機関、民間産業界、市民の理解不足 ・WTO 関連文書の効果的な管理の不足に伴う国内関係機関の調整不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等を通じた啓発活動 ・情報システムの構築を通じた文書管理 ・上記を通じた窓口機関の機能強化
AD/CVD/SG 協定及び DSU の適切な履行	<ul style="list-style-type: none"> ・AD/CVD/SG 協定及び DSU に関する技術的な知識の不足 ・関係者の WTO ルールに関する理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップを通じた技術支援及びセミナー等を通じた啓発活動 ・国内専門家による AD 関連訴訟の分析
サービス貿易に関する一般協定（GATS）の適切な履行	<ul style="list-style-type: none"> ・関係政府機関の協定の理解不足 ・窓口機関の関連法令把握不足に伴う交渉インセンティブの欠如 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップを通じた技術的知識の移転 ・国内専門家によるサービス関連国内法令の適切な把握
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の適切な履行	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権に関する認識の不足に発する侵害品の存在 ・侵害品を取り締まる関係機関の知識不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害品取り締まりを目的とした関係政府機関向け教材開発 ・開発した教材を活用したトレーナー育成
貿易の技術的障害に関する協定（TBT）の適切な履行	<ul style="list-style-type: none"> ・強制規格に関する知識の不足にともなう不十分な TBT 通報 ・国内標準を国際標準に整合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップを通じた技術的知識の移転 ・国内研究機関を通じた強制規格の適切な把握と国際標

	化させるための技術的知識 の不足	準整合化作業のノウハウ取 得
--	---------------------	-------------------

(2) カウンターパート及びステークホルダーの明確化

協力プログラム全体のカウンターパート、および個別コンポーネントのカウンターパートを確認する。また、政府部内の関係省庁（例えば、支援窓口機関等）と中心的なカウンターパートとの連絡体制に留意する。

また、協力プログラム全体のステークホルダー、および個別コンポーネントのステークホルダーを確認する。ステークホルダーとは、例えば、コンポーネント毎のワークショップ等の対象省庁・部局、セミナーや教材作成の場合の知識向上の対象者（政府および民間産業界、学界、NGO 等）等である。プロジェクトのデザインにあたっては、カウンターパートだけではなく、より広くステークホルダーの自由貿易に対する認識、理解等を聴取することが望ましい。

(3) コンポーネント毎の対象者と支援形態の検討・設定

コンポーネント毎に、ニーズに応じた支援形態と併せ、最も有効な支援対象者を特定する。一般的化すれば、以下のとおりである（但し、ケース・バイ・ケースの検討が必要）。

図表 4-5 ニーズと支援形態・対象者

ニーズ	形態	対象者
WTO 協定全般・自由貿易体制の意義周知	セミナー/ワークショップ 教材作成	主要カウンターパート政府機関および関連政府機関 産業界、市民団体等
個別協定の一般的な理解向上	セミナー/ワークショップ 教材作成	同上
WTO 対応のための体制強化 国内法と WTO 協定の関係に関する詳細な検討 WTO 交渉への対応の強化 その他の技術的な問題	小人数のコンサルテーション 関係情報の調査・ 分析結果の提供	主要カウンターパート政府機関および関連政府機関
WTO 関連情報の整理	システム構築支援	主要カウンターパート政府機関
WTO 協定の特定分野と国内経済・産業への影響の研究	共同研究	政府、学識経験者等
WTO 協定の特定分野の国内法・規制に関する調査	調査活動を通じた情報のとりまとめ	主要カウンターパート政府機関および関連政府行政機関

(4) プロジェクトにおける活動の具体化と対象国側のオーナーシップ確保

プロジェクトの具体化にあたっては、カウンターパートと緊密に連絡をとることが不可欠である。

例えば、セミナー、ワークショップを実施する場合には、場所と日時、アジェンダ、講師、作業分担等、サブスタンス的な事項からロジスティクスに至るまで、開催直前まで連携しつつ調整を図る。この際、是非とも確保する必要があるのが対象国側の「オーナーシップ」である。すなわち、日本側が支援しつつも、対象国側との共催によって共にコンポーネントの計画を立案し、目標達成に向けて協働した活動を行うことが何より重要である。目標の設定、セミナーまたはワークショップ等のプログラム、教材の構成と内容について共にアイデアを出しながら準備を進めていくといった作業が肝要となる。

プロジェクトのアウトライン検討の段階から随時、対象国側カウンターパートの主體的な支援への参加（オーナーシップ）を確認し、プロジェクトは対象国が対応可能なデザインとする。

例えば、組織体制に関しては、カウンターパート側のハイレベルの理解とインボルブメント、担当レベルの実働を確保する。人材面に関しては、ワークショップや調査活動において、カウンターパート側政府・学界のリソースを最大限活用するよう促す。相手側と経験を共有するためにセミナー、ワークショップにおける対象国側カウンターパートによるプレゼンテーションの時間を確保することも有用である。また、予算面については、対象国の予算状況に応じ、カウンターパート側が負担すべき範囲を特定する。場合によっては全てを支援資金でカバーせず、カウンターパート側にも応分の負担を求めることが可能か協議する。

(5)人的リソースの選定

協力プロジェクトの円滑でタイムリーな実施のためには、デザインの段階から支援分野、形態に対応する人的リソースを把握しておくことが重要である。人的リソースは図表 4-6 のように整理される。

図表 4-6 人材リソースの活用

人材リソース	プロジェクトへの参加	留意点・参考
我が国政府高官・担当官	セミナー、ワークショップ等の講師	交渉の進捗との関係でセンシティブティに留意が必要
我が国学識経験者・有識者	セミナー、ワークショップ等の講師	国内支援委員会委員等
我が国産業界代表	セミナー、ワークショップ等の講師	我が国の経験の共有化が目的
我が国若手研究者	法制度整備に係る調査等の	

	実施	
支援対象国の政府関係者	セミナー、ワークショップ等の司会者・スピーカー	
支援対象国の学識経験者・有識者	セミナー、ワークショップ等の司会者・講師	対象国カウンターパートの推薦・評価等を参考とする
支援対象国の弁護士事務所・コンサルタント	セミナー、ワークショップ等の講師 法制度整備に係る調査等の実施	対象国カウンターパートの推薦・評価等を参考とする
WTO 事務局高官・担当官およびその経験者	セミナー、ワークショップ等の講師	
他の国際機関事務局員およびその経験者	セミナー、ワークショップ等の講師	
第三国の弁護士事務所	セミナー、ワークショップ等の講師	資質と依頼内容を特定のうえ、関係各方面と十分協議
第三国の学識経験者・有識者	セミナー、ワークショップ等の講師	資質と依頼内容を特定のうえ、関係各方面と十分協議

なお、外部リソースを活用する場合には、協力プロジェクトについて十分な理解を得るとともに、プロジェクトへの参加の活動内容について木目細かい相談を行うことが重要となる。また、我が国の政府担当官や学識経験者との間では、依頼事項に留まらず、プロジェクトの方針、活動の内容（セミナーやワークショップであれば、そのアジェンダ等）に関し、平素より協議を重ねインプットと関与を得ることが有用である。また、対象国内の弁護士、コンサルタントといった現地国内リソースの活用も国によっては有用である。

(6) 継続性の確保

プロジェクトをデザインする際には、終了後、対象国側が独自に活動を継続できる支援を目指す。例えば、以下のエレメントは継続性に対する効果が期待される。

- ・ トレーナーズ・トレーニング
- ・ 教材の作成と活用方法に係る技術移転
- ・ 今後の活動に関する提言
- ・ プロジェクトにおけるシステム構築
- ・ ワークショップやセミナーにおける対象国側関係者の参加・育成を通じた技術移転

とりわけ、システム構築は、WTO 事務局からの膨大な資料および国内関連省庁からの資料を蓄積・整理する事に加えて、国内関連省庁間でこれらの情報を共有すること

を可能とする。これらの情報整理・共有を目的としたインフラは、WTO 協定交渉・義務履行には不可欠である。このため、本プログラムの中でも、もっとも継続的な効果が期待される。

プロジェクト期間中のワークショップやセミナー、コンサルテーション等の知識移転活動が、一過性のものとならないよう配慮することも重要である。例えば、以下の活動がプロジェクトのアウトプットを対象国側に根付かせることに寄与するものと期待される。

- ・ 教材の執筆作業に、可能な範囲で対象国側リソースやカウンターパートを参加させる
- ・ ワorkshopやセミナーの後の質問事項の受け付け（eメール等を活用し、可能な範囲で対象国側からの質問・照会に対応する。但し、セミナー等の一般参加者からの質問に関しては、一義的には対象国主要カウンターパートが対応することが望ましい。）
- ・ 各講師の e メールアドレス等の連絡先を、講師の同意を得られる範囲で、セミナー参加者またはカウンターパートの専門家に伝える。
- ・ ワorkshopやセミナー、コンサルテーションの谷間に、次回までに明らかにすべき作業について確認する。
- ・ 分野毎に、国内規制の WTO 協定整合性をチェックするためのフローチャートを作成する。
- ・ セミナー・ワークショップ等への参加者が、受講後、立場を変えて講師となりセミナーやワークショップを開催することを支援する。
- ・ 同時に、TA コンサルタント側の連絡先も、カウンターパートに伝えることにより、本プログラムを通してのカウンターパートとの協力関係を継続させる。
- ・ 教材をバインダーに閉じることで、参加者がセミナー終了後、必要に応じて適宜参照できるよう便宜を図る。教材の内容については、可能な範囲でカウンターパートに電子データの形で残す。

(7) 協力（技術・知識移転）の方法

協力内容（移転する技術・知識の内容及び達成目標）によって、どのような形式で協力を行うかを検討する。一般的な知識の移転、すなわち啓蒙的な活動であれば、講演、セミナー形式で多くの関係者を対象とすることが有効であるが、より掘り下げたテクニカルな知識、スキルを移転する場合は少人数のワークショップ形式、参加型のシミュレーション形式が有効である。協力内容が個別具体的になればなるほど、当該国の状況や知識移転相手のレベルや関心に即した協力が必要となり、ディスカッション

ンや演習といった双方向の知識移転が望まれる。また、更なる波及効果を目的とする協力であればトレーナーズ・トレーニング、教材の整備といった相手側の二次的な知識移転効果を目指す協力を行うことも有効である。

(8) 中立性・公正性の確保

支援を行うにあたり、その内容を中立・公正なものとする必要不可欠である。そのためには、以下の点に留意することが必要である。

- ・ 支援内容決定にあたり、対象国側ニーズを最大限優先する。また、日本側で国内対応が未決定のため支援困難な問題については、その旨説明する。
- ・ 守秘義務を徹底する（今後の交渉に係る対象国側情報については、とりわけ注意が必要）
- ・ 必要に応じ、WTO 並びにその他の国際機関の経験者（事務局に限らず、例えば、WTO 上級委員・パネリスト経験者、国際機関委員会等の議長・委員経験者等も含む）を活用する。

但し、中立性に関して検討する場合には、我が国がバイで行う支援であることの意義について斟酌する必要がある。例えば、支援プログラムの一部として、我が国の立場や経験を対象国に対して説明する場合も十分にあり得る。その際、反対の立場がある点も明確にすることが必要となろう。

(9) ドナー・コーディネーション

第3章において整理したとおり、WTO/貿易関係の支援を多くの国際機関や個別国のドナーが支援を行っている。本章4-1において、プロジェクトのアウトラインを検討・設定する際のドナー・コーディネーションの必要性を述べたが、プロジェクトのデザインにあたってはドナー・コーディネーションは重要となる。

本来であれば、支援対象国が各ドナーの協力プロジェクトを調整し、全体として有効かつ受け入れ可能なものとなるように組み立てることが望ましいが、各ドナーのプロジェクトに係る制限や受入国のキャパシティの問題から、必ずしも調整が図られていない場合も多い。

そこで、プロジェクトのデザインにあたっては、受入国カウンターパート並びに受入国政府支援窓口機関と情報交換や協議を行うとともに、他のドナーによる支援状況や計画に係る情報も収集し、不必要な重複を避け、対象国側が十分受け入れ可能であり、さらに、近い内容の活動計画があれば、可能な範囲で支援内容・タイミングを調整のうえ、対象国側にとって効果的なアレンジメントを目指すことが必要である。

4-3 協力プロジェクトの評価

(1) 評価の重要性と困難さ

協力プロジェクトの評価は、効果的なプロジェクト運営のため、またこうした活動が政府開発援助で実施されていることから支援国国民（タックスペイヤー）への説明責任を全うするためにも不可欠である。但し、本分野における協力プロジェクトの評価は、中長期的に効果が現れることから困難を伴うため、カウンターパートの関与を得つつ十分な検討および評価の意義を周知することが必要である。

例： APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム調査における基本的な方針

- ・ 対象国側と評価の重要性、方法（形式、タイミング等）に関して協議を行う。
- ・ ワークショップやセミナーの場合、アンケート形式で知識向上に係る評価を行う。
- ・ プロジェクト全体および各コンポーネントに関し、PDM 手法の活用をも検討しつつ目標と評価方法の測定方法を立案する。

(2) 事前評価指標の設定方法

本分野のような知識移転を中心としたキャパシティ・ビルディング支援においては、定量的な評価の実施に困難が伴う。特に、プロジェクト終了時における目的達成度を定量的に測ることは難しい。協定毎の個別の評価指標については第 5 章で記載することとし、ここではプロジェクトの上位目標、プロジェクト目標に照らした主な評価指標として以下を掲げる。

- ・ 上位目標に対する評価指標となり得る項目：
 - 貿易量の動向
 - ・ 案件開始時に比して、貿易額が増加する。
 - ・ 案件開始時に比して、貿易品目が増加する。
 - WTO の協議の場におけるプレゼンスの拡大
 - ・ 案件開始時に比して、対象国政府による WTO での発言数（提案数）が増加する。
 - 自国政策における自由貿易の取り込み
 - ・ 官民関係者の自由貿易体制への理解度が向上する。
 - ・ 行政担当官の政策分析・立案能力が向上する。
 - ・ WTO の貿易政策審査（TPR）時に指摘される貿易上の問題点が減少する。

- (未加盟国については) WTO 加盟の実現
 - ・ 加盟に際して求められる法制度を実施し、加盟が実現する。
 - ・ WTO 協定に精通した国内人材数が増加する。
- ・ プロジェクト目標に対する評価指標となり得る項目：
 - 行政担当官および関係者の WTO 協定内容に対する理解の進展
 - ・ 案件実施前と比して、関係者の知識レベルが向上する (案件実施前と後のアンケートやインタビュー調査結果の比較により、確認する。)
 - WTO 統合的な法律の導入の進捗
 - ・ 案件開始後に、WTO 統合化を目指した法律の制定・改編が行われる。
 - WTO 関連情報へのアクセスの促進
 - ・ WTO 関連情報へのアクセス人数とアクセス層が増加する。
 - ・ WTO 関連情報にアクセス可能な場所が増加する。

例： APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム調査におけるマレーシアに対する支援のプロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) 1 案

プロジェクト・デザイン・マトリクス：マレーシア国 (素案)

案件名：APEC 地域のキャパシティ・ビルディング協力プログラム (マレーシア)

期間：2002 年 3 月～2003 年 6 月

例： APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム調査におけるマレーシアに対する支援のプロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) 1 案

プロジェクト・デザイン・マトリクス：マレーシア国 (素案)

案件名：APEC 地域のキャパシティ・ビルディング協力プログラム (マレーシア)

期間：2002 年 3 月～2003 年 6 月

プロジェクトの要約	指標	指標データ入手手段	外部条件
<p>上位目標</p> <p>WTO 加盟国として多角的貿易体制からのメリットを享受すべく、WTO 協定の義務・権利を活用するために必要な協定の理解を向上し、国内にあっては協定を実施を確保、対外的には交渉能力の向上をする</p>	<p>今回のマレーシア貿易政策審査 (TPR) 時に指摘される貿易上の問題点が減少する。</p> <p>2006 年までに諸外国政府・産業界等による対マレーシアの貿易上の問題点の指摘が減少する。</p> <p>2006 年までに、紛争処理における対マレーシア提訴の敗訴が減少、マレーシアの対外提訴の勝訴が増加する。</p> <p>2006 年までにマレーシア政府による提案の提出が、プロジェクト開始時に比べ増加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TPR 審査報告書 ・ 米国対外貿易障壁報告書、 欧 州委員会対外障壁データ、我が国不公正貿易報告書等 ・ 各国産業界意見書 ・ WTO 紛争関連データ ・ WTO 会合議事録、提出文書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的なアジア地域経済の安定
<p>プロジェクト目標</p> <p>本プログラムの技術移転 (農業/SPS、DSU、TRIPS、TBT) により、行政官の協定理解・実施・交渉能力が向上する</p>	<p>- 2004 年までに WTO 協定の内容を熟知した関係者数がプロジェクト開始時に比べ増加する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査 ・ ヒアリング調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシアの対 WTO 政策及び多角的貿易政策に変更がない。
<p>成果</p> <p>農業協定/SPS 協定担当の農業省、保健省を中心とする関連機関の理解と知識が向上する。</p> <p>法務長官執務室を中心とする DS 担当の行政官の理解が促進される。</p> <p>国内取引消費者省および関係機関の行政官の、TRIPS 協定の理解と知的財産権行政の実施能力が向上する</p> <p>標準局、SIRIM 等、TBT 協定に関する行政官の理解が促進する。</p>	<p>農業協定の概要と主要論点 (主要国の立場、農業交渉見通し等) と SPS 協定の概要 (ハーモナイゼーション、植物・動物検疫、リスクアセスメント等) について理解した政府及び民間関係者数が増加する。</p> <p>紛争解決手続きの実務 (提訴手続き、意見書作成方法、口頭審査への対処方法等) と過去の主要な紛争事例を熟知した行政担当官数が増加する。</p> <p>TRIPS 協定の概要を理解する政府関係者の数が増加する。知的財産権に関わる教材作成ノウハウが国内取引消費者省担当官に移転される。</p> <p>TBT 協定に関する行政官の、国際標準化活動への適切な参加が増大する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査 ・ ヒアリング調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政官及び業界関係者に対して、継続的な技術移転が実施される。 ・ 各機関の WTO 担当者数が激減しない。
<p>活動</p> <p>セミナー開催による知識移転</p> <p>ワークショップ開催による知識移転</p> <p>セミナー開催およびカリキュラム/教材を用いた講習会開催による知識移転</p> <p>セミナー/ワークショップ開催による知識移転</p>	<p>投入</p> <p>日本： 人材 コンサルタント (コア)</p> <p>海外： 人材 WTO 事務局スタッフ コンサルタント (追加)</p> <p>現地： 人材 カウンターパート 外部専門家</p> <p>行政官 外部専門家 業務調整員</p> <p>プロジェクト運営費用 必要経費</p>	<p>技術移転を受けた行政官等が継続的に WTO 関連業務にかかわる。</p>	<p>前提条件</p> <p>WTO 協定実施に係る各省庁担当者がプロジェクトに反対しない。</p>

(注) 当案は、今後マレーシア政府と協議のうえ、改訂される。

評価項目と評価方法の検討

プロジェクトの上位目標に対応する評価項目である、貿易拡大、WTO の協議の場におけるプレゼンスの拡大、自国政策における自由貿易の指摘される貿易上の問題点の減少等は、中長期的に表れること、プロジェクトとの関係性が明確に特定できないことなどの問題点がある。

プロジェクト期間内及び期間後短期間の後に対応可能な評価項目・評価方法としては、概ね以下 2 点に集約される。

技術移転活動（セミナー、ワークショップ等）の参加者に対するアンケート調査・ヒアリング調査

協力プロジェクト期間内の評価活動としては、技術移転活動の直後にアンケートを行い、個別参加者の理解の進展等について聴取する。また、数次にわたり同様の参加者による技術移転活動を計画している場合には、2 回目以降のアンケートに、前回までの技術移転活動が実務にどのような影響をもたらしたかといった成果を聞くこととする。

情報シェアリングシステムへのアクセス件数と情報拡充状況

パイロットシステム導入後のアクセス件数を把握する。また、事後、システムがどのように拡大されたかについても報告を得る。

なお、プロジェクト期間終了後には、主要カウンターパートに対し、プロジェクトの初期段階で確認した目標に照らし、独自に事後評価を行うよう提言することが可能である。

ワークショップ後のアンケート項目（例）

- ・氏名 / 組織 / 担当業務 / 就業年数
- ・類似ワークショップ等の出席経験
- ・ワークショップが期待していた内容であったか
- ・ワークショップが今後の業務に役立つと思われるか
- ・将来のワークショップに関する希望
- ・ワークショップで得られた知識を組織内に蓄積させるために取り得る措置

(4) モニタリング及びフォローアップ（評価結果の活用も含む）

プロジェクトの最終段階での提言とりまとめに際しては、対象国主要カウンターパートおよびコンポーネントのカウンターパートと協議を行い、成果と今後の課題を明ら

かにする。可能な範囲で、今後の課題に関する具体的な対応策を協議のうえ、提言に盛り込む。

また、上記(3)のアンケート結果等に加え、支援活動に参加した内外の人的リソースから成果と課題、問題点等の指摘を受け、プロジェクト全体およびコンポネント毎の成果の検討を行い、カウンターパートに対する周知を図るとともに、案件の運営管理及び将来の支援プロジェクトに反映させる。

第5章 各分野の支援方法

本章では、WTO 協定の実施に係る 10 分野における支援方法について整理を試みる。各分野において途上国が直面する問題点や支援対象、支援の方法や留意点等が異なるなか、支援対象国のニーズや現状を踏まえ、我が国の経験の共有を目指しつつ適切な組み合わせにより支援活動をデザインし、実施することが重要である。

5-1 貿易・投資自由化の意義の啓蒙

(1) 途上国の問題点

途上国が WTO の自由化交渉に対して後ろ向きな姿勢を取りがちであるのは、国内の経済・産業政策と WTO 体制との調和を図ることが困難であること、市民社会からの自由化に対するマイナスのインパクトに対するプレッシャーを受けることが主たる原因の一つである。このような状況を踏まえて、WTO を所管する担当行政部局のみならず、政府全体が WTO を中心とする自由貿易体制の意義を正しく理解し、併せてそれを国民に発信していく必要がある。

(2) 支援方法

特に、プログラムの開始時に、啓蒙的なセミナーを開始することが有効である。また、プログラムの終了時に、プログラム全体の成果を関係者に広く周知する意味からも、同種のセミナーを開催することが検討されよう。

以下に、2002 年 3 月にインドネシアにて行ったセミナーのプログラムを示す。

インドネシアにおけるキックオフ・セミナー（2002 年 3 月）

テーマ：WTO 協定と日本の経験

日時：2002 年 3 月 23 日

参加者数：180 名

司会：インドネシア側学識経験者

開会

セッション 1

基調講演：多角的貿易体制の重要性 WTO の過去、現在及び将来（日本側学識経験者）

インドネシアに対する WTO システムの重要性（インドネシア側学識経験者）
セッション 2
新包括交渉とこれがインドネシアに与えるインパクト（日本側学識経験者）
WTO 協定に関するキャパシティ・ビルディングの重要性（TA チーム）
質疑応答
閉会

その他、各国における貿易自由化の定量的な経済効果分析や、貿易自由化にあたって整備しなければならない法制度のあり方について、開発調査の形式で実施することも有効な手段であろう。この場合、我が国専門家のみならず、現地の経済・法律の事情に精通した現地リソースを有効活用することが重要である。

（3）評価方法

本分野の成果を評価・測定する方法は非常に困難であるが、セミナー等の参加を通じて WTO 体制の意義や貿易自由化の効果に関する知識を有する人材が一人でも多くなるのが、成果のひとつである。また、セミナー等の参加者が所属機関に戻ってその知識を周囲にいかに移転するかといったことも、重要な評価指標となる。こうした場合、セミナー等を開催するにあたって、メディアを有効に活用することも重要となる。

一方、貿易自由化の経済効果、法制度整備の必要性について調査を行った場合は、これを広く関係機関や国民に周知することが重要である。貿易自由化自体は、技術支援のみで達成することは困難な場合が多いため、いかに広い範囲に対して貿易自由化の意義と自由化を進める上での方策に関する情報が共有されたかということが、重要な事後評価指標となる。

5-2 アンチダンピング、補助金相殺関税、セーフガード等のルール面

（1）協定の特徴と途上国の問題点

「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定」、(以下「AD 協定」という)は、東京ラウンドで合意された「関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定」(旧 AD 協定)を改正したものであるが、このような改正は、国内企業への被害認定、ダンピング・マージンを算定するために必要な価格やコストを調査する手続きが、本来きわめて技術的、かつ、複雑であるのに加え、今日の国際取引の実態に照らすと、規定内容が充分でなく、AD 措置の濫用傾向が強まっていたことに対応するためのものである。

補助金に関する法的規律については、GATT 第 6 条、第 16 条に基本原則が規定されているほか、補助金一般に関する実施協定として「補助金及び相殺措置に関する協定」（以下「CVD 協定」という）がある。「CVD 協定」は、東京ラウンドにおいて策定された「関税及び貿易に関する一般協定第 6 条、第 16 条及び第 23 条の解釈及び適用に関する協定」（以下「旧 CVD 協定」という）に代わる新たな規律としてウルグアイ・ラウンドの交渉において策定されたものであり、旧 CVD 協定と比較して、補助金の定義の明確化および相殺関税に関する規律の強化・明確化等が図られた。

セーフガード（SG）措置は輸入急増による国内産業の損害を防止するための緊急輸入制限であり、GATT 第 19 条および WTO 協定の一部としての「セーフガードに関する協定」（以下「SG 協定」という）において、その発動条件等が定められている。GATT 第 19 条に基づくセーフガード措置は、発動条件が厳しく輸出国に対する輸出自主規制要請となることが多かったこと、発動対象となった国による対抗措置がとられる恐れがあったこと等から、SG 協定においては、その発動条件をある程度緩和するとともにより明確化し、対抗措置を制限するなど、自由貿易体制維持のための「安全弁」としての本来の機能がより発揮されやすくなっている。

上記のように、各協定とも旧協定から比べて規定の強化、内容の明確化等が図られてはいるものの、実際の運用に関しては、以下のような問題点を指摘することができる。

・各措置の発動件数の増加と発動国の多様化

AD / CVD、SG 措置とも、WTO 設立後、発動件数は増加しており、とくに AD 措置の発動件数は、2000 年 6 月末現在 1,121 件と、旧 AD 協定が制定されて以降、1995 年 6 月末の 813 件に比べて、わずか 4 年半で 40% 近くも増加している。その発動国についても、米国、EU、豪州、カナダといった主要 4 カ国に加え、インド、メキシコ、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチンといった途上国が台頭し、多様化している。さらに、被発動国としても、中国、韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド等が米国や日本に並ぶ対象国となるなど、途上国間での措置発動も増加している。

・途上国におけるキャパシティの不足

上記のような途上国における各措置の発動件数の増加は、一面では協定発効を受けた国内法の整備の進展等によるものであるが、他方では、技術的・手続的要件を満たさないまま発動に到るケースも増加している。また、他国からの頻繁な AD 措置等の発動に対して、協定に関する知識や人的キャパシティの不足から、これに適切に対応しえない場合も多い。政府当局と民間企業の双方においてこうしたキャパシティの不足に直面している。

・協定自体の問題と規律強化の必要性

各措置の発動の増加に伴い途上国が直面している困難さは、協定自体に依然として残されている手続面の不備や運用面における問題点、規律の欠如にも起因している。従って、途上国においては、協定に関する知識や組織能力の強化とともに、各協定の一層の改善や規律強化に向けた取組みにも注意を払うことが求められている。

(2) 支援方法

支援ニーズの把握

当該分野における途上国の支援ニーズは、協定担当部局（カウンターパート）の経験に応じて異なるが、協定全体にかかる論点（協定解釈、競争法等他国内法との関係）と個別具体的な技術論（ダンピング・マージンの計算方法等）の両方についての知識・ノウハウの移転が必要である場合が多く、これらを適切に把握する必要がある。とくに、カウンターパートのニーズが後者に重点を置いたものである場合、それらを正確に把握するとともに、より包括的な論点の中に位置付けることが、カウンターパートの継続的なキャパシティ・ビルディングの観点からは重要である。

支援プログラムとリソース

タイ政府担当官を対象としたワークショップ・プログラムを一例として示す。上述のように、包括的な論点と個別具体的な技術論とを組み合わせる形でプログラムを形成している。

プログラムの設定は人的リソースのアベイラビリティにも大きく依存する。当該分野に関して、我が国は AD / CVD / SG の発動経験を多く有しないが、とりわけ AD についての被発動経験は豊富である。このため、他国からの AD 発動への対応の実務的な側面については、我が国経済産業省、産業界に豊富な知識とノウハウを有する人的リソースが存在する。さらに我が国政府、産業界のリソースは、我が国の当該分野における経験やルール形成、規律強化に向けた取組みを紹介し、経験や見解を途上国と「共有」という観点からも極めて重要である。これら以外の諸点については、WTO 事務局や実務経験の豊富な欧米法律事務所の支援を仰ぐ必要がある。また、途上国現地の実務に詳しい地場の法律事務所も、本プログラムにおける有用な人的リソースである。

タイにおける AD / CVD ワークショップ・プログラム（2002 年 2 月）

第 1 日（2002 年 2 月 18 日）

開会挨拶

セッション1「AD/CVD措置における注目すべき 이슈」

「AD協定と紛争解決における問題点」(日本側学識経験者(本委員会委員長))

「AD/CVD措置における問題点」(経済産業省)

「今次WTOラウンドにおけるAD/CVDに係る論点と日本の姿勢」(経済産業省)

質疑応答/意見交換

セッション2「AD措置の実務(1)」(欧州法律事務所弁護士)

「ダンピング調査の手続き/ダンピング価格の算定」

質疑応答

「損害評価と因果関係の特定/ダンピング防止税の賦課および約束」

質疑応答

第2日(2002年2月19日)

セッション3「AD措置対応およびDSの実務(1)」

「『熱延鋼板』ケースにおける日本の対応」(経済産業省)

「上級委員会におけるADケースに関する論点」(日本側学識経験者(本委員会委員長))

質疑応答/意見交換

セッション4「AD措置対応およびDSの実務(2)」

「タイにおけるAD調査の経験」(タイ政府関係者)

質疑応答/意見交換

「パネル委員会/上級委員会への提訴方法および委員会勧告の実施」

(経済産業省、日本側学識経験者)

質疑応答/意見交換

第3日(2002年2月20日)

セッション5「CVD措置の実務(1)」(欧州法律事務所弁護士)

「各種補助金の解釈/補助金額の算定」

質疑応答

「損害評価と因果関係の特定/相殺関税の賦課および約束」

セッション6「AD/CVD措置の実務(2)」(欧州法律事務所弁護士)

ケーススタディ(AD)

質疑応答/意見交換

ケーススタディ(CVD)

質疑応答/意見交換

閉会挨拶

リソース：我が国政府関係者、我が国学識関係者、欧州弁護士事務所、タイ国政府関係者

(3) 事前評価指標と評価方法

当該分野における協定実施能力を測る一つの指標は、AD/CVD/SG各協定に基づ

く措置の発動／被発動経験数である。もとより経験件数の多さが協定実施能力の高さをそのまま反映する訳ではないが、実際の経験により得られる知識やノウハウは他には換え難い。

したがって、支援プログラムの事前評価指標としては、当該組織および担当者個人の両方のレベルにおける経験件数が一つの目安になる。また、組織および個人レベルにおいて知識やノウハウが不足していると感じられる論点を抽出することも、事前評価の一つの方法論となりうる。

他方、支援プログラムの効果の事後的な評価を、同様に当該分野における経験件数に着目して行うことは、言うまでもなく適切でない。プログラム参加者に対するアンケート調査によって、事前の期待に対する満足度、新たな知識の獲得度合い、業務への有効性等を調査し、その結果をもとに新たな能力向上プログラムを企画実行するというサイクルを形成することが有効であろう。

5-3 TBT 協定

(1) 協定の特徴と途上国の問題点

貿易の技術的障害に関する協定（以下「TBT 協定」）は、WTO の前身である GATT 時代から存在し、各国が主として製品に関する強制規格や標準、あるいは輸入にあたって講じる各種適合性評価手続きが必要以上に貿易の障害とならないよう規律するものであったが、GATT 時代は、同協定を批准した国のみに義務が課される複数国間の枠組みであった。

ウルグアイ・ラウンド交渉が終結し、1995 年に WTO 協定が発効すると、TBT 協定は他の諸協定と合わせた一括受諾（シングル・アンダーテイキング）の対象となった。

TBT 協定はその第 15 条 4 項において、WTO 協定発効後 3 年おきに協定の実施及び運用に関して見直しを行うこととしている。既に 2000 年に 2 回目の 3 年見直しが実施されたが、そこでは途上国に対する技術支援が明示されており、途上国の技術支援のニーズを調査すべきことが謳われている。

・ TBT 委員会への通報義務

TBT 協定が加盟国に要請している内容は、主として各国の規定する強制規格や適合性評価手続きを国際標準に適合させ、もし適合していない場合は TBT 委員会に通報し、必要に応じて関心国との協議を行うというものである。しかし大半の途上国においては、自国の標準や基準認証制度が TBT 協定に整合的であるかどうかということは、他国から問題点を指摘されてはじめて検討を開始するなど、みずから進んで制度調整を行うインセンティブが小さい。これは、強制規格や適合性評価手続きを所管する官庁

が多岐にわたっているためであり、TBT 協定を所管する官庁が関連する国内機関から十分に情報を得られていないということが理由として挙げられる。

- ・国内標準の策定・改訂

標準の策定及び基準認証制度の制定にあたっては、政策立案者、標準化や適合性評価を行う技術者・検査官など、多岐に渡る人材が必要であるが、途上国においては、これらの人材が人数的に不足していること、実際に職務に携わる担当者の技術的水準が十分でないことが課題となっている。

- ・国内標準の国際標準への整合性確保

みずから国際標準を作り出す技術力を持たない途上国においては、国内標準の国際標準への整合性確保は、先進国主導で策定された国際標準を受動的に受け入れるしかないのが現状である。国際標準における規格内容は詳細に渡っている一方、同一分野における国内標準は内容がシンプルで、当該国の実情に合わせた規格となっている場合が多く、こうした国内標準を国際標準に適合させていくにあたって、途上国は技術的な能力を十分に有していない。また、国際標準は非常に多くの分野において多数策定されているため、途上国においては、どの分野において国内標準を国際標準に適合させる作業を行うべきかといった産業界のニーズの特定、優先順位付けを行いにくい状況となっている。

先進国の多くでは、国内標準の策定にあたって民間企業が重要な役割を果たしているが、途上国においては標準を策定する技術力を有する国内企業が極めて少ない。そのため、途上国においては国内標準の策定・改訂にあたって、公的機関の果たす役割が大きいが、途上国政府は、標準策定にあたっての技術的能力を有する人材が不足している。

また、国際標準策定にあたっての各種国際会議に参加するインセンティブにも乏しく、財政的基盤も不十分であるのが実態である。

(2) 支援方法

支援ニーズの把握

TBT 協定に関連して途上国が抱えている課題は、対象となる途上国の経済発展水準によりその内容が異なることが多いため、これを十分に把握する必要がある。

まず、比較的経済発展水準の低い途上国においては、国内の基盤整備に関する支援に対するニーズが高い。これは、まず TBT 協定に関連する国内強制規格、適合性評価手続きなどを、TBT 協定を所管する官庁が網羅的に把握し、必要に応じて関連官庁に対して、どのような強制規格や適合性評価手続きを TBT 委員会に通報しなければなら

ないのかといった手続きを徹底させることが重要となっている。

一方、比較的経済発展水準の進んだ途上国においては、国内関連機関のコーディネーション体制は比較的整備されているため、次のステップとして、国際標準の策定作業にどのように関与していけばよいかといった支援に対するニーズが高くなっている。特にこのような場合、日本をはじめとする先進国における国際標準化作業参加の経験の知識移転が、重要な支援対象となり得る。

さらに経済発展水準に関わらず、途上国にとって重要な支援対象は、各国国内強制規格や適合性評価手続きの国際整合性の確保のための方法論の移転に関する支援である。現在、日本においても JIS 規格の ISO / IEC 等への準拠が進められているが、途上国にとっては、既存の国際規格の内容を把握し、国内規格を策定する際に国際標準化団体のガイドを参照するといった段階において、協定が求める義務の正確な理解、国際標準化団体のガイドの技術的理解、国内標準の国際標準への整合化作業に関するノウハウの蓄積といった点が困難な課題となっている。

図表 5-1 TBT 協定に関する支援方法

対象国の状況	支援内容
・ WTO 加盟直後であり国内法規制、組織の整備に着手し始めた段階	・ 日本の関連分野におけるシステム紹介 - 法制度 - 組織 / 通報体制 / 関係機関のコーディネーション
・ 国内法規制、組織は整備されているが協定の義務が十分履行できていない段階	・ 複数分野を選定し、国内強制規格や適合性評価手続きの国際標準整合性の確認 ・ 国内関係機関に対する協定理解の促進
・ ある程度協定の義務が履行できている段階	・ 国際標準化活動への参画促進支援 ・ good regulatory practice 等最近の議論の紹介

支援プログラムとリソース

経済発展水準の異なる 2 つの途上国に対する支援の事例として、タイ及びインドネシアにおける支援プログラムの概要を、以下に紹介する。

まず、インドネシアにおいては、国内強制規格の把握、及びそれらの TBT 協定整合性確保に大きなプライオリティが置かれている。インドネシアの場合、国内標準 (SNI) を所管する BSN (国家標準庁) の他に、個別に強制規格を有する官庁が 20 ほど存在しており、TBT 協定に責任を持つ BSN が、インドネシア全体の強制規格を十分に把握し、その国際標準整合性確保を図っていく必要がある。

支援プログラムの実施にあたっては、期間中 3 回のワークショップを開催し、並行して現地リソース (インドネシア国立大学経済学部附属経営管理研究所) に国内の強

制規格の洗い出し及び TBT 通報に適した形式でのデータベースの作成、さらにはいくつかの強制規格を取り出して国際標準への整合性確保のためのケーススタディを行うことを予定している。

一方、タイの場合、インドネシアのような国内作業はほぼ独力で実施が可能となっており、国際標準化作業への参加促進のための支援に高いプライオリティが置かれている。タイの場合、国際標準化活動参加にあたっての日本の経験、さらには国内の標準化政策を国際標準化作業とどのように関連付けるのかといった点に強いニーズがあるため、以下のようなワークショップを実施した。

タイにおける TBT ワークショップ・プログラム (2002 年 2 月)

日時：2002 年 2 月 12 日～13 日

参加者数：60 名

司会：TISI スパチャイ国際関係部長

第 1 日：TBT 協定を取り巻く国際環境
開会

セッション 1

日本の標準化政策 (経済産業省)

セッション 2

ISO における最新動向 (日本側民間実務経験者 / 国際機関実務経験者)

IEC における最新動向 (日本側民間実務経験者 / 国際機関実務経験者)

第 2 日：TBT 協定に関する経験の共有

第 3 セッション

TBT 協定に関する最新動向 (経済産業省)

タイにおける標準化と TBT 履行状況 (タイ政府関係者、民間実務経験者)

第 4 セッション

MRA 日本の交渉と実施上の経験 (経済産業省)

パネルディスカッション (国際標準化に関するタイ-日協力)

閉会

支援プログラム実施にあたってのリソースとしては、我が国経済産業省 (基準認証ユニット、特に国際チーム)、日本貿易振興会 (TBT 照会所として) などの政府関係機関、これまで標準関連の訓練プログラムを多数提供してきた経験のある (財) 日本規格協会、さらには民間から、各種国際標準化団体のエグゼクティブ経験者、あるいは個別 TC/SC への参加経験者 (議長経験者など) が多数存在しており、こうしたリソースを有効活用することが重要である。また、国内関連法令の調査が必要な場合は、言語の問題が存在するため、現地リソースの有効活用が重要となる。この場合、当該国

カウンターパートから適切な外部リソースの紹介を受けることが必要となる。

(3) 評価方法

本分野における成果を定量的に把握することは、中長期の成果を図ることをもって可能となるものが多い。TBT 協定に直接関係するものとしては、法律の発効前までに通報し、60 日以上のコメント聴取期間を確保したものの比率がどの程度の割合となったかといったことが指標となり得る。また、TBT 協定履行のための基礎となる指標としては、国内の強制規格や適合性評価手続きのうち、国際規格に基づいているものの比率がどの程度上昇したかといったことも指標となろう。しかしこうした指標の改善には、比較的長期間を要するため、支援プロジェクトの実施期間中に結果を把握することは極めて困難である。

一方、定量的な把握は困難ではあるが、途上国において、TBT 通報のメカニズムを把握している担当者数（例えば、各機関に最低一人ずつ、TBT 通報のメカニズムを理解する担当者が存在するか否か）、あるいは国内強制規格や適合性評価手続きを国際規格に適合させるための方法論を理解する担当者数が、プロジェクトの実施に伴って増加したかといったことも、重要な評価指標となり得る。

その他の評価方法としては、セミナーやワークショップの開催時に、参加者に対してアンケート調査を実施し、セミナー/ワークショップの参加前と参加後で、対象分野に関する知識がどの程度向上したかを調査するといったことも、有効な方法論として考えることができる。

5-4 TRIPS 協定

(1) 協定の特徴と途上国の問題点

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(「TRIPS 協定」)は、GATS 等と同様に、1995 年の WTO 発足とともに発効した最も新しい協定の一つである。各国が独自に採用する知的財産権制度の相違に起因する国際貿易・投資への障害を改善し、通商の側面から知的財産の保護を強化することを目指したものである。

TRIPS 協定発効に基づき、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護が同協定による保護の適用範囲となり、従来の国際条約でカバーされていた知的財産権から保護範囲が拡大した。また、各国が遵守すべき知的財産権保護の最低基準が明確化され、内国民待遇や最恵国待遇の義務が課せられるようになった。更に、国内において知的財産権の権利行使手続を整備するよう規定されている。

TRIPS 協定の発効により、加盟国は知的財産権に関する国内法制度を協定整合的に整備する義務を負った。従来、途上国における保護水準（保護対象、期間、侵害救済手段等）は一般的に低かったため、TRIPS 協定で規定された国際水準に合わせて国内体制を整備させるには多大な作業を伴った。国内法制度整備の準備期間として、協定の義務の適用に関して途上国には WTO 協定発効後 5 年、後発開発途上国には 11 年の経過期間が認められ、途上国では経過措置期間の終了に伴い、2000 年 1 月 1 日から履行義務が発生している。

・実施面の問題

現在では、途上国の多くが TRIPS 整合的な法制度を整備しているが、実施面に目を移すと、海賊版、模倣品等の知的財産権侵害品が多数製造され、市場に流通する現実がある。知的財産権侵害に対する権利行使（エンフォースメント）手段として、TRIPS 協定の規定に基づき民事・刑事手続、水際での行政措置等が導入されているものの、その実効性は低く、日本商工会議所によると、世界全体での貿易額の約 5～7% が模倣品により損失を受けているといわれている。また、世界経済のグローバル化により、中国、台湾等のアジア諸国で製造された模倣品がアジアに留まらず、北南米、ヨーロッパ等を含む世界中の市場に流れている。

・知的財産権に関する意識の問題

途上国にとって、知的財産権の保護は中長期的には貿易及び投資の促進、ライセンスの活用による新規技術の導入及び更なる技術振興、人材育成等に寄与すると言われている。しかし、先進国が大半の知的財産権を所有している現状において、知的財産権の保護は短期的には知的財産権の輸入の増大による費用の上昇を意味するため、途上国の人々が知的財産権の意義を理解し、保護促進に向けて意識改革を浸透させるのは困難な状況にある。TRIPS 協定の履行、ひいては知的財産権の保護に関しては、知的財産権に関わる担当省庁、税関等の水際措置実施機関、警察、裁判所、産業界、広くは一般市民など、幅広い分野の多様な関係者が関わる。従って、より深い協定理解と協定整合的な行動の確保が必要となると共に、基本的な環境整備の観点からは、知的財産権そのものに対する意識を高め、関係方面に啓発を促すことも重要となっている。

(2) 支援方法

支援ニーズの把握

知的財産権の保護は、一度の協力による即効的な効果が望みにくい分野であり、中長期的視野に立った継続的な取り組みと人材育成があって始めて成果が期待できる。

上述の通り、TRIPS 協定は広範な課題を取り扱い、また日常のビジネスの在り方に密接に関連していることから、協定履行支援を必要とする関係者は官民両セクターの多岐に渡る。

多くの途上国は、過去に先進国政府及び国際機関から様々な形で当該分野の技術支援を受けてきたが、過去の経験から、対象分野・対象者・支援形態等の面で焦点を絞りきれないプログラムは十分な支援効果を持ちえないことが明らかになっている。また一過的な試みに終わる自立発展性の薄い協力も成果を生みにくい。従って、支援ニーズの把握に当たっては、担当省庁をはじめとした多くの関係者と協議を行い、問題点を包括的に理解した上で、当該国の知的財産権政策の遂行において本支援がどのような位置づけにあるかに配慮し、協力内容を選定していくことが必要となる。

一般的に、途上国では、知的財産権戦略を産業政策の一部として重視していないため、担当省庁においても保護拡充に向けて十分な認識を共有していないことが多い。また、現状の発展段階においては、商標、意匠、著作権の模倣問題が直近の課題として大きく、特許やトレード・シークレット等に関わる課題を強化対象とみなしにくいケースが見られるが、日本の過去の経験を勘案して、長期的視野に立った対象分野の選定も必要となる。

図表 5-2 TRIPS 協定に関する主な支援方法

対象国の状況	支援内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 未加盟国 ・ 国内法制の整備に向けた経過期間にある加盟途上国及び後発開発途上国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政官を対象とした TRIPS 協定理解の促進支援 ・ TRIPS 協定整合的な国内法制の整備に向けた法制度整備支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内法制は整備されているが、協定の義務が十分に履行できていない WTO 加盟国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い国内関係者（関係行政官、裁判所、税関、警察、民間セクターなど）を対象とした TRIPS 協定及び知的財産権に関わる理解の促進 ・ 国内関係機関間のコーディネーション強化 ・ 審査能力向上に向けた特許情報の機械化支援 ・ 知的財産権情報へのアクセスの改善に向けた情報化支援 ・ 審査協力（審査官派遣、審査結果の提供など）による審査能力向上支援

支援プログラムとリソース

タイ政府を対象とした教材作成プログラムを一例として示す。タイ政府は知的財産権に係る意識向上のために、月 1~2 回のペースで研修を実施しているが、標準化されたカリキュラムや教材がないために、研修内容は講師の資質に依存せざるを得ず、研修の質が一定しない状況にある。従って、国内での知的財産権普及啓発事業に継続的

に活用できる教材及び人材育成プロセスの確立に向けて、タイの実状に則した教材の開発、及び作成した教材を用いて国内で持続可能な人材育成活動を可能にするためのトレーナーズ・トレーニング（模擬授業の実施等を含む参加型研修）を実施することとなった。

具体的な支援内容は支援対象国の実状により大きく異なるが、課題の選択的な抽出と自立発展性の確保を目指したプログラムの設計が、本分野における支援プログラムのデザインに際しての留意点となる。また、国毎に知的財産権を取り巻く法制度や組織体制、民間セクターの関与等が異なっているので、我が国の経験をそのまま当てはめることは現実的ではない。従って、支援に際しては、我が国の特許庁、（社）発明協会、民間セクター（弁理士、企業の特許部出身者）等の日本国内の人的リソースを活用するとともに、現地の人材（カウンターパート機関、弁護士・弁理士、民間セクター出身者）をメンバーに加え、現地の法制度及び現実のビジネスの場で機能する内容を確保することが不可欠である。

タイにおける TRIPS 開発教材例

タイにおいては、タイ国政府のニーズに基づき、以下の 6 テーマについて英語・タイ語の 2 ヶ国語見開き教材を作成した。

1. 特許実務（（1）-1. 出願手続、（1）-2. 実務の事例）
2. 商標実務
3. 民間セクターにおける IPR 管理
4. 水際におけるエンフォースメント
5. 研究機関・大学における IPR 管理・情報の活用
6. トレード・シークレット法に関する基本研修

「水際におけるエンフォースメント」教材目次

1. TRIPS 協定及び模倣品問題
 - 1.1 TRIPS 協定の進歩性
 - 1.2 模倣品問題に対する TRIPS 協定の規定
2. 模倣品問題の深刻性
 - 2.1 模倣品の定義
 - 2.2 模倣品の歴史的側面
 - 2.3 模倣品の産業、経済、消費者へのインパクト
 - 2.4 なぜ模倣ビジネスは減らないのか
3. TRIPS 協定下の水際取締り手続
 - 3.1 TRIPS 協定で規定される税関の役割
 - 3.2 TRIPS 協定における水際取締りに関する規定
4. タイ及び日本の税関における知的財産権関連手続き
 - 4.1 タイにおける水際取締り手続き
 - 4.2 日本における水際取締り手続き

4.3 各国の手続きの特徴
5. 普及啓発活動の重要性

タイにおける TRIPS トレーナース・トレーニング (2002 年 10 月)

目的： TRIPS 協定履行能力の向上
参加者： DIP、大学及び関連機関（知的財産国際貿易裁判所、税関等）から 20 名程度
期間： 7 日間（1 教材当り 1 日のトレーニングを実施）

研修内容：

1. 特許実務 ((1) -1. 出願手続、(1) -2. 実務の事例)
2. 商標実務
3. 民間セクターにおける IPR 管理
4. 水際におけるエンフォースメント
5. 研究機関・大学における IPR 管理・情報の活用
6. トレード・シークレット法に関する基本研修

日程（午前）

- 日本・タイ側講師による講義
- 各教材の内容に関する講義
 - 研修の進め方、教授方法
 - 教材の使用法

日程（午後）

- 研修参加者による模擬講義
- 研修参加者による模擬講義の実施
 - クラス・ディスカッション
 - ケーススタディ

(3) 事前評価指標と評価方法

当該分野における協定実施能力を測る指標として、特許・意匠・商標の国内登録件数及び審査にかかる時間、ライセンス契約数、模倣品取り締まり件数（水際及び裁判所）及び国内での研修実施回数とその受講者数の推移等が挙げられる。これらの数値の増加は必ずしも協定実施能力の向上を示す訳ではないが、知的財産権の保護はその概念の普及による問題意識の定着なしにあり得ないため、これらの数値は事前評価指標として有効である。

事後の評価方法としては、上述の評価指標の推移とともに、支援プロセスの持続的な活用、例えば開発教材の国内リソースによる継続的な活用と状況の変化に応じた改編等が評価指標となりうる。

5-5 GATS

(1) 協定の特徴と途上国の問題点

サービス貿易に関する一般協定（以下「GATS」）は、ウルグアイ・ラウンド交渉において策定され、1995年のWTO設立時に発効した、WTO協定の中では新しい協定のひとつである。これまでのGATTは専ら物品の貿易ルールを規定していたのに対し、GATSは、サービスの自由な国際取引の包括的なルールを提供する協定である。現在、2000年から開始されているサービス貿易自由化交渉が進捗中であり、GATSのルールに関する議論やGATSに基づく自由化交渉の論点は、さらに深まり、拡大しつつある。

GATS実施に困難がもたらされる要因として、協定それ自体の難しさ、対象となるサービス産業の広範さ・多様性が挙げられる。

協定の難しさ（構造の複雑さ、権利義務の難解さ）

GATSは、サービス分野における国内法制のハーモナイゼーションを求め、競争や投資といった新しい要素を含む内容となっている。また、GATSの条項自体の精緻化を進める作業が進行中であること、協定の理解が深まらなければ、協定が本来提供する実質的な利益機会を享受し難いことなどから、多くの途上国は、「GATSは難解である」あるいは「自国はGATSを有効に活用し得ていない」との感触を持っている。

協定が対象とするサービス分野の広範さ・多様性

GATS実施にあたって最大の困難のひとつは、協定の対象範囲の広範さと多様性にある。GATSが自由化交渉の対象として扱うサービスの分野は、通信、金融、自由職業（法務・会計等）、建設、教育、環境、観光・旅行、輸送、流通、建設と極めて多岐にわたる。

WTO加盟国は、交渉やその結果としての国際的な自由化約束を通じ、多様なサービス分野の国内法・規制に関し、自国の現状確認・整備・改善を求められるとともに、他国の現状を調査し、自由化要求を立案する必要がある。そのため、GATSの義務履行と自由化交渉の活用（GATSは漸進的自由化交渉の実施自体をも規定）にあたっては、広範な国内関連省庁が、GATSに関する十分な知識を有するとともに、省庁間の連絡体制を含む適切な実施体制が確保されていることが必要である。しかしながら、現状、途上国を含むWTO加盟国の多くは、協定実施に当たって知識の不足、連絡体制の不備等に起因する困難に直面している。

また、上記の克服、すなわちGATSに関する一般的な理解が関係省庁に共有化されることは、最も早期に達成し、維持すべき課題であるが、それを前提とした更

なる課題として以下の点が挙げられる。

- a) GATS の目指すサービス貿易自由化を、持続的な経済発展に向けた国内産業政策の中に如何に位置付け、活用していくか
- b) 国内産業政策に照らし、個別サービス分野において如何なる規制政策をとるべきか。また、自由化の進展度合いに応じた個別分野の国内法・規制を如何に策定・実施すべきか
- c) これらを、GATS に基づく交渉や自由化約束にどこまでどのように反映させていくべきか

上記 a) および b) と深く関係するが、途上国においては、サービス産業の競争力が必ずしも高くなく（特定国における観光サービス、自由職業サービスなど一部のサービスを除く）、政府部内および産業界等民間においてサービス貿易自由化の意義が共有されにくい。また、通信、運輸等のいわゆる「インフラ・サービス」に関しては、政府による公営または独占が長く、民営化の過程にある場合なども多く見られるため、その自由化に係る議論は政策イシューになりがちである。こうしたことから、GATS に係る支援においては、とりわけ国内経済政策・産業政策におけるサービス貿易自由化の位置付けを注意深く考察することが重要であり、途上国に対する政治的なセンシビリティ等、困難を伴う場合が多いことを認識すべきである。

(2) 支援方法

支援ニーズの把握

当該分野における途上国の支援ニーズは、対象国の経済・産業の情勢、WTO ないし GATS 所轄省庁を中心とする調全体制と能力によって異なる。また、現在 WTO においてサービス分野の自由化交渉が行われていることから、その進捗が支援ニーズに影響を与えているとともに、協力プロジェクトのデザインにおいて考慮すべきセンシビリティを高めている。

一般に、比較的経済発展の水準の低い途上国においては、現行法制度の WTO 整合性の精査、交渉に対応するための GATS に係る基本的な知識、サービス貿易自由化が当該分野の経済に与える影響、産業政策とサービス貿易自由化の関係といった点にニーズが集中しやすい。他方、途上国の中でも比較的経済発展水準が高い諸国では、より実践的な交渉への対応能力の向上等にニーズが多い。

但し、同一対象国内においても所轄官庁のキャパシティには開きがある。分野別交渉を経験してきた金融、通信セクターにおいては、問題意識や対応能力が高い場合が多い。他方、サービス分野の多くの所轄官庁は、これまで本格的な交渉の経験がなく、GATS の義務に関する基本やサービス貿易自由化が当該分野の経済に与える影響、産業政策とサービス貿易自由化の関係といった点にニーズが集中しやすい。各国とも、

GATS に係る交渉・調整を主管する機関は、関係する他の機関の意識喚起や理解の促進を求めている。

なお、ニーズとして、「交渉スキルの向上」を挙げる向きが多い。確かに、サービス分野の交渉のシミュレーションを通じた研修を行う他国の研究機関等は存在するものの、従来型の純粋なリクエスト・アンド・オファーのシミュレーションに留まっている。むしろ、交渉スキルの向上に近道はないことを理解すべきであり、GATS 条文、約束表の記載方法、自国の国内法や政策、産業界の意見、さらには交渉の論点といった交渉に必要な知識の向上と理解の強化を積み重ねていくことが交渉への対応能力の向上につながるとの認識を、支援対象国との間で共有化していくことは大きな課題であろう。

図表 5-3 GATS に関する支援方法

対象国の状況	支援内容
・ WTO 申請中または加盟直後であり国内法規制、組織の整備に着手し始めた段階	・ GATS の義務・権利に係る基本的事項の理解向上 ・ サービス貿易自由化の意義の理解促進 日本におけるサービス関連分野の調整の現状紹介（組織 / 通報体制 / 関係機関のコーディネーション）
・ WTO/GATS の交渉経験を既に有し、GATS に基づく約束を行っている段階	・ 既に経験を有する分野から他の分野への知識・経験 移転の支援 ・ GATS に係る国内法の義務履行状況の確認 ・ 交渉への具体的な対応に関するコンサルテーション

支援プログラムとリソース

理解の水準の異なる省庁を対象としてプログラムを行ったインドネシアに関するプログラムの概要を一例として示す。

インドネシアにおいては、GATS に係る分野横断的な調整を担当する大蔵省が高い意識を持ち、関係省庁の知識レベルの全体的な向上と交渉を含む GATS に関する問題の周知をニーズとして提起してきた。また、銀行セクター、通信セクターもそれぞれ異なるニーズを持っている。

大蔵省を主要なカウンターパートとする GATS 関係省庁においては、大蔵省から他省庁に対する意識喚起の場として有効活用したいとの意見も出された。WTO 事務局経験者により、交渉に必要な GATS に関する知識移転、我が国専門家による交渉の現状に係る説明等と併せ、大蔵省側からも共同議長を立て説明や発言を行った。

銀行セクターにおいては、1997年に妥結した金融サービス交渉を経験した複数の担当官が今次交渉への対応準備を行っており、交渉に臨む日本のスタンス、各国の約束状況と国内法令に強い関心を有していた。そこで、ワークショップと併せ、日本側において主要国の約束状況および国内法令に関する比較研究を行い、その成果を適宜提供しつつ活用を促すこととした。

通信セクターに関しては、組織改革を受けて1997年に妥結した基本電気通信サービス交渉に関与した人材が流出し、いわゆるインスティテューショナル・メモリーがほとんど存在していない。また、1997年以降、国内で導入した法・規制に関するGATS整合性の確認も独力ではなし得ない状況にあった。そこで、ワークショップでは、WTO事務局経験者より、WTOやGATSの基本的な義務等に係る知識の移転を行うとともに、我が国行政官より、交渉の対応等を中心とする日本の経験と現状について説明を行った。また、ワークショップと並行して、現地コンサルタント・弁護士事務所により国内の通信分野の法・規制のWTO整合性に関する研究を行い、その成果を提供することとしている。

インドネシアに対するプログラムにおいても協力を得たりソースである我が国担当官、WTO事務局経験者に加え、我が国学識経験者、WTO事務局員、現地の学識経験者も、いずれもワークショップ等の講師となりうる。また、調査研究に関しては、対象国の国内法については現地のコンサルタント・弁護士、大学や研究機関のグループ、第三国の現状等については、我が国および第三国の大学や研究機関のグループ等がリソースの候補である。

インドネシアにおけるGATSワークショップ・プログラム（2002年5月）

(1) GATS関連省庁全体を対象とするワークショップ

日時：5月3日（金）9:00～16:30

参加者：サービス関連省庁より合計50名程度出席

カウンターパート：インドネシア大蔵省

リソース：WTO事務局経験者、我が国政府出身専門家、TAコンサルタント

主要なアジェンダ：

- ・インドネシアにおけるサービス貿易自由化の意義とGATS
- ・GATSの基本的な規定及び約束表の読解方法
- ・サービス貿易交渉の現状及び日本の国内調整

(2) 銀行セクターに関する協議セッション

日時：5月6日（月）9:00～16:00

参加者：中央銀行および銀行業界より15名程度出席

カウンターパート：インドネシア銀行法務部

リソース：金融庁、WTO事務局経験者、TAコンサルタント

主要なアジェンダ：

- ・金融分野に深く係るサービス交渉の分野横断的事項の紹介（例えば「自主的自由化」の扱いを巡る議論）
- ・銀行分野における自由化政策策定について
- ・比較調査研究の中間報告

(3) 通信セクターに関するワークショップ

日時：5月7日（火）9:00～15:00

参加者：運輸通信省郵便通信局の行政官 15 名程度

リソース：総務省、WTO 事務局経験者、TA コンサルタント

主要なアジェンダ：

- ・WTO および GATS の基本的な規定
- ・基本電気通信サービス交渉の経緯と成果および我が国の国内調整

*いずれのワークショップについても、質疑応答を多く設けることにより相手側からの自発的な理解の向上を促した

(3) 事前評価指標と評価方法

本分野の支援プロジェクトの上位目標は「GATS からの利益の拡大」、プロジェクト目標は「行政官の理解の向上とコーディネーション能力の強化」と一般化できる。こうした目標は、中長期的に実現されるものであることから、支援プロジェクトの期間内に結果を把握することには困難が伴う。強いて挙げれば、GATS および約束表に整合的なサービス分野の国内法の改訂・新規導入件数、これらに関する GATS に係る通報件数とその迅速さ・正確さ、他国から指摘されるサービス分野の貿易障壁の指摘件数等が指標となる可能性もある。

プロジェクト期間内の評価方法として、ワークショップ終了時に行うアンケート調査が挙げられる。既に、タイおよびインドネシアのワークショップにおいて、移転された知識の今後の有用性等について調査を行っているところであるが、今後、同一国で 2 回目以降のワークショップにおいてもアンケート調査を行うことにより、初回のワークショップ後、実務上の改善点等を把握することが期待されている。

5-6 紛争処理

(1) WTO 協定紛争解決了解 (DSU) の特徴と途上国の問題点

DSU の意義と現状

1994 年に合意された WTO 協定の下では、紛争解決手続に係る規律として、「紛争解決に関する規則及び手続に関する了解」(以下、「DSU」) が設けられている。旧 GATT

体制下では、紛争解決手続に関わる中心的な規定としての GATT 第 22 条および第 23 条のほか、アンチ・ダンピング・コードや補助金コード等、東京ラウンドの諸協定において個別に定められた紛争解決手続が存在していた。DSU は、細分化されていたこれらの紛争解決手続の多くを整理・統合し、GATS 第 22 条・第 23 条をはじめとする各協定における特別または追加的な手続について明記したものである。

DSU に基づく紛争解決手続は、従来の手続から、1) パネル手続の自動化・迅速化、2) 手続の各段階における時間的枠組みの規定、3) 二審制の導入、4) クロス・リタリエーションの導入、5) 一方的措置の禁止の明文化、等の諸点において改善がなされており、この結果、WTO の紛争処理の実効性は大きく向上している。

この結果、1947 年から 93 年の旧 GATT 体制化での紛争解決件数が 300 であったのに対して、1995 年から 2002 年までに WTO 紛争解決機関が扱った件数は既に 240 件を超えており、近年は途上国の利用も増加している。

DSU の再検討

1994 年のマラケシュ合意において、DSU の再検討が、1998 年を期限として合意された。しかし、同再検討は加盟国からの合意を得ることができずに、1999 年まで期限が延長され、さらにシアトル閣僚会議の決裂もあり、この再検討は 2001 年まで継続された。この再検討では、敗訴国による判決（報告書）の履行問題、とりわけ、敗訴国が報告書を適切に実施したかどうかをどの時点で判断すべきかについて議論がなされている。パネルや上級委員会の報告書の実施に関しては、牛肉ホルモンケースや米国輸出優遇税制ケースなどにおいて問題となっている。同時に、紛争解決手続の透明性の確保も、同再検討の主要な課題となっている。シアトル閣僚会議において顕著に現れたとおり、WTO への市民社会からの関心は急速に高まっている。このような状況を受けて、NGO を含めた市民社会に対する紛争解決過程の透明性をどのようにして保つてゆくかが、議論されている。

問題の所在

WTO 紛争解決措置に関しては、先進国が最大の利用者となっている。具体的には、先進国が途上国の約 2 倍の割合で WTO における提訴案件に関わっており、これらの係争案件のうち、3 分の 2 は先進国が他の先進国の WTO 協定違反を訴えたものとなっている。なかでも、2001 年 10 月の時点で、米国が 70 件の提訴を行い、56 件の事例において被告となっており、EU が 55 件の提訴、32 件の被告となるなど、米国と EU が WTO 紛争解決手続きの主たる利用者となっている。なお、日本は 8 件で提訴を行い、12 件で被告となっている。途上国の中では、ブラジルとインドが積極的に WTO 紛争手続きを利用しているのが目立つが、途上国全体で見ると、依然として紛争解決制度を駆使しているとは言い難い。途上国が関係した事例をみても、途上国が提訴した件

数が 79 件であるのに対して、被告となった事例が 92 件と、提訴される事例が提訴した事例を上回っている²¹。

このように、途上国にとって WTO 紛争解決手続に携わる機会は次第に増加している。それだけに、途上国は DSU を正確に理解し運用する能力が必要となっている。また、WTO 制度全体の適切な実施という側面からも、先進国側に WTO の紛争解決に関わるリソースが集中していることは望ましくない。すなわち、先進国側の利益を実現する訴えが中心になされ、パネルや上級委員会による判例（報告書）が集積されることによって、WTO 制度自体に歪みが生じることが考えられる。また、このような先進国が中心となった WTO 紛争解決手続きの運用は、途上国側に不公平感を生じさせており、途上国からの信頼を高め、WTO 体制自体を安定させるといった観点からも、紛争解決手続きに関する適切な支援は不可欠である。

²¹ WTO Secretariat, *Press Pack – World Trade Organization – 4th Ministerial Conference*, 9 November 2001, 48 ページ以下を参照。

(2) 支援方法

支援ニーズの把握

DSU の適切な運用にあたっては、その性質上、DSU それ自体の制度や技術に関する理解にとどまらず、常に WTO 協定全体に係る理解・解釈が求められる。この点を念頭において、途上国に対する DSU に関する支援項目と内容を整理すると図表 5-4 のとおりである。

図表 5-4 DSU に関する支援項目と支援方法

支援項目	支援方法
・ DSU 自体に関する途上国の理解の促進	・ DS 手続全般の理解向上支援 ・ 意見書作成、口頭審理への対応等技術支援 ・ 再検討がなされている DSU の争点（報告書の履行問題や紛争解決過程の透明性の問題など）に対する理解の深化
・ WTO 協定全体に係る理解の促進 ・ 個別事例に対する理解の促進	・ WTO 協定全体の構造に関する理解促進 ・ WTO 各協定の解釈に関する事例の理解 ・ 途上国の貿易に大きな影響を及ぼすような、アンチ・ダンピング措置、セーフガード措置、環境問題などの事例に対する理解の促進

支援プログラムとリソース

支援プログラムの検討にあたっては、上記のように広範な項目を、対象となる参加者の知識・理解度の向上にあわせて配置する必要がある。具体的には、以下のような順序によりプログラムを実施し、最終的には参加者自身が問題解決にあたるような演習（模擬裁判）を実施することが効果的である。

- 1) WTO 協定の基礎（構造と原則）
- 2) DS 手続の実務と諸争点
- 3) ケース・スタディ
- 4) 演習（模擬裁判）

なお、DS は WTO 協定の解釈・運用に係る極めて今日的な諸問題を取り扱うことが多いため、WTO 交渉の動向やそこでの最新の論点等にも配慮することが望ましい。

日本は DSU の機能を有効に利用しており、経済産業省を中心とする政府関係者や学会にパネルや上級委員会の経験者を比較的多く有する。従って、こうした有識者を講師として活用することが可能である。また、あわせて欧米の経験豊富な法律事務所を適宜活用することも検討されてよい。

(3) 事前評価指標と評価方法

当該分野における支援の目標は、途上国の DSU に対する正確な理解と運用を促すことにある。この観点から、プログラム実施後、当該途上国が DSU を有効に活用し、結果として WTO 提訴件数が増加することは、プログラムの効果のひとつであると言える。あるいは、利害関係のある事案について、第三者国としての関与数が増加したり、今次 WTO 交渉で行われている DS 手続見直しの議論に対して意見書を提出したりするといったこともその効果と認め得る。しかし、こうした顕著な効果が認められずとも、DS に関する知識を持つ政府担当官の数の増加や個々の担当官の知識の向上といった指標は、基本的であるが重要な評価ポイントである。

5-7 農業/SPS

(1) 協定の特徴と途上国の問題点

農業協定

ウルグアイ・ラウンド農業交渉の背景には、(1) 米国が「世界の食糧庫」としての農産物価格支持政策による穀物増産と輸出を拡大してきたこと、(2) EC が共通農業政策 (CAP) による農産物価格支持政策、輸入課徴金及び輸出補助金により、大口輸入国から大口輸出国に転じたこと、(3) 穀物に関して、1970 年代前半までの不足基調から過剰基調へと国際的需給が変化し、穀物輸出競争が激化してきたこと等の要因により、農産物の市場価格の低下、各国の農業予算の増大に伴う財政圧迫といった弊害が顕著になってきたことが挙げられる。

ウルグアイ・ラウンドは、当初 4 年間で終結する予定であったが、実際には 7 年以上も要した。長期化の原因の一つは、農業分野でアメリカや EC を始めとする各国の思惑が大きく異なったことであった。ウルグアイ・ラウンド交渉ではこれまで聖域とされてきた農業分野で市場アクセス及び国内助成等の規律策定に取り組んだことから、画期的な成果をあげることができ、農業交渉の最終合意は、農業に関する協定として法的に整備された。

農業交渉は 2000 年初頭から WTO 発足時の合意済み事項 (BIA) として開始され、2002 年 2 月までに既に 5 回の農業委員会特別会合が開催されている。本交渉では 121 カ国から 45 の交渉提案が提出され、各国の交渉提案に基づき議論が行われている。途上国による交渉提案は各国固有の事情により大きく異なり、一概に途上国という枠でくくることは困難であるが、自国農産品の輸出拡大、自国農業の保護 (関税の維持、食料安全保障の確保)、先進国による農業保護政策 (国内助成、輸出補助金の交付) の撤廃等において、一定の共通性が見られる。例えば、ASEAN 諸国からは途上国の特別かつ

異なる待遇について(1)輸出補助金、(2)国内助成、(3)途上国、(4)市場アクセスの観点から提案が提出されている。(1)では、先進国による全ての形態の輸出補助金の即時撤廃、途上国は輸出補助金の使用に関する柔軟性の維持等を提案する。(2)では「青」の政策を大幅に削減し最終的に撤廃、「緑」の政策の要件の厳格化及び上限設定等を提案する。(3)では、途上国の農村開発に係る措置は引き続き削減対象外とする等、(4)では、先進国の関税の大幅引き下げ、熱帯産品に係るタリフ・ピーク、タリフ・エスカレーションの撤廃等が提案されている。

SPS 協定

GATT においては、人、動物又は植物の生命又は健康を守るために必要な措置については、同協定第 20 条(b)により、同様の条件下にある諸国の間において任意の又は正当と認められない差別待遇の手段となるような方法や国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用されない限り、このような措置の採用や実施を妨げるものではないことが明確に規定されている。しかし、当該規定の具体的な基準が設けられていなかったため、東京ラウンドにおいて、「貿易の技術的障害に関する協定」が作成された。しかし、同協定は食品の衛生を含む産品の規格基準を対象としたものであり、衛生検疫措置に関するルールは含まれていなかった。このため、ウルグアイ・ラウンドにおいて、農業交渉の一部として衛生検疫措置に関する交渉が行われ、以下の内容を骨子とする衛生植物検疫措置の適用に関する協定が合意された。

- (1) 衛生検疫措置に関する国際的な基準がある場合には、それを基礎として自国の検疫措置を調和させる。
- (2) 科学的に正当な理由がある場合には、加盟国は国際的な基準よりも高いレベルの保護水準をもたらす衛生植物検疫措置を採用し、維持することができる。
- (3) 各国の衛生植物検疫措置の改正を WTO 事務局を通じて他の加盟国に通報することにより、透明性を確保する。

なお、SPS 協定実施に際して途上国に共通して見られる課題として、ハード面では試験所設備の不備、ソフト面では関係行政官、生産者、関連団体、流通業者における協定理解不足が挙げられる。また、SPS 協定によって FAO / WHO 合同食品規格委員会 (Codex 委員会) による規格が事実上国際規格となったが、人的予算的制約のために途上国が Codex 委員会による全ての会議に参加することは困難であるため、国際ルール作りが先進国主導になりがちであるという根源的問題を抱えている。

(2) 支援方法

支援ニーズの把握

当該分野における途上国の支援ニーズは、国内産業構造に応じて大きく異なること

が想定される。従って、支援ニーズの把握に当たっては、まず当該国の農林水産業及び食品安全に係る政策、主要農産品及びそれらの輸出競争力の現状を理解することが肝要である。その上で、カウンターパートと十分な協議を行い、農業・SPS 協定については国際的に多様な論点が存在することを前提に、当該国のニーズに合致し、かつバランスの取れた視点からの支援を提供することが求められる。

支援プログラムとリソース

農業協定については、現在自由化交渉が行われているため、交渉への円滑な参加に向けた協定理解の促進が支援プログラムとして有効である。具体的な項目として、市場アクセス、国内助成、輸出補助金等の農業協定の主要な論点、各国の農業協定履行状況をレビューする機関である WTO 農業委員会の活動、農業交渉の経緯と交渉における主要な論点、各国の主張の背景と立場の理解、等が挙げられる。また、日本として農業協定履行に際してどのような取組みを行っているかといった経験の共有も途上国のニーズに合うことが多い。

SPS 協定については、SPS 協定の基本義務、SPS 委員会の活動、透明性、同一性原則、紛争解決、ハーモナイゼーション、動物検疫、植物検疫等の知識移転が望まれる。SPS 協定履行能力向上に向けては、協定に関する理解の向上に加えて、検査技術の向上や新規検査機器の導入が求められることが多い。機材供与による技術協力プログラムが別スキーム等により実施される場合には、それらの試みとの連携を図り、全体として効率的な支援を行うことが望ましい。

支援リソースとしては、日本の関係省庁（農林水産省等）に加えて、WTO 事務局、Codex 委員会等が適切である。特に、農業協定については、現在自由化交渉が進行中であるため、支援国として中立性を確保できるよう細心の注意が求められる。従って、そのような意味からも、WTO 等の国際機関からの人材派遣によるバランスの取れたプログラムの作成が望まれる。

以下に、農業 / SPS 協定に関する包括的な支援プログラムの一例を示す。

図表 5-5 農業 / SPS 協定に関する支援プログラム (例)

支援項目	支援方法
・ 農業協定及び SPS 協定の一般的理解向上	・ ウルグアイ・ラウンドにおける農業協定及び SPS 協定交渉の経緯 ・ 農業協定の概要及び条文解説 ・ SPS 協定の概要及び条文解説
・ 農業協定履行のための実務能力向上	・ 農業協定の実務 (特別セーフガード、国内助成措置・輸出補助金) ・ 農業協定の実務のケーススタディ (特別セーフガード、国内助成措置・輸出補助金)
・ SPS 協定履行のための実務能力向上	・ SPS 協定の実務 (食品検疫、動物検疫、植物検疫) ・ SPS 協定のケーススタディ ・ 日本の取組み (食品検疫・動物検疫・植物検疫、SPS 協定批准後の日本政府のハーモナイゼーション等)

(3) 事前評価指標と評価方法

農業協定については、交渉について理解する層の拡大が一つの評価指標となる。農業協定は途上国経済へのインパクトが大きいため、行政官に加えて、関連団体 (農業、食品等) 民間関係者に幅広い層への理解の拡充が望まれるためである。SPS 措置については、二国間問題が多い分野であり、SPS 協定を理解する人数が増加することも指標の一つとなる。

5-8 国内コーディネーション体制

(1) 途上国の問題点

途上国においては、WTO 担当部局は比較的新しい組織であることが多く、十分な権限を有していない場合が多い。そのため、WTO 協定のように、国内の多くの政府機関のコーディネーションを行う必要がある場合、窓口機関が十分な役割を發揮しえていないことがしばしば見受けられる。これまで、多くの国において WTO 交渉に先駆けて「WTO 国内対策委員会」が設立されてきたが、調整役を任された窓口機関への権限付与が十分でなく、また、交渉が終了すると委員会が十分に機能しなくなるという問題がある。近年の WTO 交渉の場合、包括交渉が行われていなくとも、通常の理事会、委員会等で粛々と議論が進められていくことが多い。こうした状況に対処するためには、常設の国内対策委員会を設置し、閣僚レベルでの協力体制を構築しておくことが

必要となっている。

また、実務面においても、途上国は国内調整に問題を抱えている。個別の協定が要求している通報義務の履行、ジュネーブにて行われている各種会議の結果に関する国内関係機関への情報流通、関係機関の調整を経て対処方針を策定・発出することなど、ルーティン・ワークの手続きを円滑化することが課題となっている。

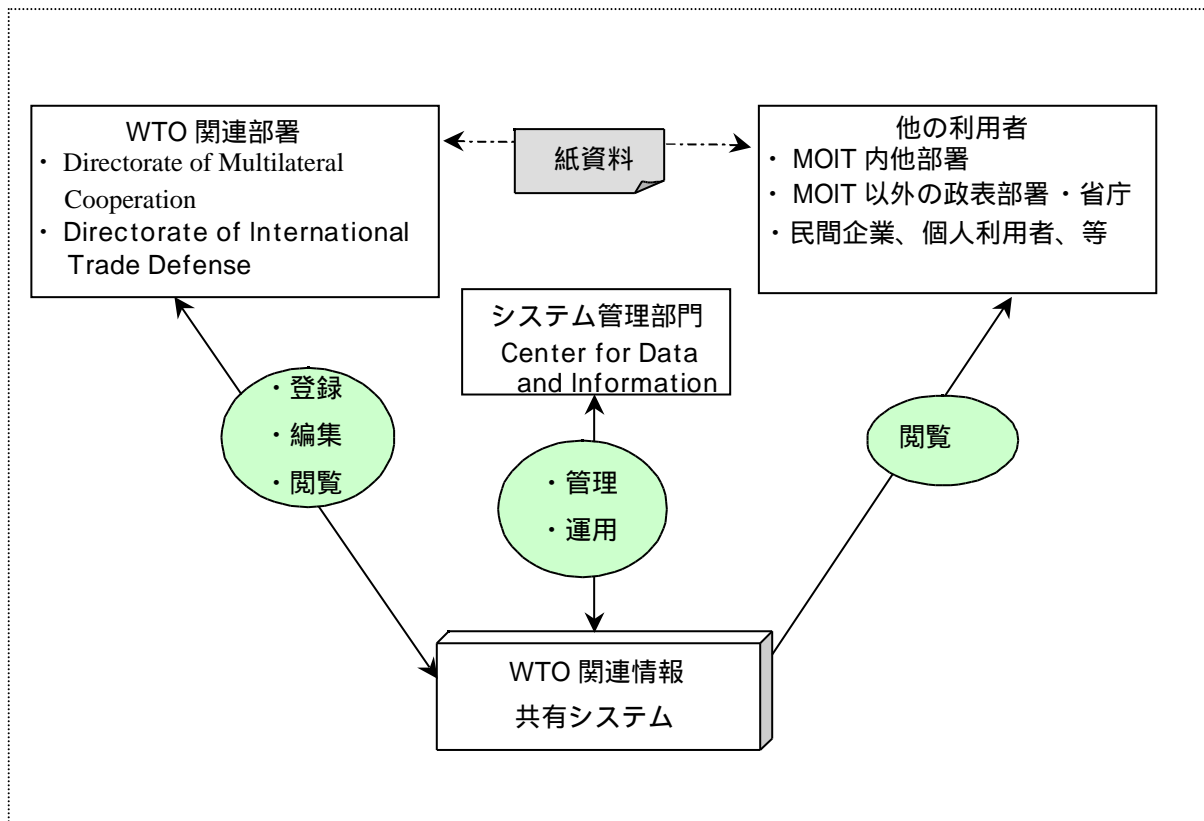
(2) 支援方法

国内コーディネーション体制の構築は、政治的色彩が強い事項であるため、他国がその設置を強制することはできないが、例えば我が国においてどのような国内コーディネーション体制が構築されており、それがどのように機能してきたかといった経験に移転することは、既に国内対策委員会を設置しているがその運営に課題を有している国、未だそのような組織が設置されていない国双方にとって重要な知識移転となるであろう。

また、実務面における国内コーディネーション体制の整備にあたっては、やはり我が国においてどのような手続きが整備されているかを紹介することが重要となろう。特に定型書式のフォーマット作成、通報手続きに関するガイドラインの作成（特に現地語でのガイダンスの作成）などが有効である。

さらに、WTO 関連の文書は大量であり、かつこれを回付すべき国内関係機関も多数にわたることから、適切な情報ストック、情報流通のシステムを構築することが重要である。途上国においては、IT 環境の整備（PC 等ハード面での整備、インターネットに接続する回線の確保等）や、情報システムを効率的に運用できる技術上のノウハウの水準が国によって大きく異なるため、情報システムの導入が全ての国に対して有効な手段とはなり得ないが、既に一定の IT 環境・ノウハウを有する国においては、情報システムの構築を通じて国内の情報流通を円滑化する支援は、極めて有効な支援手段となり得る。

インドネシアにおいて構築中の IT を利用した「WTO 関連情報共有システム」の概念図を以下に示す。



(例) インドネシア (MOIT) における情報共有システムの全体構成概念図

(3) 事前評価指標と評価方法

国内コーディネーション体制の整備に関するゴールは、WTO に関する国内関係機関の間に良好な協力関係が構築されること、ルーティン・ワークが円滑に実施されることであり、これを端的に評価することは困難である。これを評価するにあたっては、国内コーディネーションに関係する担当者に対し、支援の実施前と実施後において、状況がどれだけ改善したかといったアンケート調査を行うことが考えられる。ただしこうしたアンケート調査は、調査対象者の担当業務の範囲によって回答が大きく異なってくることから、あまり有効な方法とは考えにくい。WTO 関連の技術支援を実施するにあたっては、国内コーディネーション体制のみの支援を実施することはまれであるため、そのたの支援分野における評価と同時に評価を行うことが重要となる。

また、情報システム構築支援を実施した場合は、システムを利用可能な人材がどの程度拡大したか、また、情報システムの活用により、これまで要していたマンパワーや経費がどの程度削減されたかといったことも、評価指標になり得る。

5-9 新分野

2001年11月、ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議において、WTO加盟国は新ラウンドの立ち上げについて合意した。1999年のシアトル閣僚会議の決裂を受けての閣僚会議であったこともあり、その帰趨は注目を集めた。とりわけ、新分野とよばれる環境、投資、競争政策、貿易円滑化、そして政府調達については、先進国と途上国との間で立場が鋭く対立していたこともあり、新ラウンド立ち上げ全体に関わる大きな論点の一つであった。交渉は難航が予想されていたが、米国を中心に多くの加盟国が積極的な立場を取ったことから、新ラウンドは無事立ち上げられた。新分野についても、環境に関しては、これまで貿易と環境に関する委員会(Committee of Trade and Environment: CTE)において議論されてきた争点の一部について、交渉議題とすることが合意された。また残る4分野についても、2003年に予定されている第5回閣僚会議での合意を前提にして、交渉議題として取り上げる旨の決定がなされている。

新分野に関しては、概して、先進国が推進側に立ち、途上国が懐疑的な立場をとるという構図が多く見られる。先進国の多くは、1994年のマラケシュ合意以降、国際経済のグローバル化が一層進んだ結果、さらなる貿易自由化を図るためには新しい分野での交渉が必要であるという立場をとっている。これに対して途上国側は、インドなどに代表されるように、マラケシュ合意自体が先進国によって完全に実施されていないとの立場から、新分野における交渉を進める前に、これらの合意がまずは履行されるべきである、と主張している。また、途上国側には単に反対というよりも、新分野における交渉の結果が自国にとって有利に働くか否かについて、未だ計りかねていることから、まずは様子見をしているという側面も多分にあると思われる。

(1) 環境

CTEにおける議論

1994年のマラケシュ合意において、WTO(当時GATT)加盟国は、WTOにおいて貿易と環境に関する包括的な作業プログラムを開始することを決定した。この合意に基づいて開始されたのが、貿易と環境に関する委員会(CTE)である。設立以来、CTEでは貿易と環境問題の構造的な関係を形成することを目的として議論がなされてきた。マラケシュ合意に基づいて、CTEは1996年シンガポール閣僚会議、1998年ジュネーブ閣僚会議、そして1999年のシアトル閣僚会議にそれぞれ報告書を提出している。

CTE における議論内容

- ・ 多国間環境協定 (MEA) と WTO 協定の関係
- ・ 多国間環境協定に基づいて適用される貿易措置
- ・ 環境に係る紛争処理
- ・ 環境ラベリング
- ・ 国内禁止物資の輸出
- ・ 貿易自由化と持続的発展
- ・ サービス貿易と TRIPS
- ・ 予防原則

出所 : WTO Secretariat, *Press Pack – World Trade Organization – 4th Ministerial Conference*, 9 November 2001. を参考に作成。

ドーハ閣僚会議

ドーハ閣僚会議が始まるまで、貿易と環境を交渉議題とすることに関しては、WTO 加盟国の中で議論が分かれていた。とりわけ、域内に多くの環境 NGO を抱える EU が積極的に環境分野での交渉を進めていたのに対して、途上国側は、環境措置が新たな貿易障壁となることを恐れ、懐疑的な立場を堅持していた。この結果、ドーハ合意においては、これまで CTE において議論されてきた争点のうち、一部については交渉を開始し、その他については、CTE において継続して検討が行われるということで、合意がなされている。

貿易と環境に関するドーハ合意事項

交渉開始議題

- ・ 現行 WTO ルールと MEA に規定されている貿易上の義務の関係
- ・ MEA 事務局と関連する WTO 委員会の間での定期的な情報交換手続き
- ・ 環境に配慮した物品およびサービスに係る関税および非関税障壁の低減ないしは削減

CTE における議論継続

- ・ 市場アクセスに対する環境措置の影響
- ・ TRIPS 協定の関連諸規定
- ・ 環境保護を目的としたラベリング要求

出所 : WTO Secretariat, *Press Pack – World Trade Organization – 4th Ministerial Conference*, 9 November 2001. を参考に作成。

(2) 貿易と投資の関係

1997 年以来、WTO 加盟国は、貿易と投資の関係に関する作業部会において、国際貿易と投資の関係、さらには投資の自由化が経済成長と経済発展に及ぼす影響について分析と議論を行ってきた。投資に関しては、WTO ではすでに貿易関連投資措置（以下「TRIM」）や GATS において部分的ではあるが規定がなされている。しかし実際には、ほとんどの海外直接投資をカバーしているのは、WTO 協定ではなしに 1,700 を越える二国間協定というのが現状である。WTO における投資協定締結を主張している加盟国は、先に交渉が決裂した OECD の MAI (Multilateral Agreement on Investment) と WTO 投資協定の間にはなんの関係も存在しないとしている。しかし、途上国の多くは少なくとも現時点においては投資分野における交渉開始について、懐疑的な立場を取っている。このような背景のもと、投資については、上述のとおり 2003 年に予定されている第 5 回閣僚会議での合意を前提にして、交渉議題として取り上げる旨の合意がなされている。

(3) 貿易と競争政策の相互作用

投資と同様、競争政策についても、1996 年のシンガポール閣僚会議において作業部会の設置について合意がなされた。これは、海外からの輸入を妨げるような競争制限的国内商慣行や企業活動のグローバル化に伴って生じ得る国際的なカルテル等が関税に代わる貿易障壁として機能し得るという考えに基づいている。これに対して、途上国側には、自国経済発展のためには競争政策が不可欠という認識は共有されはじめてはいるものの、競争法を持たない途上国も多く、競争政策を WTO という多角的な枠組みにおいて扱うことの是非については各国の意見が分かれている。ドーハ閣僚会議においては、投資や貿易円滑化の分野と同様に、交渉開始については第 5 回閣僚会議の合意に基づくものとされている。

(4) 貿易円滑化

貿易円滑化に関しては、関税以外の貿易関連措置が関税撤廃後も、自由貿易を阻害しているとの議論に基づいている。とりわけ、通関等の書類手続きが不明確であることや同手続きの重複が問題とされている。このような通関手続きが不透明・複雑であることから、多くの国々において GDP の 60% 以上をカバーする中小企業の多くの国際貿易の参加に支障をきたしている。WTO においては、貿易円滑化に関してすでに議論がなされてきているうえ、現行協定も部分的にはあるが貿易手続の最低基準をカバーしている（GATT 第 5 条、第 8 条、第 10 条、TBT 協定、SPS 協定など）。しかし反面、

WTO 協定は、通関手続きの透明性を規定しておらず、更なる交渉が求められている。このような議論に基づいて、ドーハ閣僚会議においては、投資、競争政策、そして政府調達と同様に、第 5 回閣僚会議での合意を受けて、貿易円滑化に関する議論を開始する旨の合意がなされている。

(5) 政府調達の透明性

1996 年のシンガポール閣僚会議は、投資、競争と並んで、政府調達の透明性に関しても作業部会の設置を決定した。現行の政府調達協定は、複数国間協定であるため参加国数が限定されているが、政府調達市場の重要性を考慮し、政府調達協定加盟国は、未加盟国に対して参加を促している状況にある。しかし、多くの途上国にとって、政府調達市場は自国企業に対する重要な市場機会の提供の場であり、政府調達協定への参加に前向きでない。そこで WTO では、政府調達協定への参加を必ずしも前提とせず、政府調達の透明性確保のための作業部会を設置することになった。政府調達手続きの透明化が必要であることについては加盟国の間で合意があり、問題は、透明化の実現方法に関するものであった。ドーハ閣僚会議では、推進側の国々は、作業部会においてすでに十分な議論がなされたとの立場に立ち、新ラウンドにおいて交渉を開始すべきだと主張していた。これに対して、途上国の多くは、政府調達の分野に WTO 紛争手続きが適用されることに対して大きな懸念を表明しており、未だ交渉の俎上に載せるには機が熟していないとしていた。このような議論に基づいて、ドーハ閣僚会議では、前述の三分野と同様に、第 5 回閣僚会議での合意を受けて、政府調達の透明性に関する議論を開始する旨の合意がなされた。

(6) 新分野における支援のあり方

このように、新分野に関する WTO 加盟国間の立場の違いは、未だに埋められていると言いきれない。しかし、上述のとおり、環境に関しては一部分とはいえすでに交渉が始められており、他の分野に関しても、早ければ 2003 年には交渉が開始される。このような状況を踏まえ、支援対象国にとって、これらの新分野における体制を早急に整えることが課題である。今後考えられるキャパシティ・ビルディング・プログラムの支援のあり方として、具体的には以下のような事柄が有効に機能するものと思われる。

- ・それぞれの新分野に係る基礎的知識の移転
- ・新分野交渉に関して WTO 各作業部会および他の国際機関において議論されている論点の整理
- ・それぞれの新分野に係る支援国内の現行法制度の調査
- ・これらの新分野におけるルール策定が支援対象国に与える影響の分析

また、新分野の中でもとりわけ「投資」と「競争」は、日本産業界への影響も大きく、途上国の理解の向上を中心に支援を行っていくことが望ましいものと思われる。

まず、「投資」に関しては上記の論点に加えて、

- ・ 投資自由化を基本とした産業政策・国際戦略に関する知識移転
- ・ 投資自由化によるメリットに関する支援国内産業界に対する唱道
- ・ 投資拡大による影響の実地的な分析
- ・ 投資自由化関連法整備支援

などが考えられる。また「競争」に関しては、競争法が未整備な国が多いことから、

- ・ 競争法・政策に関する理解の促進
- ・ 競争政策導入による支援国内における影響の分析
- ・ 競争法整備支援
- ・ 競争法実施支援

などが支援国、国際社会、および我が国に対しても有効な支援方法であると思われる。

但し、これらの支援を行うにあたっては、新分野交渉に対する根深い懐疑が途上国側にあることを念頭に置くことが不可欠である。それゆえ、これらの協力は、新分野の交渉開始を念頭に置いたうえで、各支援対象国がそれぞれ、自国にとって適切な交渉ポジションを取ることができるようになることを目指して行われるべきと考えられる。

図表 5-6 新分野に関する支援方法

支援分野	支援内容
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ CTE における議論の紹介 ・ 環境分野に関連する支援対象国内の現行法制度の調査 ・ 日本の関連分野におけるシステムの紹介 (法制度 / 関係諸官庁の組織)
投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ WG (Working Group:作業部会) における議論の紹介 ・ 協定締結による支援対象国内における経済効果の分析 ・ 支援対象国内の投資自由化関連法整備支援 ・ 日本が締結している二国間投資協定の紹介 (協定の内容 / 関係諸官庁の組織)
競争政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ WG における議論の紹介 ・ 協定締結による支援対象国内における経済効果の分析 ・ 支援対象国内の競争法整備・実施支援 ・ 日本における競争政策の紹介 (独占禁止法 / 実施状況 / 関係諸官庁の組織)
貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ WG における議論の紹介 ・ 支援対象国内の通関体制・設備の調査および整備支援 ・ 日本の関連分野におけるシステムの紹介 (法制度 / 関係諸官庁の組織)
政府調達の透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・ WG における議論の紹介 ・ 支援対象国内の政府調達関連法令・体制の調査および整備支援 ・ 日本における政府調達関連システムの紹介 (法制度 / 関係諸官庁・地方自治体の組織)

5-10 新規加盟国、加盟準備国

第 2 章においても一部言及したが、新規加盟国、加盟準備国は、既存の WTO 加盟国とは異なった支援が必要となる部分が存在している。

(1) 未加盟国（ヴェトナム等）

未加盟国が抱える問題点

WTO 加盟交渉中の各国にとっては、加盟に際しての条件となる、法治体制及び市場原則の導入を計ることが喫緊の課題となっている。特に自国の経済発展戦略に基づきながら、将来の加盟に備えて、国内法制度の透明性を確保することが課題である。

また、WTO 加盟にあたっては、関係官庁の職員が WTO 協定の主要な条文を十分に理解することが必要であり、加えて、WTO 加盟による協定の義務履行が国内経済や産業にどのようなインパクトを与え得るかということについての把握も必要となる。特に途上国の場合、手厚い国内産業保護政策を採用している場合が多いが、WTO 加盟に伴い、こうした保護政策を放棄しなければならない。そのような場合、国内産業及び消費者から大きな反発を受けることが想定される。こうした反発を回避するためにも、貿易自由化の意義を適切に国民に対して伝達していくことが重要となっている。

未加盟国に対する支援方法

未加盟国にとって重要な支援対象は、WTO 加盟にあたっての個別協定の理解や国内法制度の整備が重要であることは言うまでもないが、その前段階として、WTO 体制に対する正しい理解、国民に対する貿易自由化のプラスのインパクトに関する適切な啓蒙が重要となる。

こうした課題を解決するためには、まず WTO に関する資料を自国語に翻訳すること、情報提供のためのパンフレット等を作成することを通して、広く大衆に普及啓蒙活動を行うことが必要である。また、貿易自由化の経済効果分析を行うことも重要であり、分析を行うための方法論に関する支援が有効である。

(2) 新規加盟国（中国等）

新規加盟国が抱える問題点

新規加盟国の場合、WTO 加盟に伴って発生する義務の理解の周知が緊急の課題である。通常、途上国が WTO に加盟すると、その瞬間に履行義務が発生するものの、WTO 上の義務について、国内全域に理解が徹底されるのには一定の期間を要する。こうした場合、国内の経済・産業政策の運営上、あるいは他国との貿易関係の樹立上、困難

が発生することがあり得る。

また、WTO 協定に統合的な国内法制度の整備、関税引下げに伴う国際競争力の弱い産業分野への対応、サービス貿易等の自由化に伴う国内経済・産業へのインパクトの把握、WTO ルールに基づく経済政策立案への対応、民間セクターを含む広く大衆への普及啓発活動、今後の交渉への準備等が課題として挙げられる。

新規加盟国に対する支援方法

新規加盟国の場合、支援の対象となる分野は、既存の加盟国の場合と大きくは異なるが、WTO 協定の義務に関する知識を国内の関係各省・産業界に早急に均てんするための啓蒙活動が重要となる。また、支援を行う側としては、途上国における WTO 担当機関のマンパワーを考慮し、適切なドナー・コーディネーションを行い、支援分野のバッティングが発生しないよう、十分な調整を行っていくことが重要である。

第6章 我が国の支援の在り方、今後の方向性

本章では、我が国が今後、支援活動を行うにあたっての支援の在り方を再整理するとともに、今後の方向性を示す。

今後、我が国は産業政策や貿易政策の立案・遂行能力向上、貿易関連の法制度整備といった WTO 協定履行のための基盤整備を含むより広い見地からの支援活動に取り組む必要があり、その際、「開発」の視点と「通商」の視点がバランスよく共存することが必要である。

6-1 基本的な考え方

貿易関連のキャパシティ・ビルディングは、WTO をはじめとする貿易フォーラムにおいても、また、世界銀行をはじめとする開発フォーラムにおいても、近年その重要性が指摘されている。貿易関連のキャパシティ・ビルディングは、便宜上、1)「WTO 加盟支援」や「現行 WTO 協定の実施能力の向上支援」と「多角的貿易交渉への対応能力向上」などにかかる「WTO 関連キャパシティ・ビルディング」と、2)産業・貿易政策の立案・遂行能力なども含む「広義の貿易キャパシティ・ビルディング」に分類することができる。

本委員会では、主に前者の「現行 WTO 協定の実施能力の向上支援」にフォーカスした協力を扱ってきた。しかし今後は、WTO 協定を着実に履行し得るための基盤整備に資する、貿易関連の法制度整備、輸出競争力強化、貧困撲滅や経済発展に資する貿易促進、貿易円滑化等といった点を踏まえ、より広い見地から「WTO 関連キャパシティ・ビルディング」への支援に取り組む必要が生じる可能性が高い。その際、以下のような視点を念頭に置きつつ、協力の成果を明確にした上で取り組む必要がある。

(1) 途上国の中長期的な開発の視点

貿易関連のキャパシティ・ビルディングは、途上国において、貿易・投資環境整備を促進し、国内外の企業の経済活動を活性化させるとともに、貿易・投資の促進を通じて開発を実現するために必要な様々な能力の向上を図らんとするものである。組織能力強化、人材育成等は短期的な投入による成果が現れづらいものであるため、中長期な息の長い取組みで支援を行うことが必要である。

(2) WTO 体制の維持発展の視点

WTO 体制が安定したシステムとして機能するには、加盟国が義務を確実に履行することが前提となる。故に、途上国が協定の義務を的確に果たすことができるようにな

ったか否かは、WTO 関連キャパシティ・ビルディング協力の成果を考える際の重要な視点である。また、WTO においては交渉を成功に導くための種々の政治的なコミットメントによるキャパシティ・ビルディング協力が求められる場合もあるが、途上国を含めた WTO 体制を維持発展させるためにはこのような観点からの支援も重要であろう。

(3)開発の視点と通商の視点のバランス

本分野の協力にあたっては上記(1)と(2)の考え方の適切なバランスが必要である。途上国が WTO 体制の中でいかに利益を得ていくかという問題と、WTO 体制を維持・発展させていくことは車の両輪の関係にあることを認識し、途上国への支援を行っていく必要がある。

6-2 支援の在り方

(1) 理解の促進・実施面に重点を置いた支援

本分野の支援は交渉相手への指南という機微な問題をはらんでいる。何をどうすべき、という政策的な内容を扱うことには限界もある。むしろ、先方が意思決定を行う上でのベースとなる協定等の理解促進、協定実施のための啓蒙活動、実務的な知識向上、体制構築、もしくは先方の政策立案の参考となる我が国（あるいは他国）の経験の共有化を通じたキャパシティ向上が協力の基本となる。

(2) オーダーメイドの支援 / 交渉の進捗に沿った適切なテーマの選定

各国固有の事情に配慮したオーダーメイド型のプログラムを展開する協力方式が、支援効果を高める上で望ましい。また、WTO における交渉の進展に伴い、関心事項が動いていく可能性も大きい。従って、時節を得た支援を実施するために WTO 交渉を取り巻く環境に留意する必要がある。特に、今後は新分野に関する支援要請が増えると思われる。

(3) 日本側リソースの強みを活かせる分野の選択

予算・人員の制約上、限られたリソースを有効に活用するために日本側専門家の強みを活かせる分野の支援に注力すべきである。義務履行の側面だけではなく、自国産業のために WTO システムをどう活用するかという視点からの技術協力が望まれているため、こうした観点で日本の経験が共有できれば協力プログラムとして効果的である。

(4) 継続的な能力向上スキームの構築

本分野の能力構築は、単発的な支援では達成し得ない。従って、継続性の確保に留意しながらプログラムを構築する必要がある。途上国では行政の人材層が薄く、頻繁に人事異動が行われるため、協力成果を根付かせるには工夫と努力が必要となる。

(5) オーナーシップの確保、幅広い対象者に向けた支援

支援受入機関のオーナーシップはプロジェクトの成功に不可欠である。従って、案件開始時に先方の関心及び支援受け入れ体制を十分に見極める必要がある。また、案件実施中も常にオーナーシップの確保に注力することが望まれる。

(6) 日本及び他ドナーによる既存協力プログラムとの連携 / 配慮

近年、多くのドナーが貿易関連支援に着目しており、支援量も急増しているため、既存の支援との重複を避けることが必要である。また、WTO 窓口機関に支援が集中しがちなため、受入機関にとって過剰な支援になっていないか、また、案件推進に十分な受入能力が残されているかの見極めが肝要である。

(7) 将来の南南協力を想定した支援

発展段階や文化が近い途上国間の南南協力においては、より実情やニーズに合致した適切な技術や経験が効果的に移転できる可能性が高い。支援途上国にとっては、他国に対する支援の実施を通じ自国の能力が強化されること、支援対象国との信頼関係の構築・強化が期待されることは自明である。また、ホスト国は支援対象国に自国の法制度・貿易に関わるシステムの構築を促し、その後の調和化のコストを軽減することも期待できよう。

ASEAN 諸国の中には、域内の低開発国への将来的な支援国となりうる国がある。これらの国々に対しては、一定の支援プログラムが終了した後にホスト国としての南南協力の実施につながるような知識移転が望まれる。

(8) 将来に向けた貿易投資枠組みの展開にも活用される支援

現在、WTO を中心とする多国間枠組みを補完する形で、二国間経済協定が発展しつつある。その内容の多くは、WTO の既存の協定や既に WTO において検討されている課題を先取りする内容となっている。支援の成果は WTO 体制のみならず、途上国による二国間・地域自由貿易協定への参加の円滑化に資するものとすべきである。

6-3 支援にあたっての留意事項等

(1) カウンターパートとのコミュニケーションに基づく信頼醸成

カウンターパートと密に連絡を取ること、プロジェクト期間を通じカウンターパー

トに意義を自覚される成果を順次達成していくことにより、信頼関係を構築し、支援プロセスの中で知識移転を図っていくことが望まれる。

(2) 現地語による情報の提供

十分な知識移転効果を得るために、英語による研修では目的を達成できない場合がある。その場合には、翻訳や通訳を活用しつつ、現地語で情報を提供することが望まれる。但し、WTO 交渉にあたっては、英語の能力向上が重要であることにも留意する。

(3) 現地リソースの活用

より現地の実状に合致した支援を行うためには、現地リソースによるインプットが望まれる。従って、現地リソースを有効に活用することが相応しい。特に、現状調査の実施やセミナー/ワークショップでの相手側からの講師招聘等は相手側キャパシティの向上、人材育成にも一定の効果を有する。

(4) 評価の活用

事前・中間・事後評価を行い、予定された目標の達成との確認を行うことが望まれる。但し、この分野での目標設定の数値化は一定の困難を伴うことに配慮すべきである。

(5) 支援方法の適切な見直し

WTO 交渉は常に継続されており、主要な支援項目に関する途上国の関心は常に変化する。また、交渉の進展に伴って、支援を実施する側の知識・ノウハウも向上していくことから、本分野に関する支援方法は、交渉に関する議論の進展、ドナー国側の支援経験の蓄積などを踏まえて、適宜見直しを行っていくことが重要である。特に支援受入国のニーズに即したオーダーメイド型の支援を行っていくにあたっては、相手国側の経済状況、支援プライオリティの変化などに十分注意すべきである。

6-4 国内外関係機関との連携協力

(1) WTO 協定に係る支援にあたっては、議論や交渉の最新情報や技術的な知識に基づく情報の共有化が重視されるべきことから、政府担当官が最大のリソースのひとつである。我が国政府と十分に情報交換を行いつつ支援を行うことが重要課題である。さらに、WTO 問題に関して研究経験を有する学識経験者、イシュー毎に強みを持つ団体や研究所が有機的に情報を共有しつつ支援内容の質を高めていくことが重要である。

(2) WTO 事務局を含む外部機関の専門性を活用することは、質の高い協力を実施す

るうえで不可欠である。特に、協定に関する理解促進を目的とするセミナー・ワークショップの実施にあたっては、中立的な協定解釈、WTOにおける作業の公平な評価を担保するうえで、WTO事務局および事務局経験者の参画が重要となる場合がある。WTO、WIPO、UNCTAD等の国際機関、弁護士事務所、民間企業等、関係諸機関とネットワークを確保し、適切な人材を用いた協力を行うことが求められる。

(3) 他のドナー機関と連携し、WTO協定実施に際して支援を求める途上国に対して、ドナーコミュニティが全体として効果的な技術移転を図れるよう留意する必要がある。

【参考資料】

図表一覧

第2章

図表 2-1	WTO 協定実施にあたっての課題（概観）	7
図表 2-2	WTO 協定およびその原則の国内の経済・産業政策への反映に関する問題点	9
図表 2-3	交渉時に必要な情報伝達と組織体制	10
図表 2-4	国内政策に沿った WTO 交渉の実施にあたっての主要な問題点	11
図表 2-5	WTO 協定に整合的な国内法制度の整備にあたっての主要な問題点	13
図表 2-6	WTO 協定に整合的な国内法・規制の履行・遵守にあたっての主要な問題点	14
図表 2-7	未加盟国の課題	15
図表 2-8	新規加盟国の課題	16
図表 2-9	既存加盟国の課題	16
図表 2-10	後発開発途上加盟国の課題	17

第3章

図表 3-1	WTO 事務局が提供する支援活動	19
図表 3-2	WTO 事務局による技術支援活動	23
図表 3-3	地域別 WTO 技術支援	23
図表 3-4	TRTA 協力の分野	33
図表 3-5	TRTA プログラムの地域別実施状況	34
図表 3-6	TRTA 協力プロジェクトの内容（詳細）	35
図表 3-7	貿易関連技術支援（TRTC）及び関連調査研究の援助支出に占める割合	39

第4章

図表 4-1	プロジェクトの検討から実施にあたっての検討・作業の全体像	42
図表 4-2	プロジェクト目標の「メニュー」	46
図表 4-3	プロジェクトをデザインするにあたって勘案すべき事項	50
図表 4-4	インドネシアにおける WTO 関連キャパシティの現状と支援ニーズ	51
図表 4-5	ニーズと支援形態・対象者	52
図表 4-6	人材リソースの活用	53

第 5 章

図表 5-1	TBT 協定に関する支援方法	70
図表 5-2	TRIPS 協定に関する主な支援方法	74
図表 5-3	GATS に関する支援方法	78
図表 5-4	DSU に関する支援項目と支援方法	83
図表 5-5	農業 / SPS 協定に関する支援プログラム (例)	87
図表 5-6	新分野に関する支援方法	94

JICA による WTO キャパシティ・ビルディング関連活動実績・予定

WTO キャパシティ・ビルディング関連協力実績 (平成 13 年度)

国・スキーム/年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
タイ	21, 23 24*					
インドネシア						9, 14 14*
マレーシア						
フィリピン						
ヴェトナム						
中国					22, 23 23*	
国内政策委員会			22 22*			
研修員受入						
その他						

国・スキーム/年月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
タイ					12, 13, 28, 29, 30 29*	
インドネシア						23 23*
マレーシア			9, 14 14*			
フィリピン						
ヴェトナム		28, 29 29*			10, 11, 12, 13 13*	14, 15 15*
中国	21, 22 22*	17, 21 21*	18, 22 22*			8, 16 16*
国内政策委員会				9 9*		17 17*
研修員受入					1, 2, 18, 19 19*	3, 18, 19 19*
その他			24, 25 25*		3, 4 4*	8, 16 16*

*マ (Scope of Work) プロジェクトの範囲内等に関する支援対象国との協働

WTO キャパシティ・ビルディング関連協力の実績・今後の予定（平成 14 年度）

国・地域名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
タイ						11月 11日 17時 30分 11月 11日 17時 30分
インドネシア	10月 27日 10時 00分	11月 10日 10時 00分		11月 10日		11月 10日
マレーシア		11月 10日				11月 10日 10時 00分
フィリピン		11月 10日				11月 10日 10時 00分
ヴェトナム						11月 10日 10時 00分
中国			11月 10日 10時 00分			
国別調整委員会				11月 10日		
研修員個人						11月 10日 10時 00分
その他						

国・地域名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
タイ	10月 27日 10時 00分	11月 10日 10時 00分				
インドネシア	10月 27日 10時 00分			11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分
マレーシア	10月 27日 10時 00分	11月 10日 10時 00分				11月 10日 10時 00分
フィリピン		11月 10日 10時 00分				11月 10日 10時 00分
ヴェトナム						11月 10日 10時 00分
中国	11月 10日 10時 00分			11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分
国別調整委員会				11月 10日		
研修員個人	11月 10日 10時 00分		11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分
その他			11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分	11月 10日 10時 00分

*本表は、WTOの協力の状況を示すものであり、WTOの協力の状況を示すものではありません。

「APEC地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム」の最近の実績

APEC地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム、タイにおける
ワークショップ/セミナー（2002年）

日程	テーマ	主要参加者
2002年2月12-13日	TBT ワークショップ	各省庁の TBT 担当行政官
2002年2月18-20日	AD/CVD ワークショップ	各省庁の AD/CVD 担当行政官
2002年2月20-22日	GATS ワークショップ	各省庁の GATS 担当行政官
2002年8月20-21日	AD/CVD ワークショップ	行政官及び産業界代表者
2002年8月21-23日	GATS ワークショップ	行政官及び産業界代表者
2002年8月27-28日	TBT ワークショップ	各省庁の TBT 担当行政官
2002年10月3-4、 8-9、21-24日	TRIPS トレーナーズ・トレーニング	各省・関係政府機関等の担当 官
2002年11月11日	ラップアップ・セミナー	各ワークショップ等参加者

APEC地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム、
インドネシアにおけるワークショップ/セミナー（2002,2003年）

日程	テーマ	主要参加者
2002年1月23日	GATS プレワークショップ	各省庁の GATS 担当行政官
2002年3月22日	キックオフ・セミナー 「WTO 協定と日本の経験」	行政官及び産業界代表者
2002年3月18日	TBT ミニワークショップ	TBT 担当行政官
2002年3月19日	TBT ミニワークショップ	TBT 担当行政官
2002年3月20日	TBT ミニワークショップ	TBT 担当行政官
2002年5月3日	GATS ワークショップ	サービス担当行政官
2002年5月6日	GATS ワークショップ	サービス担当行政官
2002年5月7日	GATS ワークショップ	サービス担当行政官
2002年5月27-29日	AD/CVD/SG/DS ワークシ ョップ	AD 等担当行政官
2002年7月4-5日	TBT ワークショップ	TBT 担当行政官
2002年9月4日	AD/CVD/SG/DS ワークシ ョップ	AD 等担当行政官
2002年10月9-10日	GATS ワークショップ	各省庁の GATS 担当行政官及 び産業界代表者
2002年10月 24-25日	TBT ワークショップ	TBT 担当行政官
2002年1月（予定）	AD/CVD/SG/DS ワークシ ョ	

	ップ	
2003年1月(予定)	GATS ワークショップ	
2003年1月(予定)	TRIPS トレーナーズ・トレーニング	
2003年1月(予定)	TBT ワークショップ	
2003年2月(予定)	ラップアップ・セミナー	

APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協カプログラム、マレイシアにおける
ワークショップ/セミナー (2002,2003年)

日程	テーマ	主要参加者
2002年8月	農業/SPS セミナー-	農業 / SPS 担当行政官等
2002年9月3-5日	TBT セミナー/ワークショップ	TBT 担当行政官等
2002年10月7-8、 14-18日	DSU ワークショップ	紛争処理担当行政官
2002年10月 28-29日	TRIPS セミナー/ミニワーク ショップ	各省・関係政府機関等の担 当官
2003年3月(予定)	ラップアップ・セミナー	

関連ホームページアドレス一覧

WTO	http://www.wto.org/ http://if.wto.org/glance_e.htm (Integrated Framework)
ABAC	http://www.apecsec.org.sg/abac/abac.html
AGILE	http://www.usaid-ph.gov/economic%20policy%20agile_usaid.htm
AIDCO	http://europa.eu.int/comm/europeaid/index_en.htm
APEC	http://www.apecsec.org.sg/
ASEAN	http://www.asean.or.jp/ (国際機関日本アセアンセンター) http://www.aseansec.org/ (ASEAN 中央事務局)
AusAID	http://www.ausaid.gov.au/
BSN	http://www.bsn.or.id/
CIDA	http://www.acdi-cida.gc.ca/
DAC	http://www1.oecd.org/dac/
DFID	http://www.dfid.gov.uk/
DIP	www.ipthailand.org/
EC	http://europa.eu.int/comm/index.htm
EU	http://www.europa.eu.int/
FAO	http://www.fao.org/
ICTSD	http://www.ictsd.org/ (International Centre for Trade and Sustainable Development)
IEC	http://www.iec.org/
IIST	http://www.iisd.org/tnk/default.htm (International Institute for Sustainable Development: Trade Knowledge Network)
IMF	http://dsbb.imf.org/
ISO	http://www.iso.ch/
ITC	http://www.intracen.org/
JICA	http://www.jica.go.jp/
JITAP	http://www.jitap.org/ (Joint Integrate Technical Assistance Programme: ITC、WTO、UNCTAD による LDC ・ アフリカ諸国向け貿易政策立案支援共同プログラム)
OECD	http://www.oecd.org/
SIRIM	http://www.srim.org/
TILF	http://www.economia-snci.gob.mx/Foros/APEC/TILF/tilf.htm
TISI	http://www.tisi.go.th/
UNCTAD	http://www.unctad.org/

UNDP	http://www.undp.org
UNIDO	http://www.unido.org
UNECA	www.uneca.org/
USAID	http://www.info.usaid.gov/
WHO	http://www.who.int/en/
WIPO	http://www.wipo.org
World Bank	http://www.worldbank.org/ http://www1.worldbank.org/wbiiep/trade/WTO_2000.html (WTO2000 キャパシティ・ビルディング・プロジェクト)

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部

	http://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/
外務省	http://www.mofa.go.jp/
経済産業省	http://www.meti.go.jp/
農林水産省	http://www.maff.go.jp/
財務省	http://www.mof.go.jp/
金融庁	http://www.fsa.go.jp/
総務省	http://www.soumu.go.jp/
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/
日本貿易振興会	http://www.jetro.go.jp/top-j/
日本工業標準調査会	http://www.jisc.go.jp/
(財)発明協会	http://www.jiii.or.jp/
(財)国際貿易投資研究所・公正貿易センター	http://web.infoweb.ne.jp/fairtradec/

2002年8月現在

参考文献

- 青木健/黒田啓一 WTO とアジアの経済発展 東洋経済新報社 (1998)
- 青木健 『AFTA (ASEAN 自由貿易地域 - ASEAN 経済統合の実状と展望 - 』日本貿易振興会 (2001)
- アジア経済研究所 『アジア工業国の経済展望 2005 年経済予測』(1997)
- アセアン事務局編アセアンセンター訳 『ASEAN 投資地域暫定除外リストおよびセンシティブ・リスト (1999)
- アセアン事務局編アセアンセンター訳 『ASEAN 投資関係政策・措置要覧』(1998)
- アセアン事務局編アセアンセンター 『アセアンへの投資』(1999)
- アセアンセンター 『ASEAN における貿易・投資の自由化と円滑化』(2000)
- 池田美智子 『ガットから WTO へ - 貿易摩擦の現代史 - 』筑魔書房 (1996)
- 石黒一憲 『グローバル経済と法』信山社出版 (株) (2000)
- 石黒一憲 『通商摩擦と日本の進路 - 21 世紀のためのビジョン - 』(有)木鐸社 (1996)
- 岩沢雄司 『WTO の紛争処理』(株)三省堂 (1997)
- OECD 『OECD : 貿易と環境 貿易が環境に与える影響』(1995)
- OECD 『国際的な人の移動の動向』(1995)
- OECD 編河合伸 訳 『市場自由化の重要性』中央経済社 (1998)
- 大野健一/桜井宏次郎 『東アジアの開発経済学』有斐閣 (1999)
- 大野健一 『途上国のグローバリゼーション 自立的発展は可能か』東洋経済新報社 (2000)
- 外務省経済局サービス貿易室編 『WTO サービス貿易一般協定[1998 年版] 最新の動向と各国の約束』(財)日本国際問題研究所 (1998)
- 外務省経済局サービス貿易室編 『WTO サービス貿易一般協定[1997 年版] 最近の動きと解説』(財)日本国際問題研究所 (1997)
- 経済企画庁総合計画局 『通貨金融危機の克服と 21 世紀の経済安定化に向けて』(1999)
- 経済産業省 『通商白書 2001』(2001)
- 経済産業省政策局 『2001 年版不公正貿易報告書 - WTO 協定から見た主要国の貿易政策 - 』経済産業調査会出版部 (2001)
- 建設省建設局建設業課 『公共事業と WTO 政府調達協定』(1997)
- (財)国際貿易投資研究所 『地域経済圏の結成と直接投資の変化に関する調査研究 - アジア経済再建のシナリオ - 』(1999)

- 小寺彰 『WTO 体制の法構造』(財)東京大学出版会 (2000)
- 櫻井雅夫 『新国際投資法—投資と貿易の相互作用—』(株)有信堂高文 (2000)
- 三和総合研究所 『サービス貿易自由化のあり方に関する調査研究報告書』(1999)
- 三和総合研究所 『次期 WTO 交渉における主要サービス産業の自由化に関する調査研究報告書』(1999)
- 三和銀行 『海外投資ガイド タイ』(2000)
- 三和銀行 『海外投資ガイド インドネシア』(2000)
- 三和銀行 『海外投資ガイド マレーシア』(2000)
- 三和銀行 『海外投資ガイド フィリピン』(2000)
- Meier, Gerald M. 編著 松永宣明/大坪滋 訳 『国際開発経済学入門』(株)勁草書房 (1999)
- 鷲見一夫 『世界貿易機関を斬る』明窓出版 (1996)
- 田村次朗 『WTO ガイドブック』弘文堂 (2001)
- 通商産業省 『通商白書 2000』(2000)
- 通商産業省 『通商白書 1999』(1999)
- 通商産業省政策局 『2000 年版不公正貿易報告書 - WTO 協定から見た主要国の貿易政策 - 』通商産業調査会出版部 (2000)
- 通商産業省政策局 『1999 年版不公正貿易報告書 - WTO 協定から見た主要国の貿易政策 - 』通商産業調査会出版部 (1999)
- 津久井茂充 『ガットの全貌<コンメンタル・ガット>』日本関税協会 (1993)
- (財)日本国際問題研究所 『WTO 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定』(1997)
- 日本貿易振興会 経済情報部 『主要国による WTO 協定実施状況 - TRIM 協定、TRIPS 協定、ITA、政府調達協定』(2000)
- 日本貿易振興会 経済情報部 『WTO シアトル閣僚会議と次期貿易交渉(報告集)』(2000)
- 日本貿易振興会 アジア経済研究所 『タイの経済政策—制度・組織・アクター』(2000)
- 日本貿易振興会 『アジアは活力を取り戻せるか - グローバリゼーションと日米企業の役割 - 』(1998)
- 日本貿易振興会 『東アジア：通貨・経済危機と貿易自由化』(1998)
- 松下満雄/清水章雄/中川淳司 『ケースブック ガット・WTO 法』(株)有斐閣 (2000)
- 松下満雄 『国際経済法 国際通商・投資法』(株)有斐閣 (1997)
- 宮家邦彦 『解説 WTO サービス貿易一般協定(GATS)』外務省経済局 (1996)

Bernard M. Hoekman, Philip English, Aaditya Matoo “Development, Trade, and the WTO:

- A Handbook,” World Bank ISBN (2002)
- Bryant, Ralph C. “International Coordination of National Stabilization Policies”, The Brookings Institution Press, (1995)
- ”Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health adopted on 14 November 2001”, WT/MIN(01)/DEC/2, 20
- Edward M. Graham “Fighting the Wrong Enemy Antiglobal Activists and multinational Enterprises”, Institute for International Economics, (2000)
- Gaisford, James D., Kerr, William A. “Economic Analysis for International Trade Negotiations”, Edward Elgar Publishing Limited, (2000)
- Gary P. Sampson “Trade, Environment, and The WTO: The Post-Seattle Agenda”, Overseas Development Council, (2000)
- Jagdish Bhagwati “The Wind of the Hundred Days”, Massachusetts Institute of Technology, (2000)
- Jeffrey A. Frankel “Regional Trading Blocs In the World Economic System”, Institute for International Economics, (1997)
- Klaus Gunter Deutsch & Bernhanrd Speyer “The World Trade Organization Millennium Round Free Trade in the Twenty -First Century”, Routledge, (2001)
- Miguel Rodriguez Mendoza, Patrick Low, Barbara Kotschwar “Trade Rules in the Making Challenges in Regional and Multilateral Negotiations”, The Brookings Institution Press, (1999)
- OECD ”The Development Dimensions of Trade” (2001)
- OECD ”Trade and Development in the New Global Context - The Capacity Dimension,” *Policy Brief*, September 2001 (2001)
- OECD ”The Development Dimensions of Trade,” *Policy Brief*, October 2001 (2001)
- Sherry M. Stephenson “Services Trade in the Western Hemisphere Liberalization, Integration, and Reform”, The Brookings Institution Press, (2000)
- Simon J. Evenett, Alexander Lehmann, Benn Steil, “Antitrust Goes Global What Future for transatlantic Cooperation?”, The Brookings Institution Press, (2000)
- The University of Chicago “The WTO as an International Organization”, (1998)
- Thomas W. Hertel “Global Trade Analysis Modeling and Applications”, Cambridge University Press (1998)

World Bank “ Asia Growth Recovery Program Capacity Building Assistance to East Asia ”
(1999)

WTO “Ministerial Declaration adopted on 14 November 2001”, WT/MIN(01)/DEC/1, 20
November 2001

WTO “Report of the Review of the Integrated Framework”, WT/LDC/SWG/IF/1, 29 June 2000

WTO “Review of the Integrated Framework: Communique from Heads of Six Core Agencies”,
WT/LDC/SWG/IF/2, 12 July 2000

WTO “ Coordinated WTO Secretariat Annual Technical Assistance Plan 2002, Note by the
Secretariat Revision”, WT/COMTD/W/95Rev.3, 8 March 2002

WTO “Fact Sheet on Technical Cooperation”, WTO News, 28 March 2002

WTO “Technical Cooperation: Integrated Framework, The Integrated Framework (IF)”

WTO “Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance to Least Developed
Countries, If at a Glance”

WTO “Technical Cooperation for Capacity Building, Growth and Integration The New
WTO Strategy Note by the WTO Secretariat”, February 2002

“Implementation-related Issues and Concerns: Decision of 14 November 2001”
WT/COM(01)/17

WTO Secretariat, *Press Pack – World Trade Organization – 4th Ministerial Conference*, 9
November 2001, 48 ページ以下を参照。